

手話通訳士実態調査報告書

令和元(2019)年12月

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
手話通訳士実態調査事業委員会

目次

はじめに [p. 3]

調査概要 [p. 5]

1 基礎調査結果【n=1,884人】

1. 性別 [p. 6]
2. 年齢 [p. 6]
3. 手話通訳経験年数 [p. 7]
4. 資格取得後年数 [p. 8]
5. 手話通訳技能認定試験の受験回数 [p. 9]
6. 手話通訳技能認定試験に合格するまでの手話・手話通訳学習年数 [p. 9]
7. 手話・手話通訳学習方法 [p. 10]
8. 職業 [p. 11]
9. 職種 [p. 12]
10. 日々の業務に手話通訳業務が含まれているか [p. 13]
11. 令和元年9月1日～30日に行なった手話通訳業務回数 [p. 13]
12. 令和元年9月1日～30日に行なった手話通訳業務時間 [p. 14]
13. 手話通訳士資格以外に取得している「資格」（医療・福祉分野の資格） [p. 14]
14. 手話通訳士資格を活かした職業への就労 [p. 15]
15. 手話通訳士資格を活かした職業へ就労していない理由 [p. 15]
16. 手話通訳派遣事業への登録 [p. 16]
17. 手話通訳派遣事業へ登録していない理由 [p. 17]
18. 手話講習会における講師活動の有無 [p. 18]
19. 講師をしていない理由 [p. 18]
20. 高等教育・テレビ放送等での手話通訳経験の有無 [p. 19]
21. 手話通訳士資格を取得して良かったか [p. 19]
22. 手話通訳士資格を取得しての具体的な感想 [p. 20]
23. 関係団体主催の専門研修への参加の有無 [p. 21]

2 A票調査結果【n=708人】（手話通訳士資格を活かした職業に就いている方への調査）

- A-1 就労先 [p. 23]
- A-2 雇用形態 [p. 25]
- A-3 現に就労している職場における従事年数 [p. 27]
- A-4 決まって支給される給与（月額）【選択】 [p. 29]
- A-5 現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務 [p. 32]
- A-6 各手話通訳業務の頻度 [p. 33]
- A-7 現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務の課題 [p. 35]
- A-8 現職場において手話通訳士資格をさらに活かすために望むこと [p. 36]

3 B票調査結果【n=1,519人】（手話通訳派遣事業所に登録されている方への調査）

- B-1 登録件数ごとにみた登録先機関・団体 [p. 38]
- B-2 登録先別にみた登録年数 [p. 40]
- B-3 令和元年9月1日から9月30日までの1か月間に行った手話通訳派遣件数 [p. 41]
- B-4 1年間を通じた、派遣手当の「平均月額」 [p. 44]

- B-5 主に従事する手話通訳派遣事業所の1時間あたりの「派遣単価」 [p. 44]
- B-6 登録先の事業所等の主催による登録者研修 [p. 45]
- B-7 登録者派遣事業について望むこと [p. 46]

4 C票調査結果【n=792人】（手話講習会等で講師活動をされている方への調査）

- C-1 手話通訳に関する養成講座等の講師担当経験の有無 [p. 48]
- C-2 令和元年9月1日から9月30日までの1か月間に行った講師活動について [p. 50]
- C-3 手話通訳士・者養成及び手話通訳士試験制度について望むこと【複数回答】 [p. 50]

5 D票調査結果【n=1,884人】（政見放送および司法場面に関する調査）

- I 政見放送について
 - D-1 政見放送手話通訳研修会の履修 [p. 58]
 - D-2 政見放送の手話通訳 [p. 59]
 - D-3 担当した政見放送の内容 [p. 60]
 - D-4 政見放送の手話通訳環境 [p. 61]
 - D-5 政見放送手話通訳に関する要望・提案等 [p. 62]
- II 司法場面について
 - D-6 司法場面における手話通訳担当の有無 [p. 67]
 - D-7 「裁判員裁判」を担当したことがあると回答した場合（n=51） [p. 68]
 - D-8 地元の弁護士会との連携 [p. 70]
 - D-9 地元の通訳センター [p. 70]
 - D-10 裁判員裁判の手話通訳に関する要望・提案等 [p. 71]

6 調査結果を受けて ～手話通訳士制度の発展のために～

- 1. 手話通訳士の実像 [p. 75]
 - (1) 手話通訳士と高齢化 [p. 75]
 - (2) 手話通訳士とジェンダー [p. 76]
- 2. 手話通訳の学習、養成、講師活動 [p. 76]
 - (1) 手話通訳・手話通訳士試験のための学習 [p. 77]
 - (2) 自由記述から ～受験の促進、統一試験との整合、国家資格化 [p. 77]
 - (3) 手話通訳士の講師活動 [p. 78]
- 3. 手話通訳士の雇用 [p. 79]
- 4. 手話通訳の派遣事業と政見放送・司法場面の手話通訳 [p. 79]
 - (1) 手話通訳の派遣事業 [p. 79]
 - (2) 政見放送・司法場面の手話通訳 [p. 80]
- 5. 障害者差別解消法と手話通訳者の雇用 [p. 81]

- 資料
- 1) 手話通訳士実態調査票〔令和元(2019)年9月実施〕 [p. 82]
 - 2) 第31回手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）案内〔令和元(2019)年10月実施〕 [p. 90]
 - 3) 厚生労働省令 第96号（平成21年3月31日「官報」より抜粋） [p. 91]
 - 4) 申込者・受験者・合格者の推移 [p. 93]

はじめに

手話通訳士実態調査事業委員会
委員長 植村英晴
(日本社会事業大学名誉教授)

手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）が開始されて30年が経過しました。

この間、NHK手話ニュース・手話講座の開始、政見放送への手話通訳導入、高等教育場面での情報保障、聴覚に障害を持つ弁護士・医師・看護師など新たな専門職の誕生・広がりに伴う専門職の養成・研修等の場面での情報保障、そして、裁判員裁判における情報保障と手話通訳士が担う手話通訳場面はますます広がる一方です。手話通訳士への社会的要請・需要はかつてない高まりをみせております。

こうした中、この度、大阪府民共済生活協同組合、全国労働者共済生活協同組合連合会から助成をいただき、手話通訳士の実態調査を実施することができました。

今回調査は、平成21(2009)年の調査に続く、2回目の調査にあたります。

調査項目は、前回の項目に倣って整理しましたが、新たに「政見放送場面の手話通訳」と「司法場面の手話通訳」についての調査項目を加えました。

手話通訳士(3,707人)の年齢構成をみると、50歳以上が2,748人と、全体の74.1%に達し、年齢と経験年数をクロスさせたところ、60歳以上の手話通訳士で、「経験年数」が「15年以上」と回答した者は、回答者全体(1,843人)の33.2%にあたる612人となっております。

一方、「政見放送場面」や「司法場面」といった「高度な通訳場面」の通訳回数を見ると、60歳以上の手話通訳士が、それぞれ半数程度を担当しており、今後、こうした高度な通訳現場での経験を、どう継承していくのかといった課題が浮上してくるものと考えられます。

「司法分野」の手話通訳については、国立大学法人筑波技術大学が平成30(2018)年に実施した調査でも、「司法分野の手話言語通訳に対応できる通訳者がいない、または不足している」といった指摘がされており、今後、養成・研修の強化を図る必要性を痛感しているところで

さらに、本調査とアメリカ合衆国の手話通訳者協会(RID)会員10,984人に対する2012年実施の調査(回答者3,212人)を簡単に比較します。アメリカの手話通訳者の年齢構成は、31~40歳が25%、41~50歳が27%、51~60歳が23%と日本に比べて若く働き盛りの年齢

層です。さらに、常勤職の手話通訳者 1,408 人の就業先は、幼稚園から高等学校までの教育機関が 33%、大学等の高等教育機関が 20%、ビデオリレーサービス機関が 16%と教育関係機関が多数を占め、日本とは全く異なる状況です。

なお、今回は、立教大学コミュニティ福祉学部の木下武徳教授に多大なるご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

この報告書が、今後の手話通訳士制度発展に寄与し、ひいては、聴覚に障害をもつ方々の社会参加の促進及び社会的自由のさらなる拡大につながることができれば、望外の喜びです。

(うえむら・ひではる)

調査概要

1. 調査目的

「手話通訳士制度」及び手話通訳士の現状を分析し、もって、今後の制度的発展に寄与することを調査目的とする。

2. 調査内容

(1) 基礎調査票

調査対象者（社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに登録された手話通訳士）の属性や就労・活動の状況、手話通訳士資格全体に関する意見・要望について調査する。

(2) 調査票A

調査対象者の内、手話通訳資格を活かした職業に就いている者の所属、身分、待遇、業務課題、業務改善要望について調査する。

(3) 調査票B

調査対象者の内、手話通訳派遣事業に登録している者の登録先、業務の状況、待遇、研修会への参加状況、派遣事業への意見・要望について調査する。

(4) 調査票C

調査対象者の内、手話講習会等で講師活動をしている者の活動の状況、待遇、手話通訳士・者養成及び手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）制度に対する意見・要望について調査する。

(5) 調査票D

調査対象者の内、政見放送及び司法場面での手話通訳について、その活動の状況、待遇等に対する意見・要望について調査する。

3. 調査方法

調査対象者〔聴力障害者情報文化センターに登録された手話通訳士 3,714 人（令和元(2019)年 9 月 1 日現在）〕に対して、登録されている住所に調査票を送付し、期間を定めて返信用封筒で回収する郵送法により調査票の配布と回収を行った。

4. 調査期間

令和元(2019)年 9 月 1 日～9 月 30 日

5. 調査の対象者数と調査票の回収率

令和元(2019)年 9 月 1 日現在、聴力障害者情報文化センターに登録する手話通訳士 3,714 人に調査票を郵送し、同年 10 月 28 日までに、1,884 人から回答を得た（回収率：50.7%）。

6. 集計・分析方法

回収された調査票は、立教大学コミュニティ福祉学部の木下武徳教授のもとで分析が行われた。

1. 基礎調査結果【n=1,884人】

1. 性別

男性は9.3%（176人）、女性は89.5%（1,687人）、無回答は1.1%（21人）である（図1-1）。

図1-1 性別 2019年



2. 年齢

回答者の年齢構成は、50歳代が35.8%（674人）、60歳代が32.6%（614人）、40歳代が17.8%（336人）と続いた。50歳代と60歳代、70歳以上を合わせて75.5%と8割近くになっている（図1-2、表1-2）。60歳代と70歳以上だけでも39.7%と4割である。

2009年調査と比較すると、30歳代で8.6ポイント、40歳代で15.2ポイントも減る一方、60歳代で21.7ポイント、70歳代で6.6ポイント増加している。つまり、30～40歳代が大きく減り、60歳代が大きく増えている。60歳代以上の割合は、2009年の11.4%から2019年の39.7%へと3.5倍になっている。

図1-2 年齢 2019年と2009年

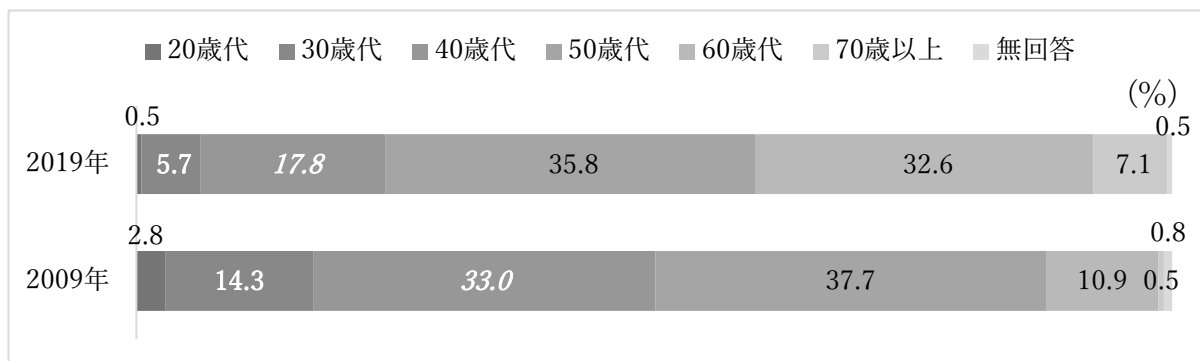


表1-2 手話通訳士の年齢構成 2019年

| 年代 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳～ | 無回答 | 計 |
|-----|------|------|------|------|------|------|-----|-------|
| 人数 | 10 | 107 | 336 | 674 | 614 | 133 | 10 | 1,884 |
| (%) | 0.5 | 5.7 | 17.8 | 35.8 | 32.6 | 7.1 | 0.5 | 100.0 |

参考までに、試験実施法人である社会福祉法人聴力障害者情報文化センター「手話通訳士名簿」から手話通訳士（3,707人/令和元(2019)年12月5日現在）の年齢構成をみると、ほぼ同様の構成になっている（参考1）。なお、平均年齢は56.0歳であった。

参考1 手話通訳士（3,707人）の年齢構成（2019/12/05時点）※「手話通訳士名簿」による

| | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳～ | 計 |
|-------|------|------|------|-------|-------|------|-------|
| 男性（人） | 5 | 43 | 106 | 117 | 143 | 23 | 437 |
| 女性（人） | 23 | 182 | 600 | 1,194 | 986 | 285 | 3,270 |
| 計 | 28 | 225 | 706 | 1,311 | 1,129 | 308 | 3,707 |
| (%) | 0.8 | 6.1 | 19.0 | 35.3 | 30.5 | 8.3 | 100.0 |

注) 平均年齢は、全体で56.0歳、男性で54.2歳、女性で56.2歳であった。

3. 手話通訳経験年数

手話通訳経験年数をみると、15～20年未満が19.4%、10～15年未満が18.2%、30年以上が17.5%、20～25年未満が17.4%、5～10年未満が11.1%、25～30年未満が9.9%、5年未満が4.8%と続いた（図1-3）。手話通訳経験年数の平均は、19.1年（中央値は18.0年）であった。

なお、年齢と手話通訳経験年数のクロス表をみると、当然ではあるが、年齢が高いほど手話通訳経験年数は高くなる傾向にあるが、その年数の幅も広がっていることがわかる（表1-3）。

図1-3 手話通訳経験年数 2019年

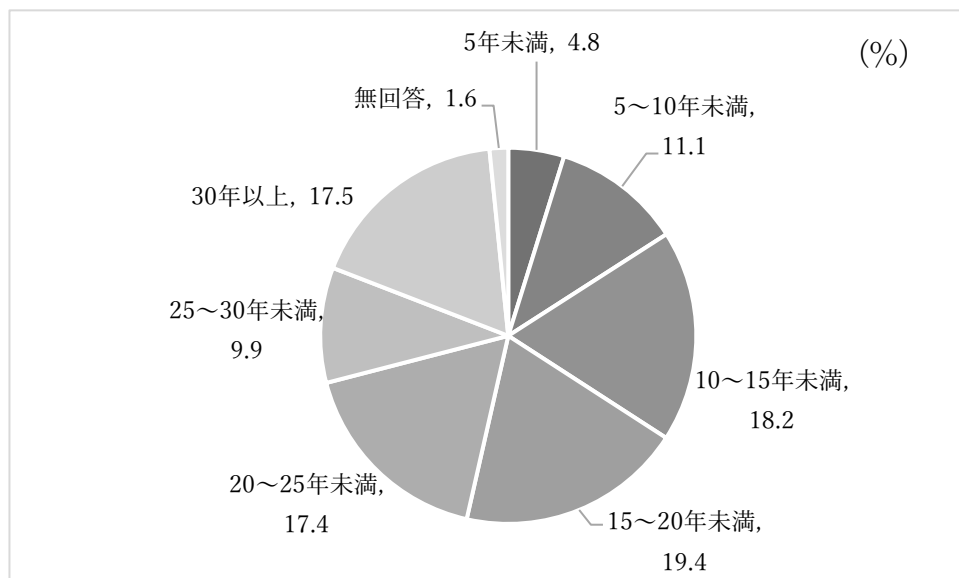


表 1-3 年齢と手話通訳経験年数のクロス表 2019 年

| 上段:度数 | 年齢 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|
| | 下段:% | 合計 | % | 20歳代 | % | 30歳代 | % | 40歳代 | % | 50歳代 | % | 60歳代 | % | 70歳以上 | % |
| 手話通訳経験年数 | 5年未満 | 89 | 4.8 | 7 | ●70.0 | 25 | 23.6 | 27 | 8.2 | 21 | 3.2 | 7 | 1.2 | 2 | 1.6 |
| | 5～10年未満 | 208 | 11.3 | 3 | 30.0 | 34 | ●32.1 | 77 | ●23.3 | 71 | 10.7 | 21 | 3.5 | 2 | 1.6 |
| | 10～15年未満 | 342 | ●18.6 | 0 | 0.0 | 33 | ●31.1 | 72 | ●21.8 | 149 | ●22.4 | 79 | 13.1 | 9 | 7.0 |
| | 15～20年未満 | 363 | ●19.7 | 0 | 0.0 | 12 | 11.3 | 74 | ●22.4 | 162 | ●24.4 | 98 | 16.2 | 17 | 13.3 |
| | 20～25年未満 | 327 | ●17.8 | 0 | 0.0 | 2 | 1.9 | 56 | 16.9 | 108 | 16.3 | 143 | ●23.7 | 18 | 14.1 |
| | 25～30年未満 | 186 | 10.1 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 20 | 6.0 | 68 | 10.2 | 75 | 12.4 | 23 | 18.0 |
| | 30年以上 | 328 | 17.8 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 5 | 1.5 | 85 | 12.8 | 181 | 30.0 | 57 | ●44.5 |
| | 合計 | 1843 | 100.1 | 10 | 100.0 | 106 | 100.0 | 331 | 100.0 | 664 | 100.0 | 604 | 100.0 | 128 | 100.0 |

注) 年齢別に経験年数の割合が多いセルにマーク (●) をつけている。

4. 資格取得後年数

資格取得後年数 (2019 年) をみると、平均は 12.5 年 (中央値は 10.0 年) であった。より詳細にみると、10～15 年未満が 28.2%、5～10 年未満が 25.4%、5 年未満が 14.2%、15～20 年未満が 10.1%、25～30 年未満が 8.5%、20～25 年未満が 6.8%、30 年以上が 5.1%、無回答が 1.8%と続いた(図 1-4-1)。

2009 年と比べると、5 年未満では 36 ポイントも減った一方で、20 年以上は 13.5 ポイント増加している(図 1-4-2)。

図 1-4-1 資格取得後年数 2019 年

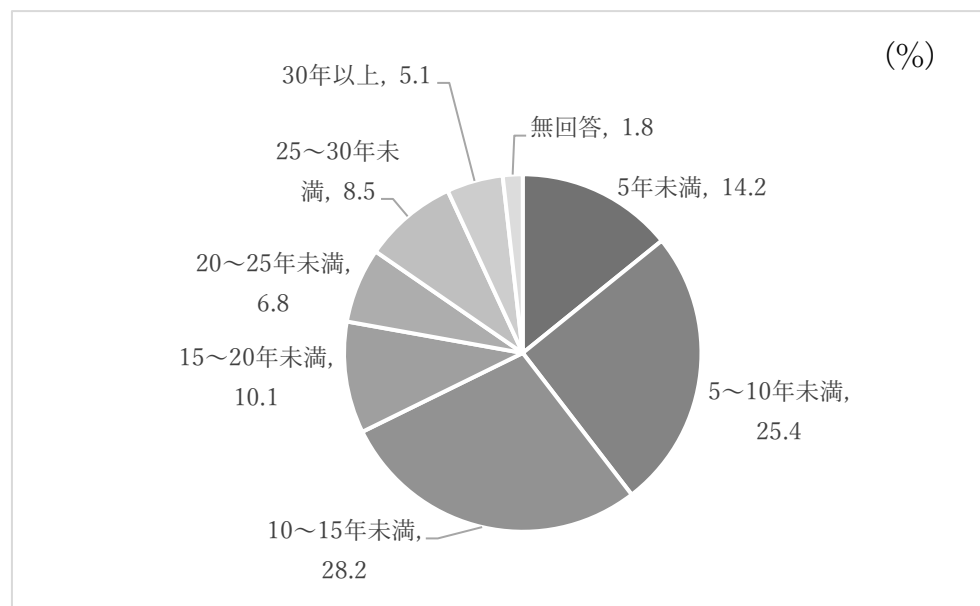
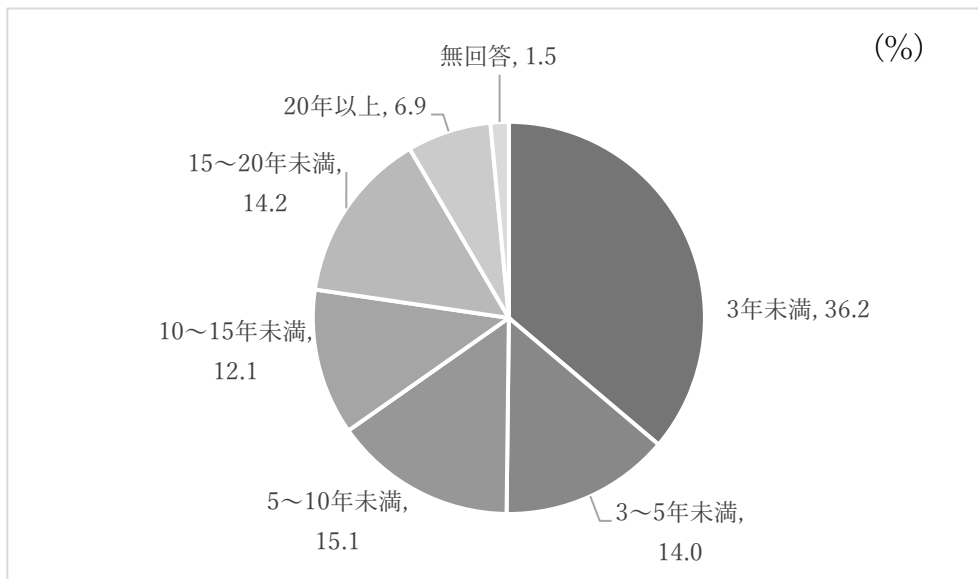


図1-4-2 資格取得後年数 2009年



5. 手話通訳技能認定試験の受験回数

2019年の手話通訳技能認定試験の受験回数をみると、平均は2.7回（中央値2.0回、最大値20.0回）であった。より詳しくみると、1回が30.6%、2回が28.5%、3回が16.7%、5回以上が14.8%と続いた。これについては、2009年の調査結果とほとんど変化はみられなかった(図1-5)。

図1-5 手話通訳技能認定試験の受験回数 2019年と2009年



6. 手話通訳士試験に合格するまでの手話・手話通訳学習年数

手話通訳士試験に合格するまでの手話・手話通訳学習年数をみると、平均は10.4年（中央値は10.0年）であった。より詳しくみると、5～10年未満が31.5%、10～15年未満が28.0%、5年未満が14.6%、15～20年未満が12.9%、20年以上が9.7%と続いた。2009年と比較すると、5年未満が5.6ポイント増加し、10～15年未満が8.7ポイント減少している(図1-6-1)。

なお、受験回数別に手話通訳士試験に合格するまでの手話・手話通訳学習年数をみると、受験回数が1～3回までは学習年数は大きな変化はないが、4回以降になると、15～20年未満の割合が3回と比較して3倍程度大きくなっていることが特徴的である(図1-6-2)。

図1-6-1 手話通訳士試験に合格するまでの手話・手話通訳学習年数 2019年と2009年

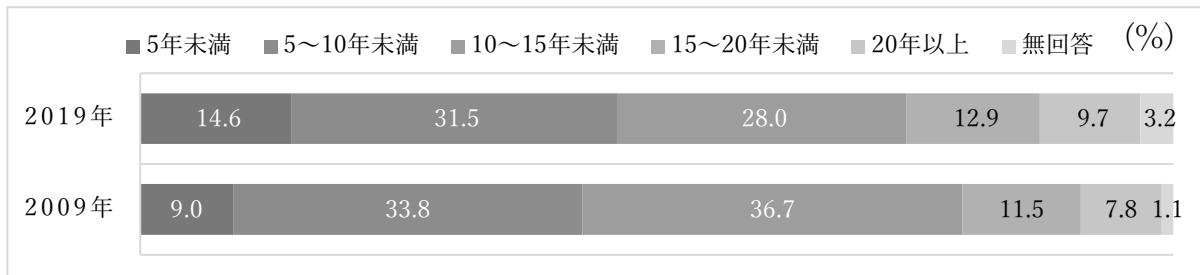
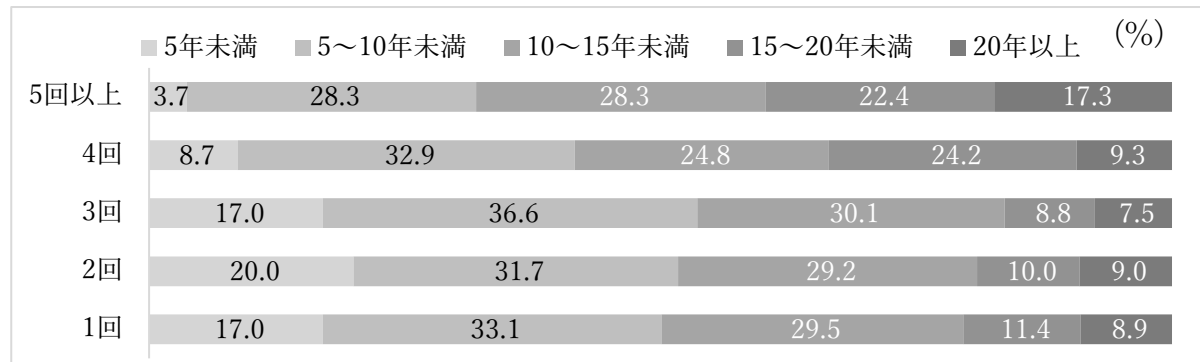


図1-6-2 受験回数別にみた手話通訳士試験に合格するまでの手話・手話通訳学習年数 2019年



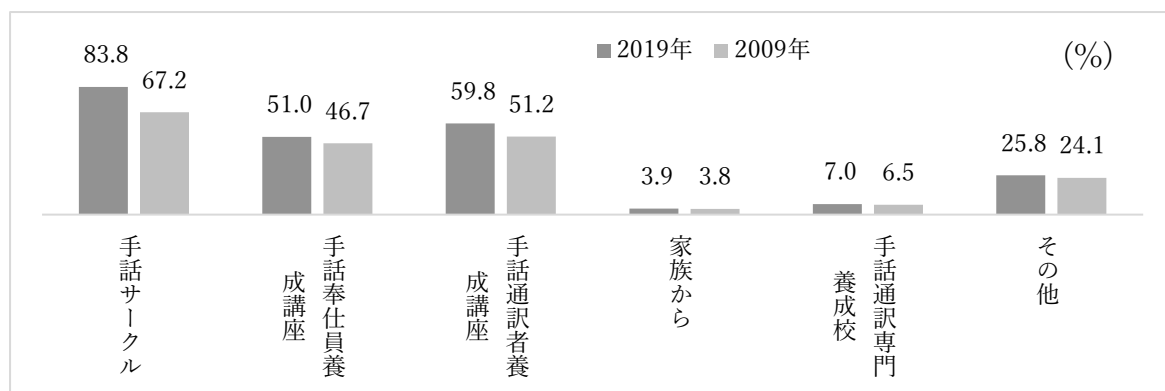
注) 無回答を除いた数値で作成

7. 手話・手話通訳学習方法

2019年の手話・手話通訳学習方法【複数回答】をみると、手話サークルが83.8%、手話通訳者養成講座が59.8%、手話奉仕員養成講座が51.0%、その他が25.8%、手話通訳専門養成校が7.0%、家族からが3.9%と続いた。2009年と比較すると、手話サークルが16.6ポイント、手話奉仕員養成講座が4.3ポイント増加している(図1-7)。

「その他」については、手話講習会、ろう者から学んだこと、職場、地域や民間の手話教室、カルチャーセンター等の記述があった。地元や民間で行われている手話教室や講習会に足を運び手話を学んでいる人が多くいる。また、ろう者から学んだことの中ではろう者との交流が多くを占め、ろう者の友人、ろう学校勤務など、ろう者と関わりながら手話・手話通訳を学んでいた。

図1-7 手話・手話通訳学習方法<複数回答> 2019年と2009年



8. 職業

職業（2019年）をみると、専業主婦が22%、公務員（非正規）が15%、パート・アルバイトが13%、団体職員（正規）が10%、会社員（正社員）が9%、団体職員（非正規）・自営業・自由業が7%、公務員（正規）および無職がそれぞれ6%と続いた（図1-8-1）。

2009年では、専業主婦の選択肢がなかったため、無職が最も多くなっていたと考えられる（図1-8-2）。

なお、自営業の業種については、記入欄に、手話通訳、非常勤講師、カウンセラー、フリーランスなどの記述があった。中でも手話通訳が多くを占めていた。その他、飲食店、農家、教師、医療・福祉関係など様々な職種の人が含まれていた。

図1-8-1 職業 2019年

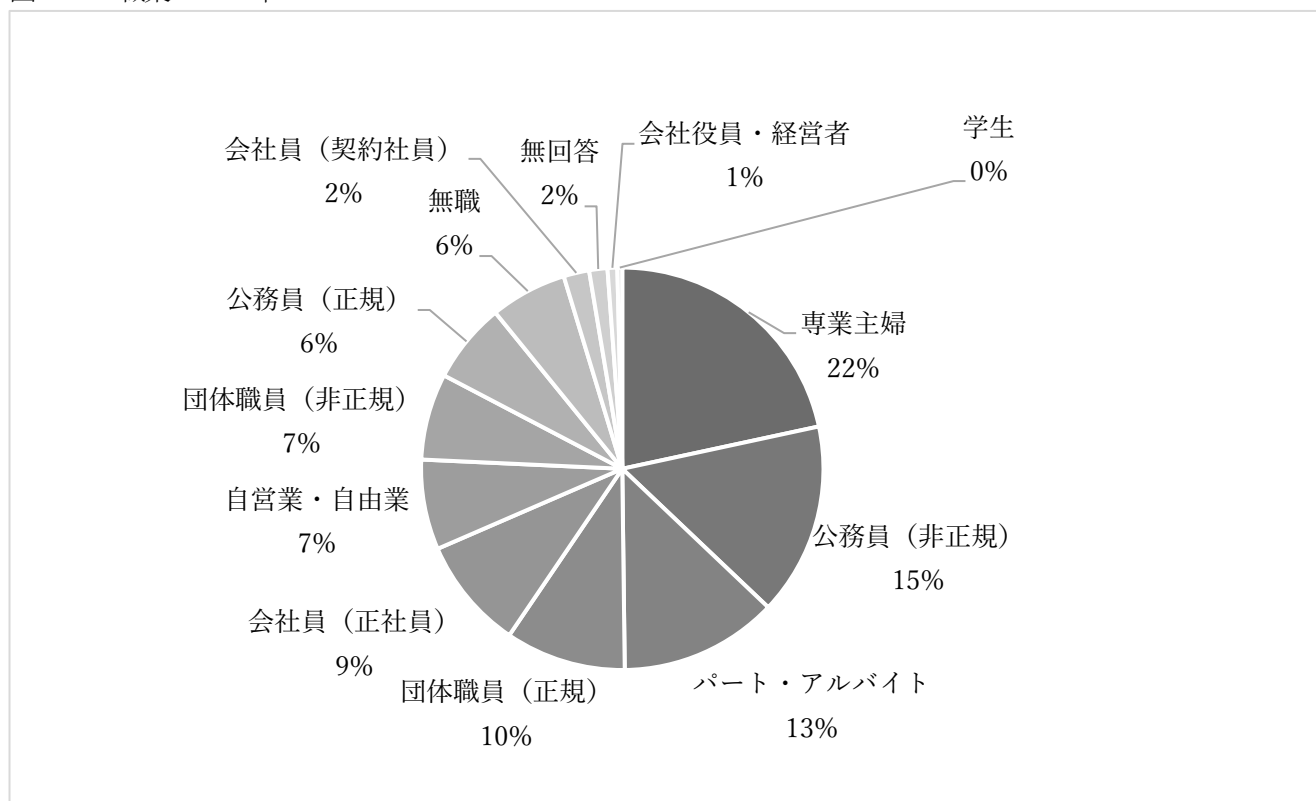
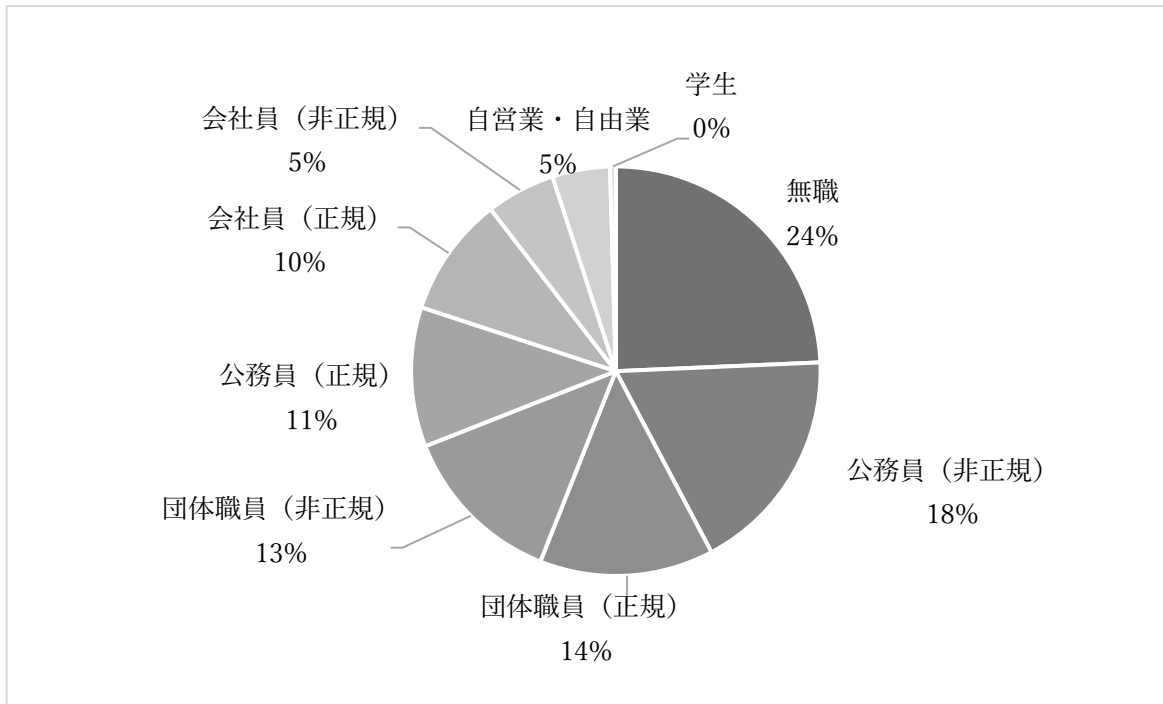


図1-8-2 職業 2009年



9. 職種

職種（2019年）をみると、手話通訳が39%、事務員が13%、そのほかが10%、教員・相談員が4%、管理職が3%、指導員、介護職、技術職、営業・販売が2%、保育職、看護職（保健師・助産師）が1%と続いた（図1-9-1）。2009年と比較すると、手話通訳が9ポイント増加した（図1-9-2）。

その他の職種については、接客業、事務、手話協力員、医療系、主婦などの記述があった。やはり非常勤講師や登録手話通訳者、手話コーディネーターなどとして、手話・手話通訳と関わっている人が多くいる。

図1-9-1 職種 2019年

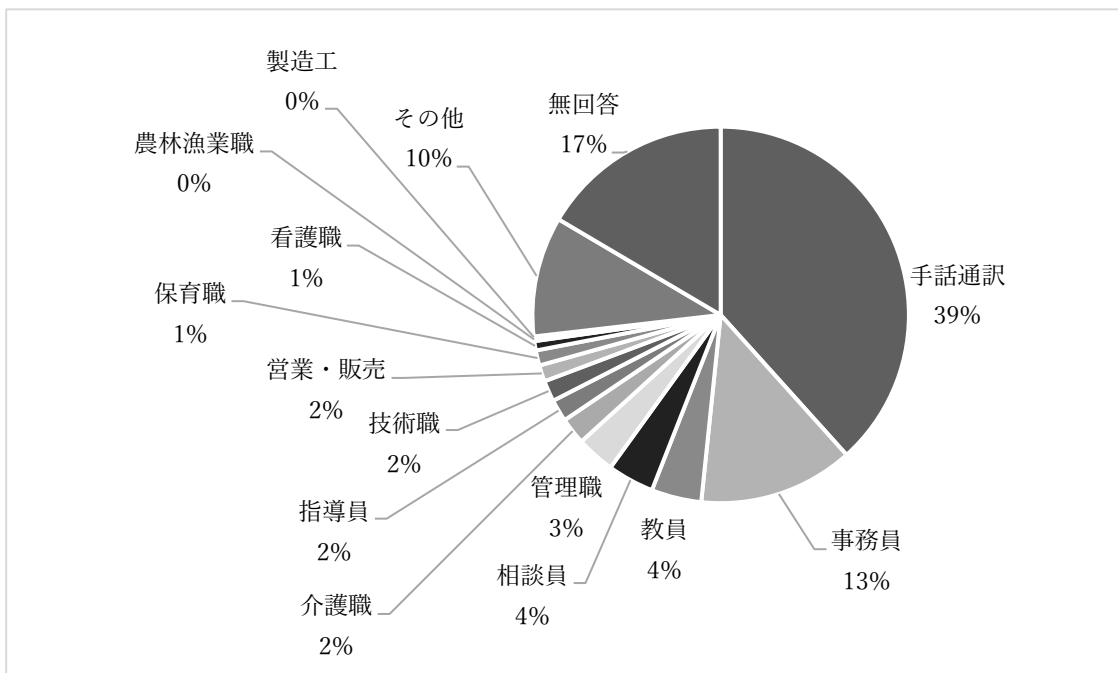
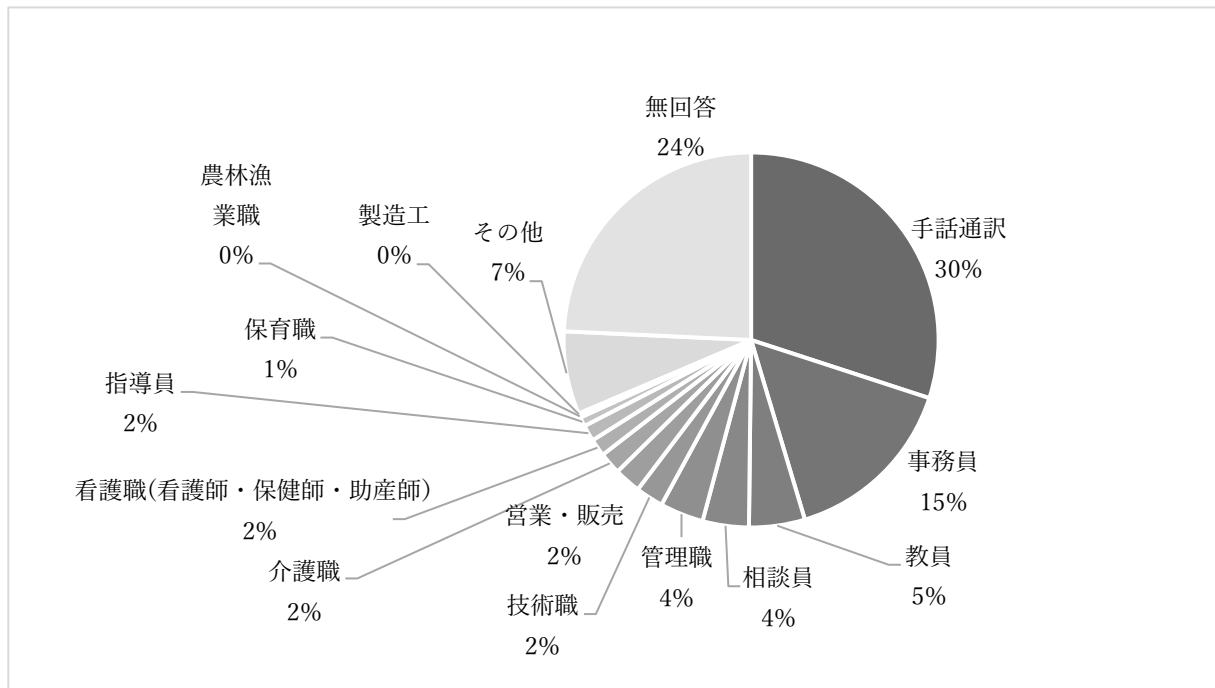


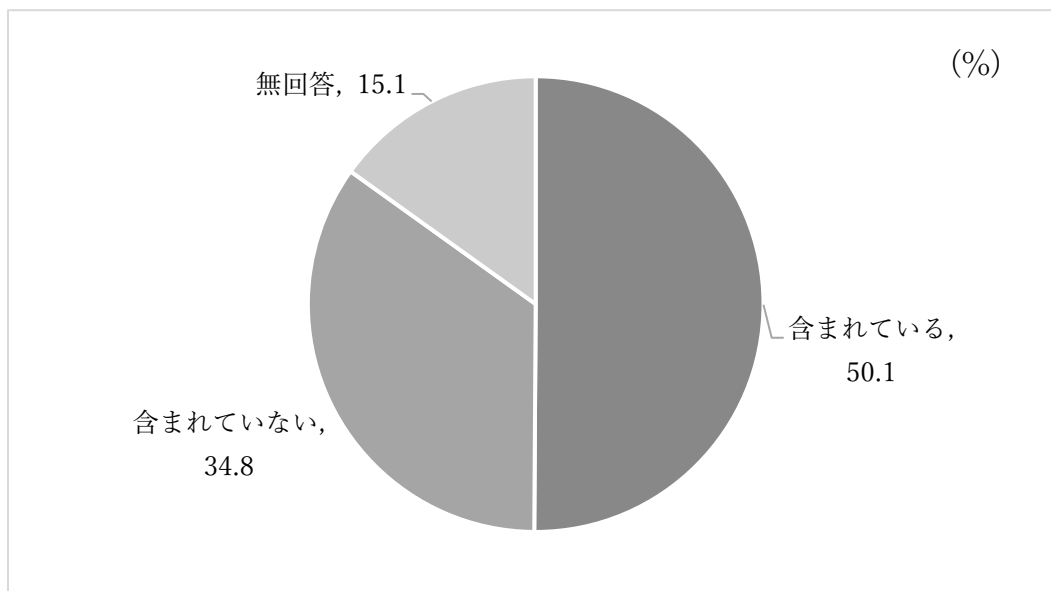
図1-9-2 職種 2009年



10. 日々の業務に手話通訳業務が含まれているか

日々の業務に手話通訳業務が含まれているかをみると、含まれているが50.1%、含まれていないが34.8%であった(図1-10)。

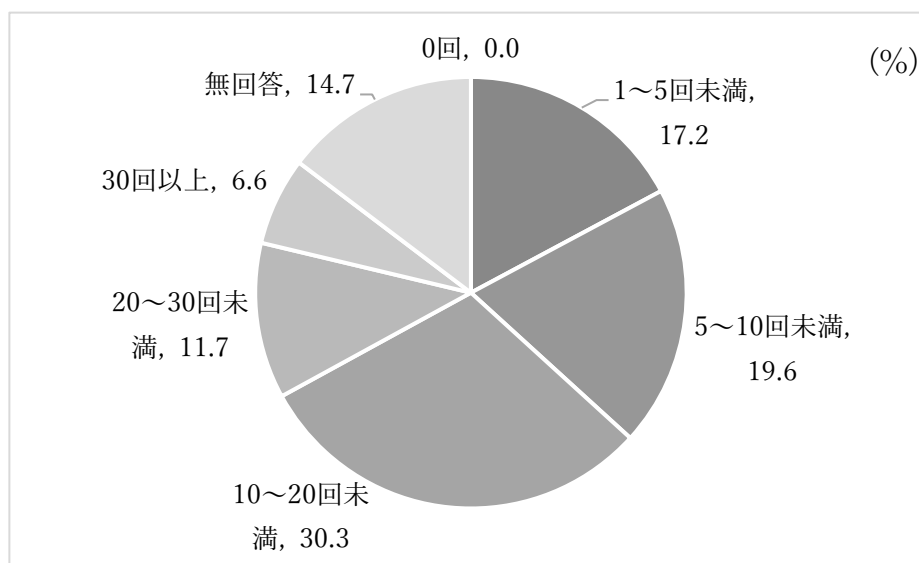
図1-10 日々の業務に手話通訳業務が含まれているか 2019年



11. 令和元年9月1日～30日に行なった手話通訳業務回数

令和元(2019)年9月1日～30日に行なった手話通訳業務回数をみると、10～20回未満が30.3%、5～10回未満が19.6%、1～5回未満が17.2%、20～30回未満が11.7%、30回以上が6.6%と続いた(図1-11)。

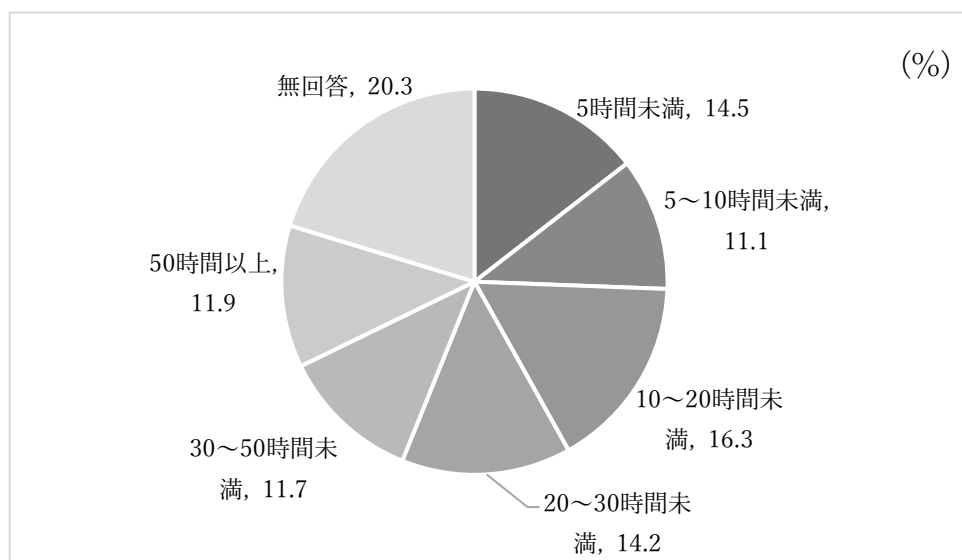
図1-11 令和元年9月1日～30日に行なった手話通訳業務回数 2019年



12. 令和元年9月1日～30日に行なった手話通訳業務時間

令和元(2019)年9月1日～30日に行なった手話通訳業務時間をみると、10～20時間未満が16.3%、5時間未満が14.5%、20～30時間未満が14.2%、50時間以上が11.9%、30～50時間未満が11.7%、5～10時間未満が11.1%となっていた(図1-12)。

図1-12 令和元年9月1日～30日に行なった手話通訳業務時間 2019年

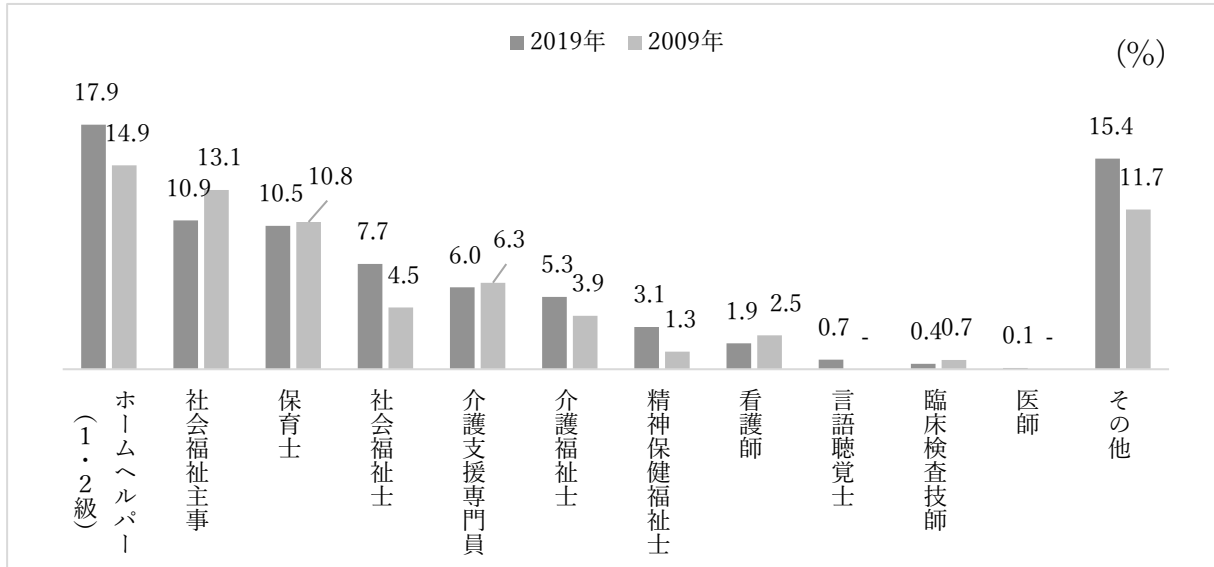


13. 手話通訳士以外に取得している「資格」(医療・福祉分野の資格)

2019年の手話通訳士以外に取得している「資格」(医療・福祉分野の資格)【複数回答】をみると、ホームヘルパーが17.9%、社会福祉主事が10.9%、保育士が10.5%、社会福祉士が7.7%、介護支援専門員が6.0%、精神保健福祉士が3.1%、看護師が1.9%、言語聴覚士が0.7%、臨床検査技師が0.4%、医師が0.1%と続いた。

2009年と比較すると、ホームヘルパーが3ポイント、社会福祉士が3.2ポイント増加し、社会福祉主事で2.2ポイント減少している(図1-13)。

図 1-13 手話通訳士以外に取得している「資格」（医療・福祉分野の資格）【複数回答】 2019年と2009年

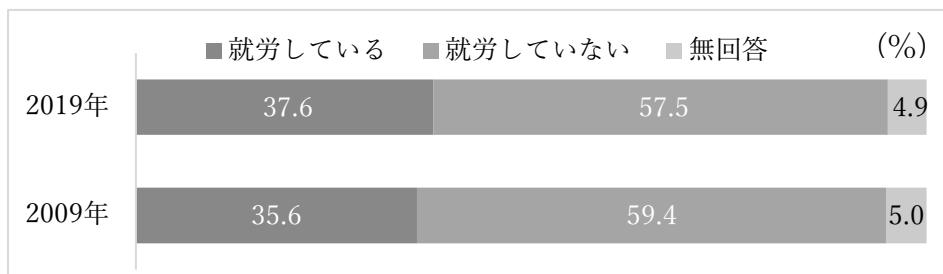


14. 手話通訳士資格を活かした職業への就労

2019年の手話通訳士資格を活かした職業への就労をみると、就労していないが57.5%、就労しているが37.6%と続いた。

2009年と比較すると、就労しているが2ポイント増加し、就労していないが1.9ポイント減少している（図1-14）。

図 1-14 手話通訳士資格を活かした職業への就労 2019年と2009年



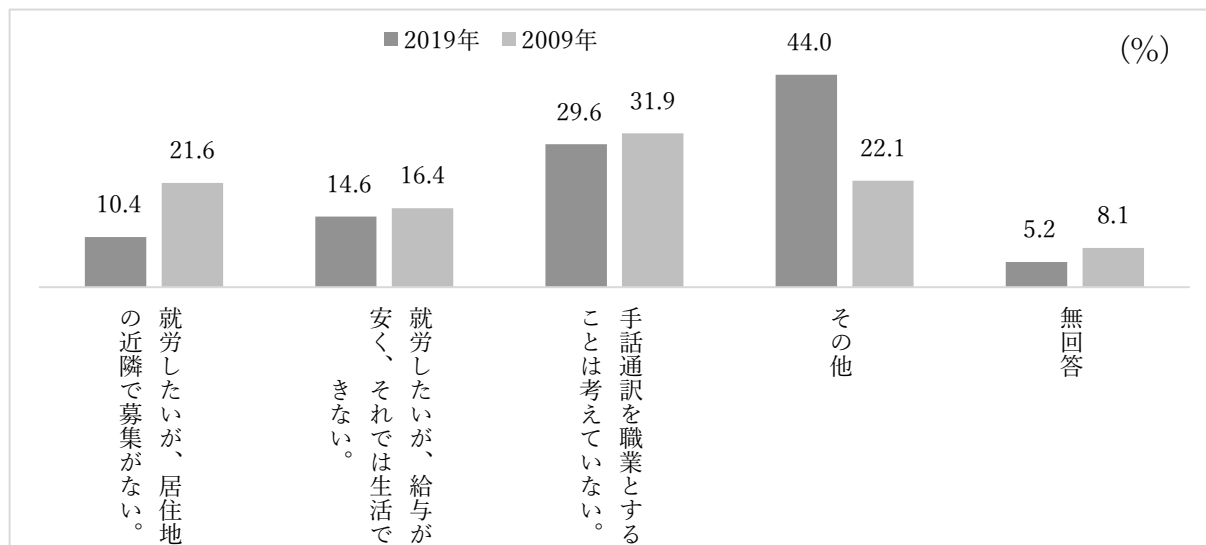
15. 手話通訳士資格を活かした職業へ就労していない理由

2019年の手話通訳士資格を活かした職業へ就労していない理由【複数回答】をみると、「手話通訳を職業とすることは考えていない」が29.6%、「就労したいが、給与が安く、それでは生活できない」が14.6%、「就労したいが、居住地の近隣で募集がない」が10.4%と続いた。

2009年と比較すると、「就労したいが、居住地の近隣で募集がない」が11.2ポイント減少し、「その他」が21.9ポイント増加している（図1-15）。

「その他」については、「年齢的問題」、「現在の仕事が好きで満足している」、「介護などの家庭の事情」、「労働条件が合わない」などが指摘された。その中でも多くを占めていたのが「年齢的問題」だった。60歳まで働き退職した人、高齢のため仕事は出来ない人、体力面や精神面で無理だと感じている人が多い。ここからも、手話・手話通訳の資格を取得している人は高齢の人が多くことがわかる。

図 1-15 手話通訳士資格を活かした職業へ就労していない理由【複数回答】2019年と2009年

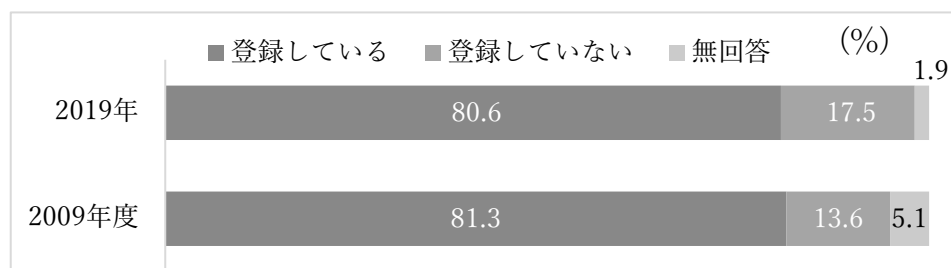


16. 手話通訳派遣事業への登録

2019年の手話通訳派遣事業への登録をみると、「登録している」が80.6% (1,519人)、「登録していない」が17.5% (329人)と続いた。

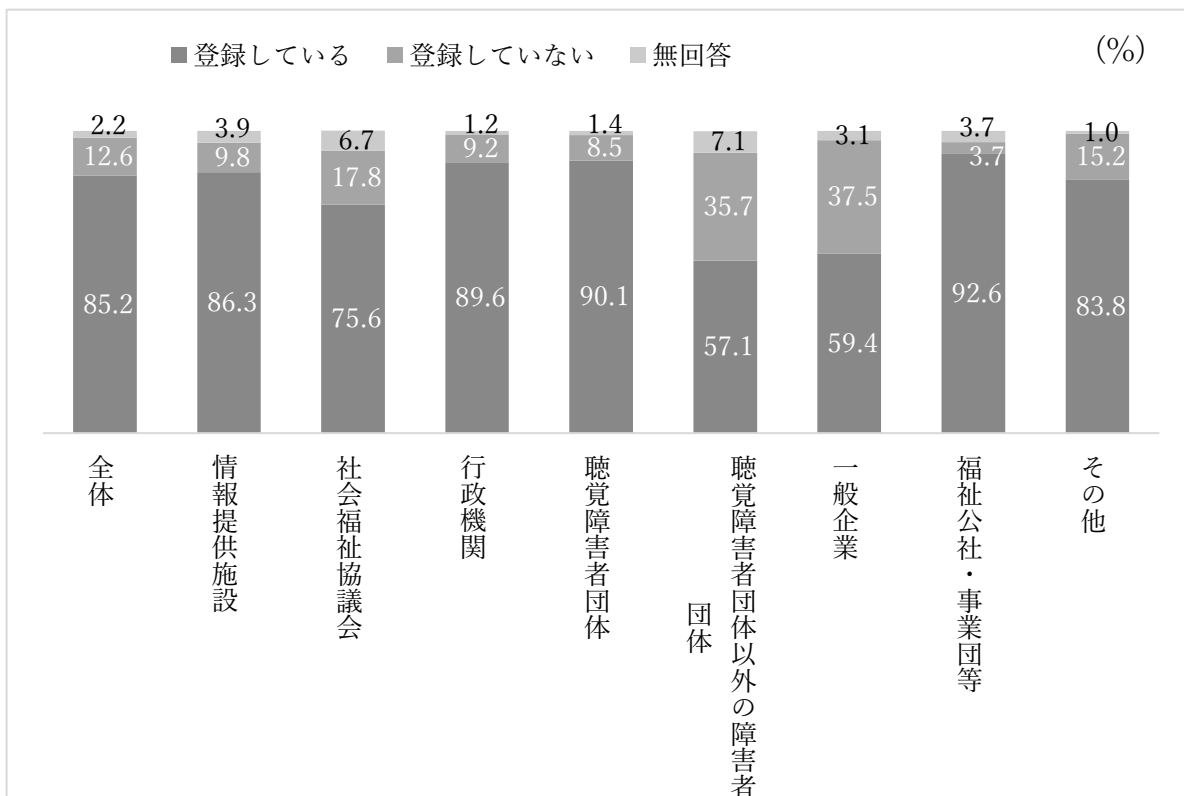
2009年と比較すると、登録していないが3.9ポイント増加している(図1-16-1)。

図 1-16-1 手話通訳派遣事業への登録 2019年と2009年



また、2019年の就労別にみた手話通訳派遣事業への登録をみてみると、聴覚障害者団体以外の障害者団体、一般企業に勤めている手話通訳士の35%程度と、高い割合で登録をしていないことがわかる。次いで、社会福祉協議会で17.8%が、登録をしていないようである(図1-16-2)。

図 1-16-2 就労先別にみた手話通訳派遣事業への登録 2019 年

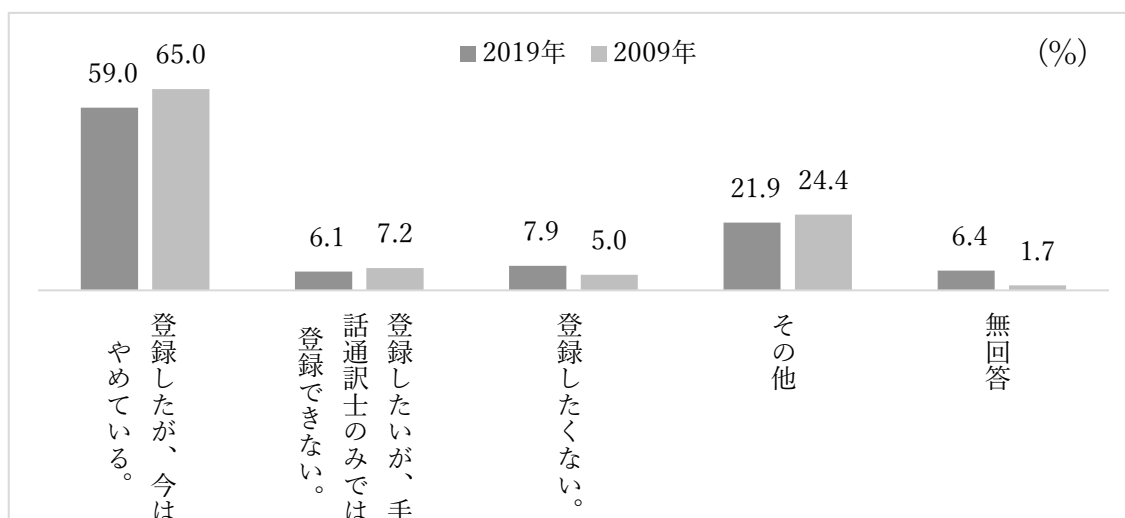


17. 手話通訳派遣事業へ登録していない理由

2019 年の手話通訳派遣事業へ登録していない理由【複数回答】をみると、「登録したが、今はやめている」が 59.0%、「登録したくない」が 7.9%、「登録したいが、手話通訳士のみでは登録できない」が 6.1%と続いた。2009 年と比較すると、「登録したが、今はやめている」が 6 ポイント減少し、「登録したくない」が 2.9 ポイント増加している (図 1-17)。

「その他」については、「時間に余裕がない」、「年齢的問題」、「子どもが小さいため」などが指摘された。「時間に余裕がない」人が多くを占めており、日中の仕事に従事しているため両立が難しいと言った理由が目立った。また、「部外者感がある」、「登録方法が良く分からない」といった指摘もあった。

図 1-17 手話通訳派遣事業へ登録していない理由【複数回答】2019 年と 2009 年

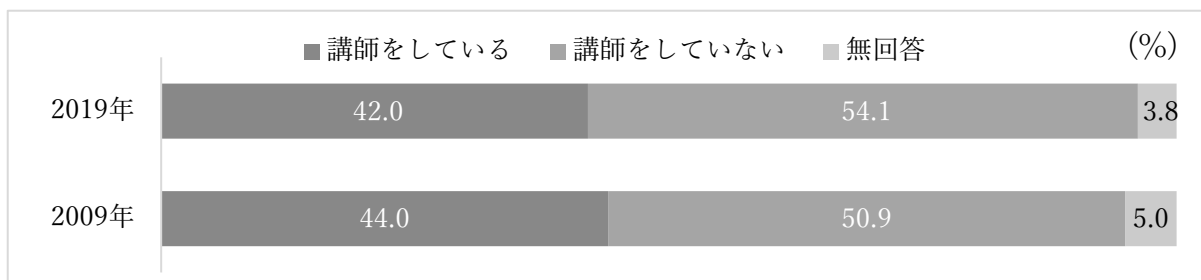


18. 手話講習会における講師活動の有無

2019年の手話講習会における講師活動の有無をみると、「講師をしていない」が54.1%、「講師をしている」が42.0%であった。

2009年と比較すると「講師をしている」が2ポイント減少し、「講師をしていない」が3.2ポイント増加している（図1-18）。

図1-18 手話講習会における講師活動の有無 2019年と2009年



19. 講師をしていない理由

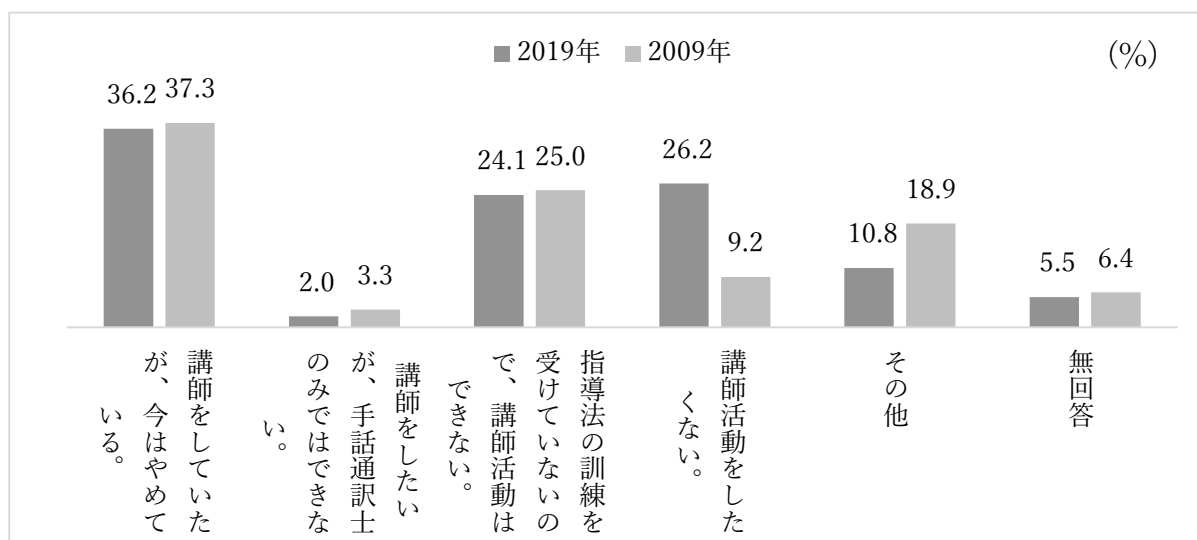
2019年の講師をしていない理由【複数回答】をみると、「講師をしていたが、今はやめている」が36.2%、「講師活動をしたくない」が26.2%、「指導法の訓練を受けていないので、講師活動はできない」が24.1%、「その他」が10.8%、「講師をしたいが、手話通訳士のみではできない」が2.0%と続いた。

2009年と比較すると「講師活動をしたくない」が17ポイント増加している（図1-19）。

「手話通訳派遣事業に登録したが、今は辞めている」の理由については、「高齢」、「親の介護」、「子育て」、「正業が多忙」、「体長不良」などが指摘された。

「その他」としては、「講師はろう者が担っている」、「そもそも依頼が無い・機会が無い」、「忙しく時間がない」などが指摘された。中でも「講師はろう者がやるべきもの」、「ろう者が優先される」、「なり手が多く依頼がこない」といったものが多く見受けられた。資格を取ったとしてもなかなか講師として働くことは難しく、依頼が回ってこない状態や、担当するとしても、ろう者講師のアシスタントであることがわかる。

図1-19 講師をしていない理由【複数回答】2019年と2009年



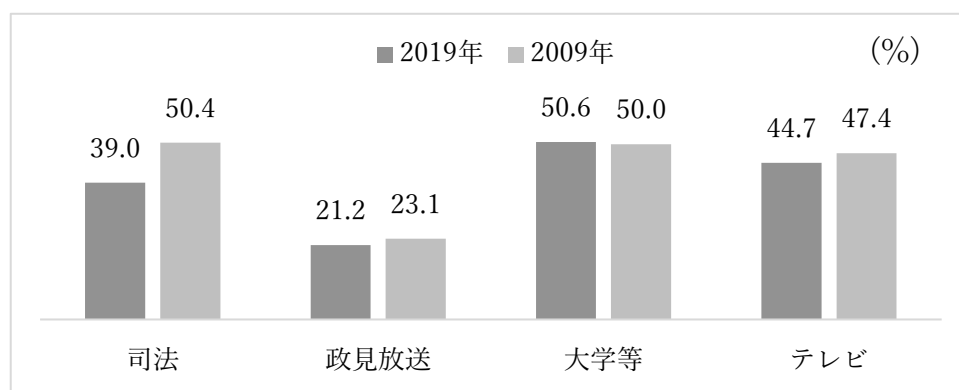
20. 高等教育・テレビ放送等での手話通訳経験の有無

高度な手話通訳技術が求められる高等教育場面の手話通訳経験の有無、テレビ放送の手話通訳経験の有無については基礎調査票を、司法場面の手話通訳経験の有無、政見放送の手話通訳(サブ担当含む)経験の有無についてはD票をみると、大学等が50.6%、テレビが44.7%、司法が39.0%、政見放送が21.2%と続いた。

2009年と比較すると、司法が11.4ポイント減少している。

ただし、2019年調査のD票の回答者が少なくなっているため比較は参考値と認識する必要がある(図1-20)。

図1-20 高等教育・テレビ放送等での手話通訳経験の有無 2019年と2009年

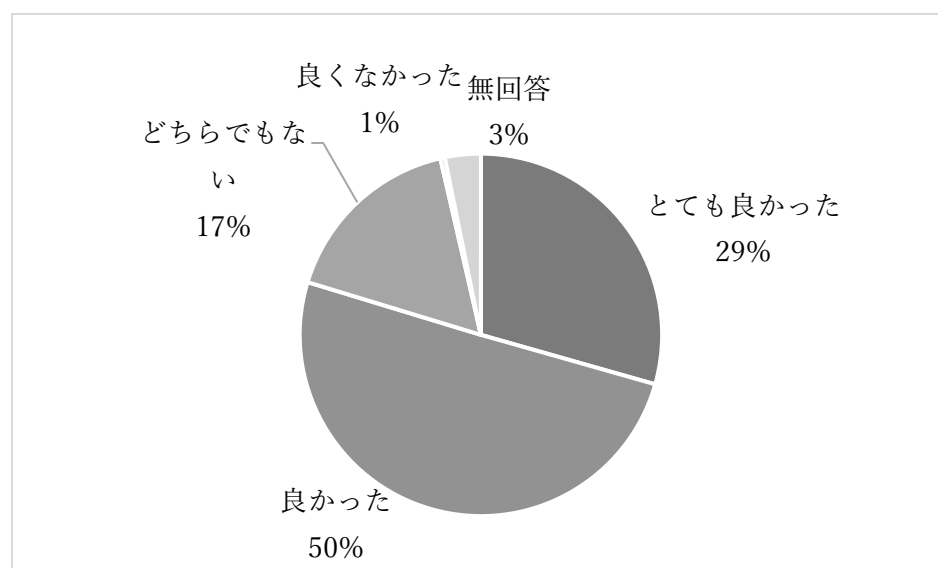


注) 2019年のデータでは、司法と政見放送については、D票の結果を追記している。一方、2009年ではすべて基礎調査票より集計している。

21. 手話通訳士資格を取得して良かったか

2019年の手話通訳士資格を取得してよかったかをみると、良かったが50%、とても良かったが29%、どちらでもないが17%、良くなかったが1%と続いた(図1-21)。

図1-21 手話通訳士資格を取得して良かったか 2019年



22. 手話通訳士資格を取得しての具体的な感想

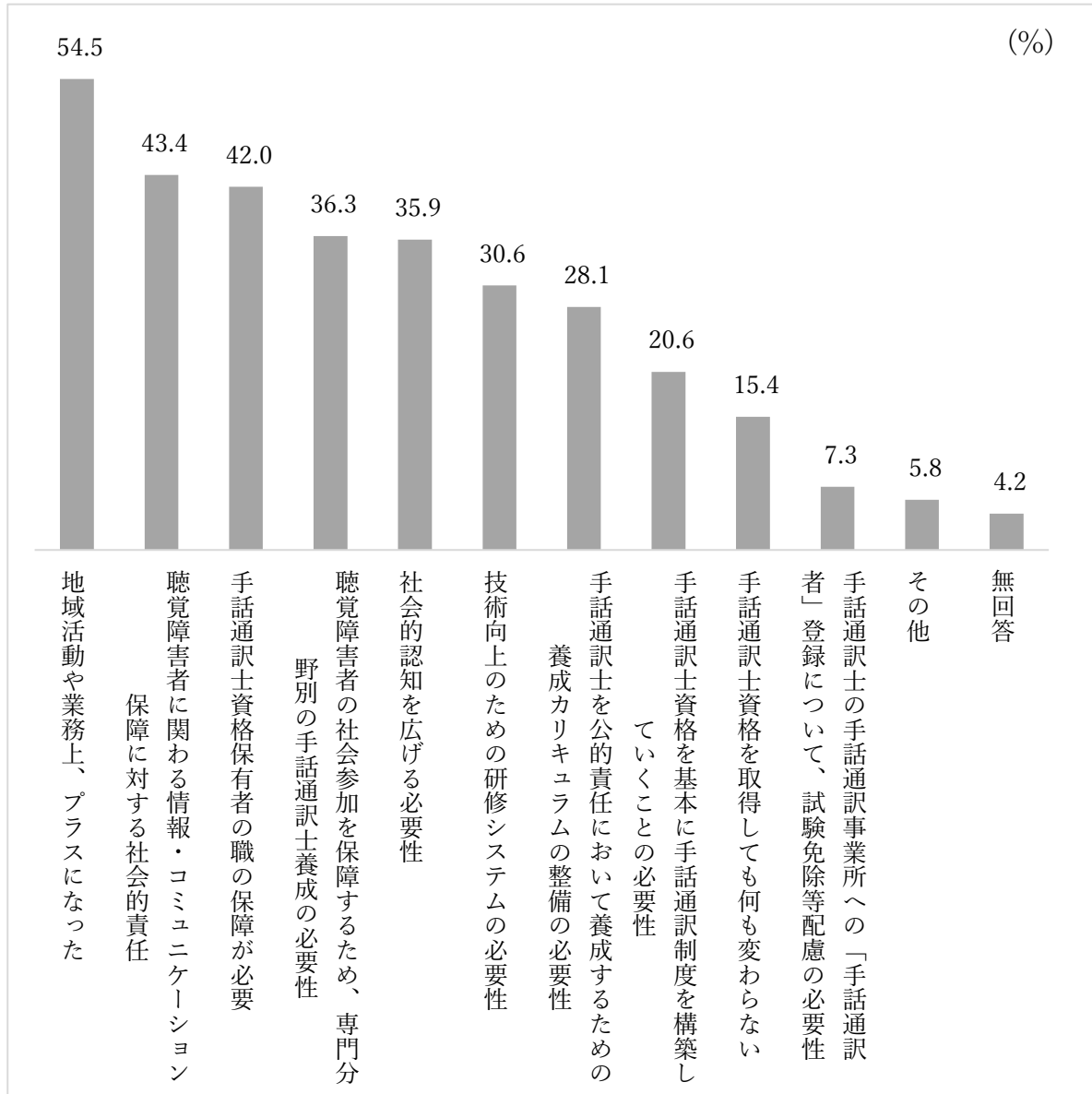
2019年の手話通訳士資格を取得しての具体的な感想【複数回答】をみると、「地域活動や業務上、プラスになった」が54.5%、「聴覚障害者に関わる情報・コミュニケーション保障に対する社会的責任」が43.4%、「手話通訳士資格保有者の職の保障が必要」が42.0%、「聴覚障害者の社会参加を保障するため」、「専門分野別の手話通訳士養成の必要性」が36.3%、「社会的認知を広げる必要性」が35.9%、「技術向上のための研修システムの必要性」が30.6%、「手話通訳士を公的責任において養成するための養成カリキュラムの整備の必要性」が28.1%、「手話通訳士資格を基本に手話通訳制度を構築していくことの必要性」が20.6%、「手話通訳士資格を取得しても何も変わらない」が15.4%、「手話通訳士の手話通訳事業所への『手話通訳者』登録について」、「試験免除等配慮の必要性」が7.3%と続いた（図1-22）。

「その他」としては、「資格を取得したことでろう者から信頼が強くなった」、「資格があると見られ方が違う」、「職場から手当がもらえるようになった」、「地元の聴覚障害者の励みとなった」というプラスの印象とは逆に、ある県は「資格のみで登録できない」、「周囲からの期待が重い」、「責任が大きい」、「認知度が低い」というマイナスな感想も出た。また、「“者”と“士”の扱いが一緒なのが納得いかない」などといった複雑な問題の声も聞かれた。以下、他の記載について抜粋した。

【自由記述より（抜粋）】

- 社内で認知され、ろう者を取り巻く環境改善に耳を傾けてくれるようになった。資格「あり」と「なし」では扱いが違います。
- 手話通訳士対象の研修会に参加できるので、通訳者よりも情報量が多い。
- 情報保障を受ける方からの信頼性が高まった。
- 手話通訳士試験に合格しても通訳技術が未熟な者もいる現実をどうにかしてほしい。
- 手話通訳士資格を取得し、良かったと思う。しかし、昇給するわけではなく、「者」の時と変わらない。
- 手話通訳士資格の必要性は感じているが、認知度の低さ、資格保持者としての責任等を感じる場面もなく、この資格の意味を考えさせられる。国家資格にはない弱さは痛切に感じる。
- 社会の見方は変わらない。通訳士の価値がない。通訳士を含む法律がほしい。
- 手話通訳が職業として確立されておらず、しっかりとした技術の評価もないため。
- 手話通訳士の報酬を専門性に見合った料金体制にするべき。

図 1-22 手話通訳士資格を取得しての具体的な感想【複数回答】2019年



23. 関係団体主催の専門研修への参加の有無

国立障害者リハビリテーションセンターの「専門研修」への参加の有無、社会福祉法人全国手話研修センターの「現任研修」への参加の有無、一般社団法人日本手話通訳士協会の「研修会」への参加の有無、社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターの「合格者フォローアップ講座」への参加の有無の関係団体の専門研修への参加について、参加している割合をみると、2019年では、日本手話通訳士協会が56.7%、全国手話研修センターが39.0%、国リハ専門研修が18.0%、情報文化センターが6.6%と続いた。

2009年と比較してみると、全国手話研修センターで18ポイント、日本手話通訳士協会でも10ポイント増加している（図1-23）。

国リハ専門研修の不参加の理由は、「遠方」、「機会がない」、「日程が合わない」、「研修の存在を知らない」、「仕事などで時間を取れない」などが指摘された。「遠方なため」

という理由が多くを占めた。また、「知らない・情報がない」といった声も多く、そもそも研修の存在を知られていないということがわかる。

全国手話研修センターの研修への不参加の理由については、「遠方」、「時間に余裕がない」、「仕事などで都合が合わない」、「研修の存在を知らない」、「子育て・介護などの家庭の事情のため」などが指摘された。先ほどと同じように遠方であるため行くことが困難であるといった人が多くいる。また、「遠方なため費用が高額になり、参加したくても出来ない」といった声も挙げられた。

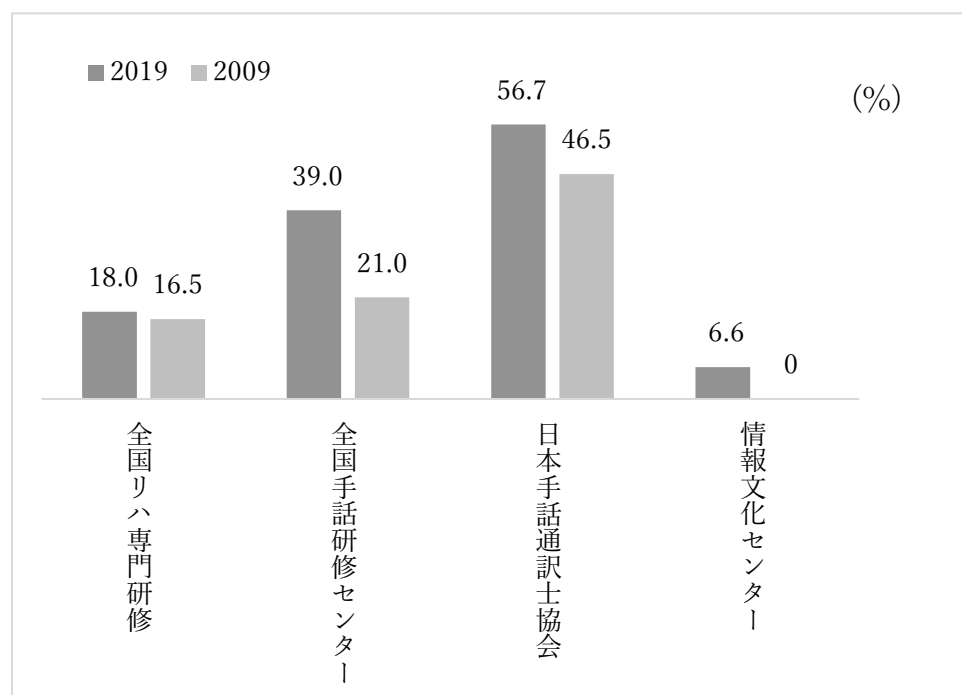
日本手話通訳士協会の研修への不参加の理由については、「遠方」、「多忙な為都合が合わない」、「協会に入っていなかった」、「機会がない」、「知らなかった」などが指摘された。

やはり、副業としている人が多いため、正業の方が忙しいなど、両立が難しい状況である事がわかる。また、「入会して1年未満のため、気後れしそう」、「入会して日が浅いため今後参加する」、「必要性を感じない」といった声もあった。

情報文化センターの研修会への不参加の理由については、「遠方であるため行くことが困難」、「ある事を知らない」、「仕事の為都合が合わない」、「機会がない」、「お金がない」などが指摘された。

知らなかったと回答した中には、「合格した頃にはなかった」、「以前はなかった」など最近できた講座のため、周知されていなかったことが分かる。また、開催場所が首都圏であるため、地方の人は来るだけでも多額の費用や時間がかかることがネックになっていることがうかがえる。

図 1-23 関係団体主催の専門研修への参加の有無 2019年と2009年



2. A票調査結果【n=708人】 (手話通訳士資格を活かした職業に就いている方への調査)

A票は手話通訳士資格を活かした職業に就いている方への調査であり、有効回答は708人であった。以下、その詳細をみていきたい。

A-1 就労先

2019年の就労先【複数回答】をみると、行政機関が46.0%、情報提供施設が14.4%、聴覚障害者団体が10.0%、社会福祉協議会が6.4%、一般企業が4.5%、福祉公社・事業団が3.8%、聴覚障害者団体以外の障害者団体が2.0%と続いた。

2009年と比較すると行政機関が3.7ポイント、聴覚障害者団体が1.5ポイント増加し、情報提供施設が1.6ポイント減少している（図A-1）。

「その他」については、ろう学校、大学、社会福祉法人、自営業、病院などが挙げられた。

全体をみると様々な就労先に就いている人が多かった。

また、就労先別に職種をみると、社会福祉協議会と行政で手話通訳が全体平均より15ポイント程高く、情報提供施設では14.8ポイント、聴覚障害者団体では12.6ポイント、福祉公社・事業団では17.5ポイント全体平均より高くなっていた（表A-1）。

なお、職名については、手話通訳、事務員、設置手話通訳、手話協力員、主査、主事、嘱託員などが挙げられ、手話通訳が多くを占めた。手話通訳の中でも手話通訳者、手話通訳士、手話通訳事務嘱託員、手話通訳相談員、専任手話通訳者、非常勤手話通訳者など様々な種類があることがわかった。また、コーディネーター、アルバイト、教員という回答もあった。

図A-1 就労先【複数回答】 2019年と2009年

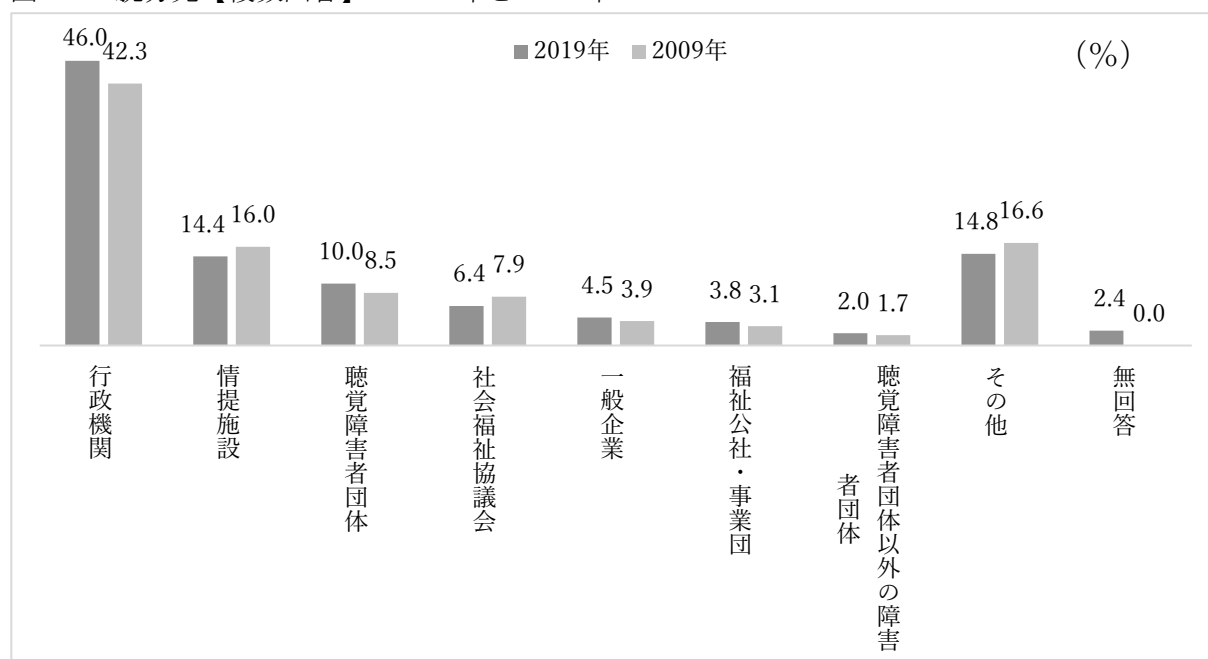


表 A-1 就労先別にみた職種 2019 年

(セル内下段は%)

| | 合計 | 手話通 訳 | 管理職 | 事務員 | 技術職 | 相談員 | 指導員 | 教員 | 保育職 | 介護職 | 看護職(看護 師・保健師・ 助産師) | 農林漁 業職 | 営業・ 販売 | 製造 工 | その他 | 無回答 |
|---------------------|-------|----------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|--------------------------|-----------|-----------|---------|-------|------|
| 全体 | 691 | 428 | 26 | 101 | 5 | 42 | 14 | 18 | 1 | 3 | 2 | - | 1 | - | 36 | 14 |
| | 100.0 | 61.9 | 3.8 | 14.6 | 0.7 | 6.1 | 2.0 | 2.6 | 0.1 | 0.4 | 0.3 | - | 0.1 | - | 5.2 | 2.0 |
| 情報提供施設 | 102 | 48 | 11 | 29 | 1 | 5 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | 6 | 1 |
| | 100.0 | 47.1 | ●10.8 | ●28.4 | 1.0 | 4.9 | 1.0 | - | - | - | - | - | - | - | 5.9 | 1.0 |
| 社会福祉協議会 | 45 | 35 | 3 | 4 | - | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - |
| | 100.0 | ●77.8 | 6.7 | 8.9 | - | 4.4 | - | - | - | - | - | - | - | - | 2.2 | - |
| 行政機関 | 326 | 252 | 1 | 27 | 2 | 27 | 1 | 1 | - | - | - | - | - | - | 7 | 8 |
| | 100.0 | ●77.3 | 0.3 | 8.3 | 0.6 | 8.3 | 0.3 | 0.3 | - | - | - | - | - | - | 2.1 | 2.5 |
| 聴覚障害者団体 | 71 | 35 | 4 | 19 | - | - | 3 | 1 | - | 2 | - | - | - | - | 6 | 1 |
| | 100.0 | 49.3 | 5.6 | ●26.8 | - | - | 4.2 | 1.4 | - | 2.8 | - | - | - | - | 8.5 | 1.4 |
| 聴覚障害者団体以外 の障害者団体 | 14 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | 4 | 2 |
| | 100.0 | 21.4 | 7.1 | 14.3 | 7.1 | 7.1 | - | - | - | - | - | - | - | - | ●28.6 | 14.3 |
| 一般企業 | 32 | 18 | 3 | 5 | - | 1 | 1 | - | - | - | - | - | 1 | - | 2 | 1 |
| | 100.0 | 56.3 | ●9.4 | 15.6 | - | 3.1 | 3.1 | - | - | - | - | - | 3.1 | - | 6.3 | 3.1 |
| 福祉公社・事業団等 | 27 | 12 | 1 | 8 | - | 1 | 3 | - | - | - | - | - | - | - | 2 | - |
| | 100.0 | 44.4 | 3.7 | ●29.6 | - | 3.7 | ●11.1 | - | - | - | - | - | - | - | 7.4 | - |
| その他 | 105 | 48 | 4 | 9 | 1 | 6 | 5 | 17 | 1 | 1 | 2 | - | - | - | 9 | 2 |
| | 100.0 | 45.7 | 3.8 | 8.6 | 1.0 | 5.7 | 4.8 | ●16.2 | 1.0 | 1.0 | 1.9 | - | - | - | 8.6 | 1.9 |

注) 全体平均よりも5ポイント以上高くなっている数値を太字にして丸印(●)を付けている。

A-2 雇用形態

2019年の雇用形態についてみると、正規職員が32%、非正規職員が63%であった(図A-2-1)。

雇用形態を就労先別にみると、行政機関の非正規職員が272人、情報提供施設の正規職員が56人、情報提供施設の非正規職員が46人、行政機関の正規職員が45人と続いた。

2009年と比べると、全体的に正規・非正規ともに増加しているが、その傾向は変化がないようである(図A-2-2)。

また、2019年の就労先別にみた正規職員の割合(つまり、手話通訳士の正規職員がどこで雇われているか)、情報提供施設が24%、行政機関が19%、聴覚障害者団体が14%、社会福祉協議会が10%と続いた(図A-2-3-1)。

同様に、非正規職員の割合をみると、行政機関が58%、情報提供施設が10%、聴覚障害者団体が8%と続いた(図A-2-3-2)。

また、2019年の就労先別にみた正規・非正規職員の割合では、行政機関で非正規職員が85.8%と圧倒的に多い一方、聴覚障害者団体以外の障害者団体では正規職員の割合が71.4%と高くなっている。その他は正規・非正規職員の割合はおよそ半数ずつとなっている(図A-2-4)。

図A-2-1 雇用形態 2019年

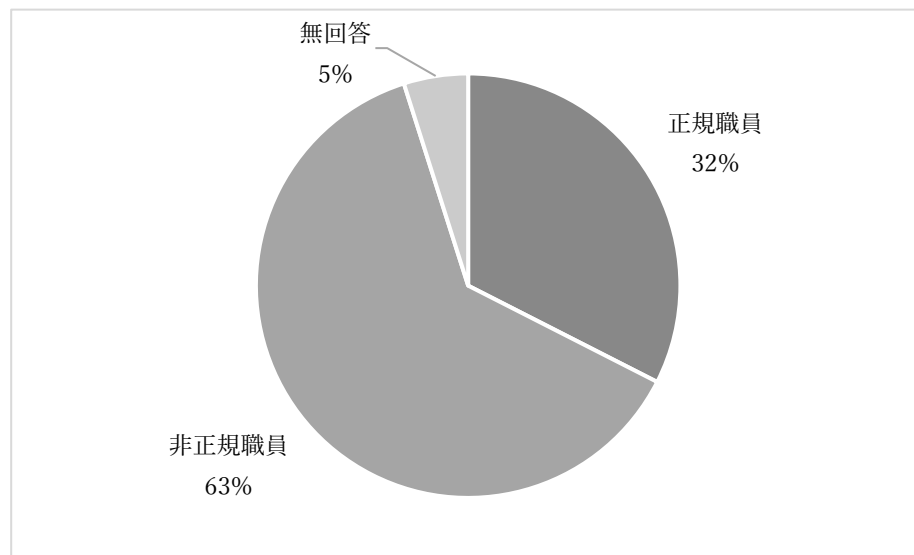


図 A-2-2 就労先別にみた正規・非正規職員数 2019年と2009年

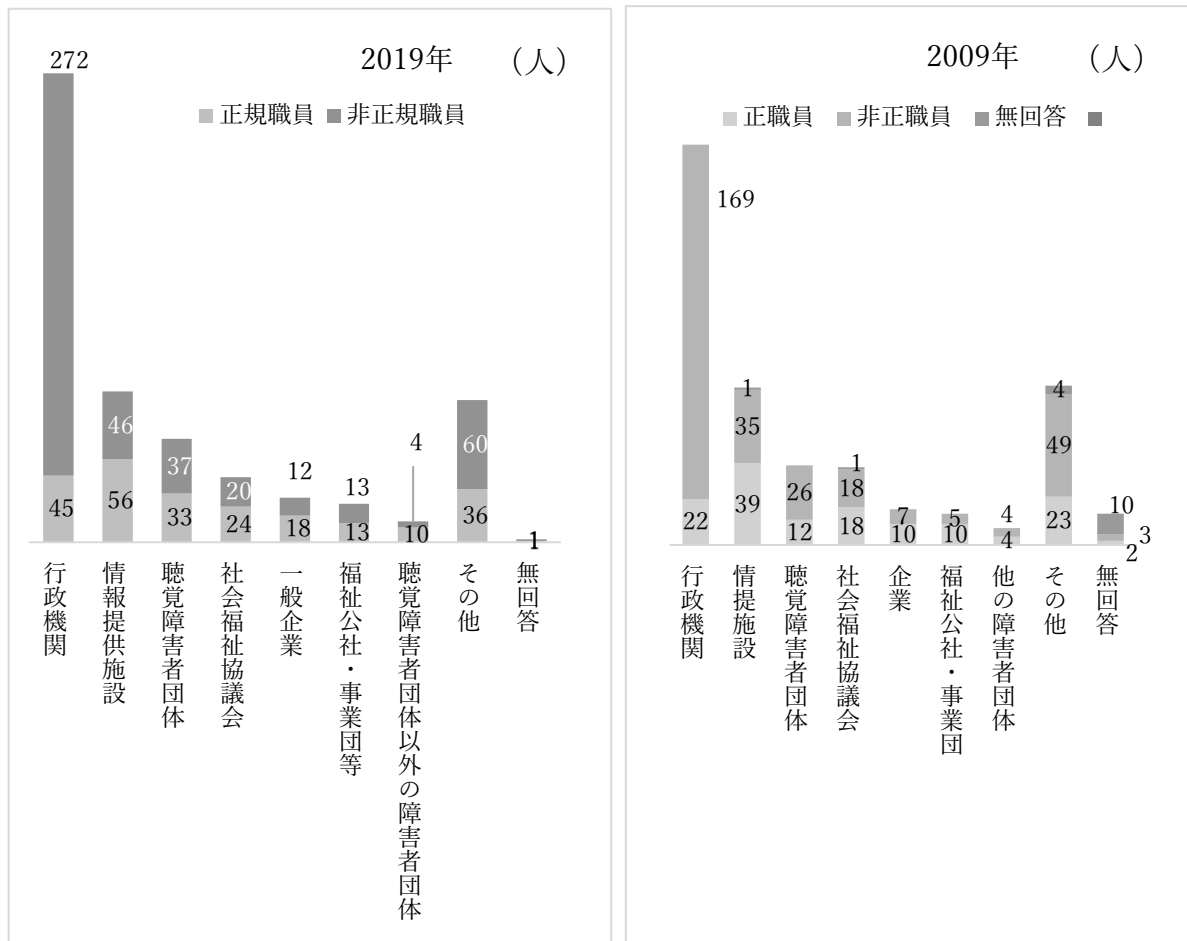


図 A-2-3-1 就労先別にみた正規職員の割合 2019年

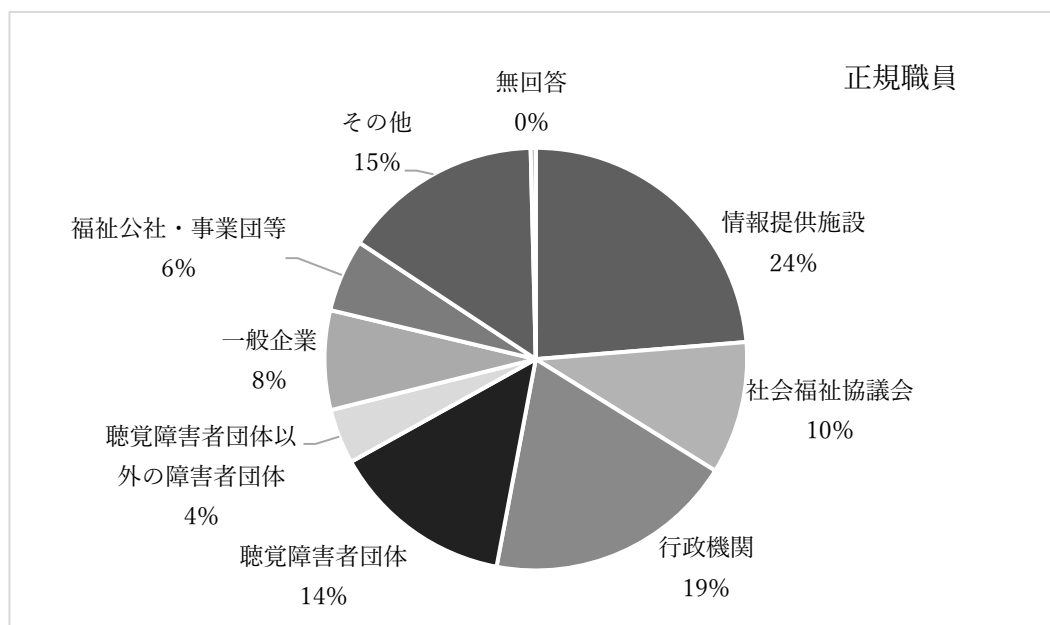


図 A-2-3-2 就労先別にみた非正規職員の割合 2019 年

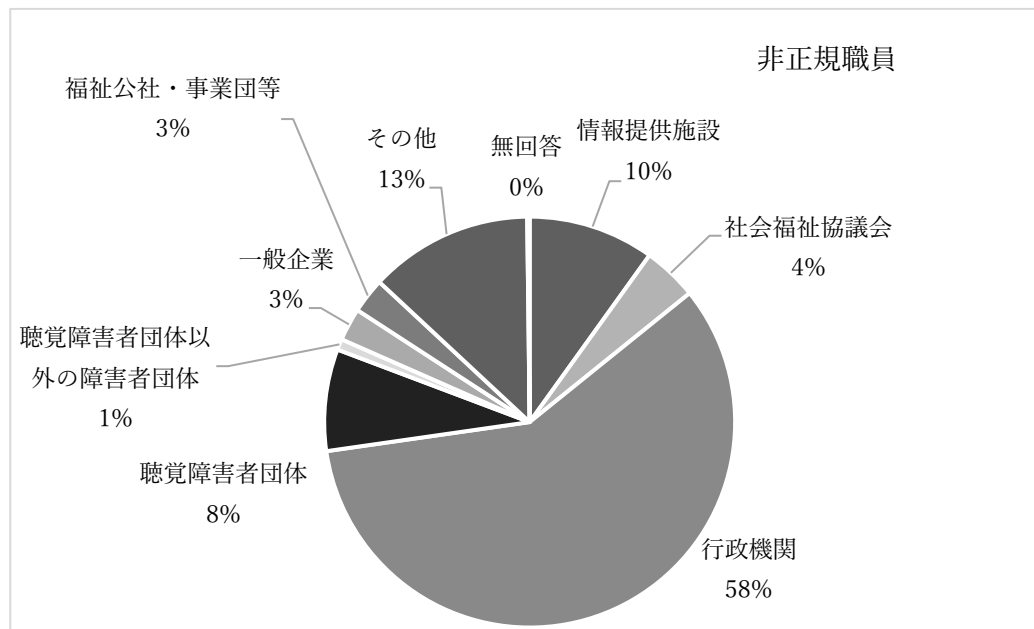
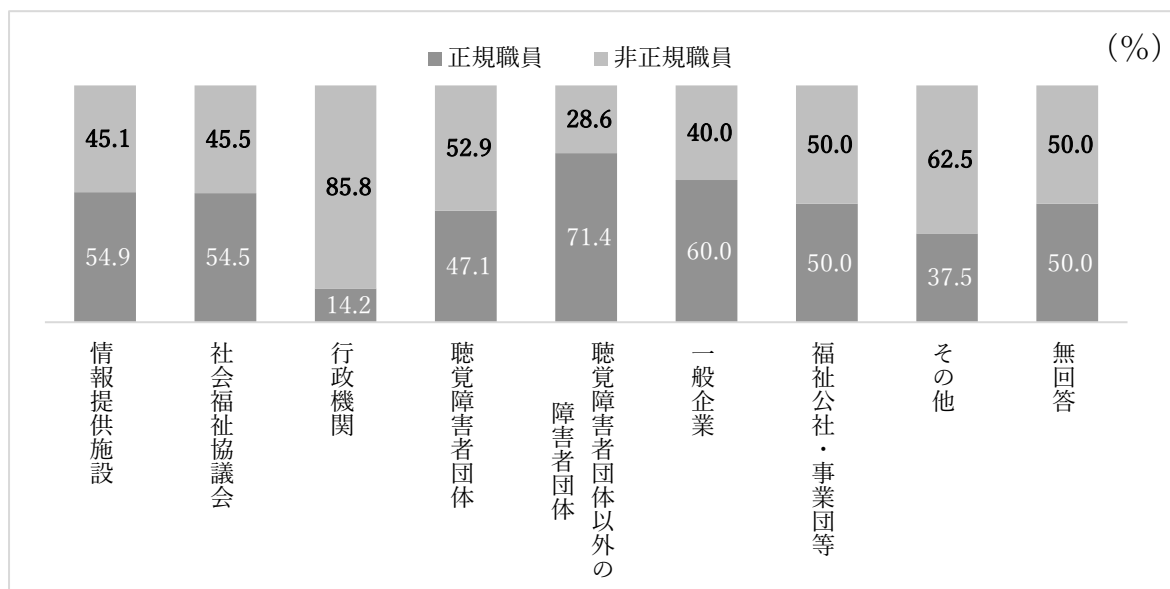


図 A-2-4 就労先別にみた正規・非正規職員の割合 2019 年



A-3 現に就労している職場における従事年数

2019年に現に就労している職場における従事年数の平均は、9.1年(中央値7.0年、最大値45.0年)であった。

より詳しくみると、5～10年未満が22%、3年未満および3～5年未満がそれぞれ18%、10～15年未満が17%と続いた(図A-3-1)。

雇用形態別にみた従事年数では、非正規職員で3年未満が21.2%と正規職員よりも6.7ポイント高くなっており、それに比して正規職員は全体的に従事年数が長くなっている(図A-3-2-1)。

2009年と比べると、5～10年未満の非正規職員が8.1ポイント少なくなっているのが特徴的である(図A-3-2-2)。

図 A-3-1 現に就労している職場における従事年数 2019 年

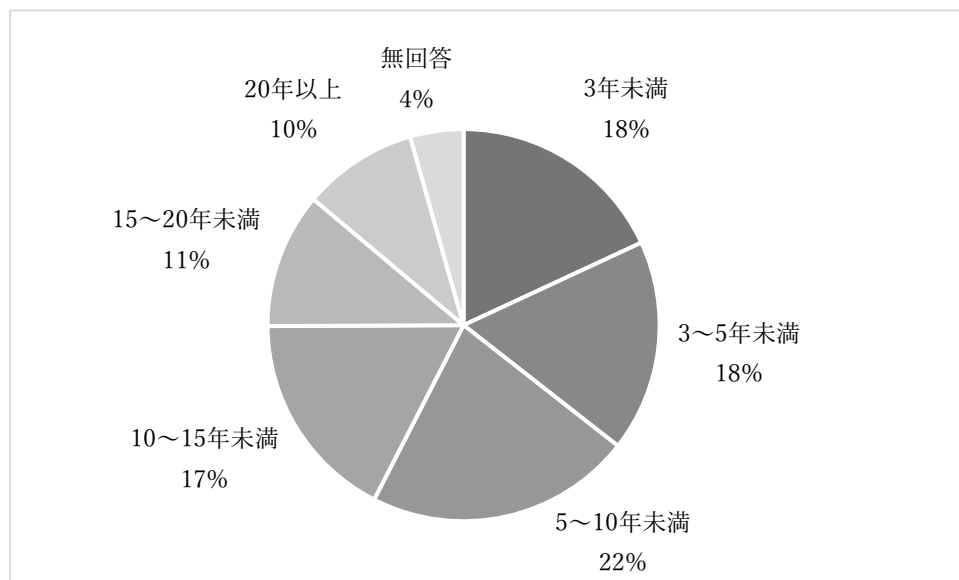


図 A-3-2-1 雇用形態別にみた従事年数 2019 年

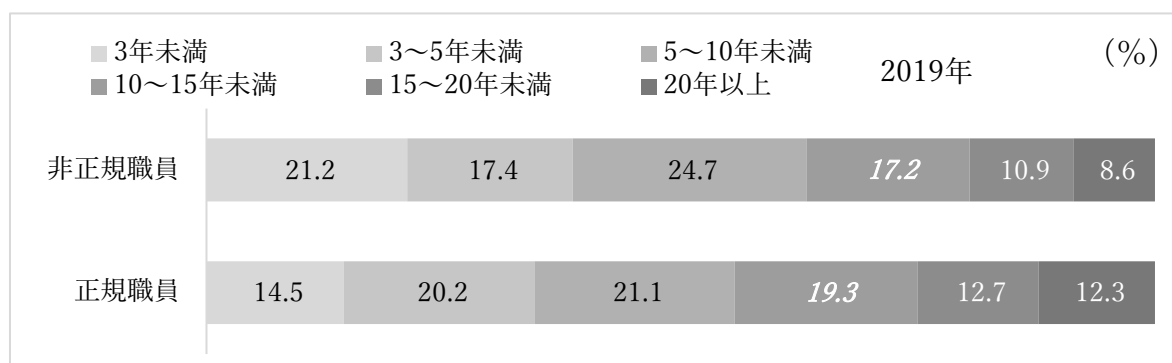
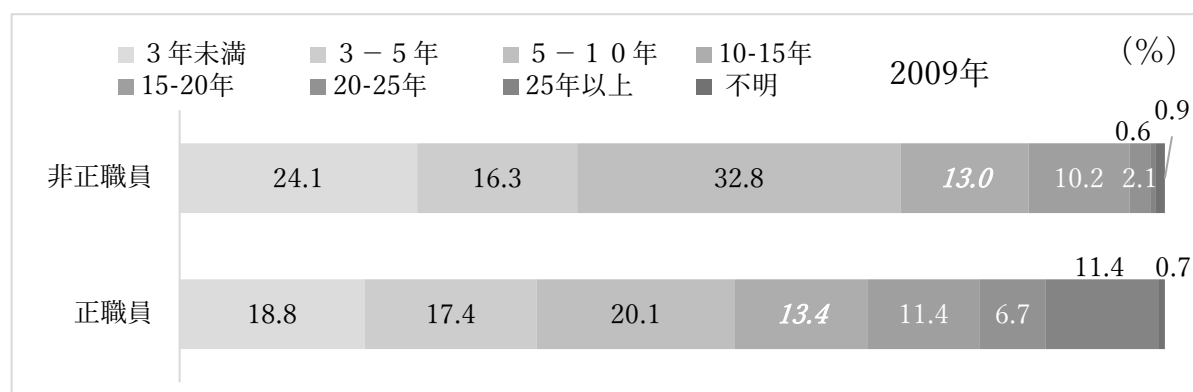


図 A-3-2-2 雇用形態別にみた従事年数 2009 年



A-4 決まって支給される給与（月額）【選択】

決まって支給される給与（月額：実額）の平均は、17万9,179.4円であった（中央値18万2,750円、最大値60万円）。

給与の月額を選択肢で問うたところ、2019年では15～20万円未満が27%、20～25万円未満が23%、10万円未満が19%と続いた（図A-4-1）。

2009年と比較すると、10～15万円未満で11ポイント、15～20万円未満で3ポイント低下する一方、10万円未満で4ポイント、20～25万円未満で6ポイント増加した（図A-4-2）。

また、職業別にみた決まって支給される給与（月額）では、会社員（正社員）、団体職員（正規）、公務員（正規）で23万円から26万円が多くなっているが、会社員（契約社員）、団体職員（非正規）、公務員（非正規）では13万円から16万円程度になっており、正規と非正規で10万円程の差があることがわかる（表A-4-1）。

図A-4-1 決まって支給される給与（月額）【選択】 2019年

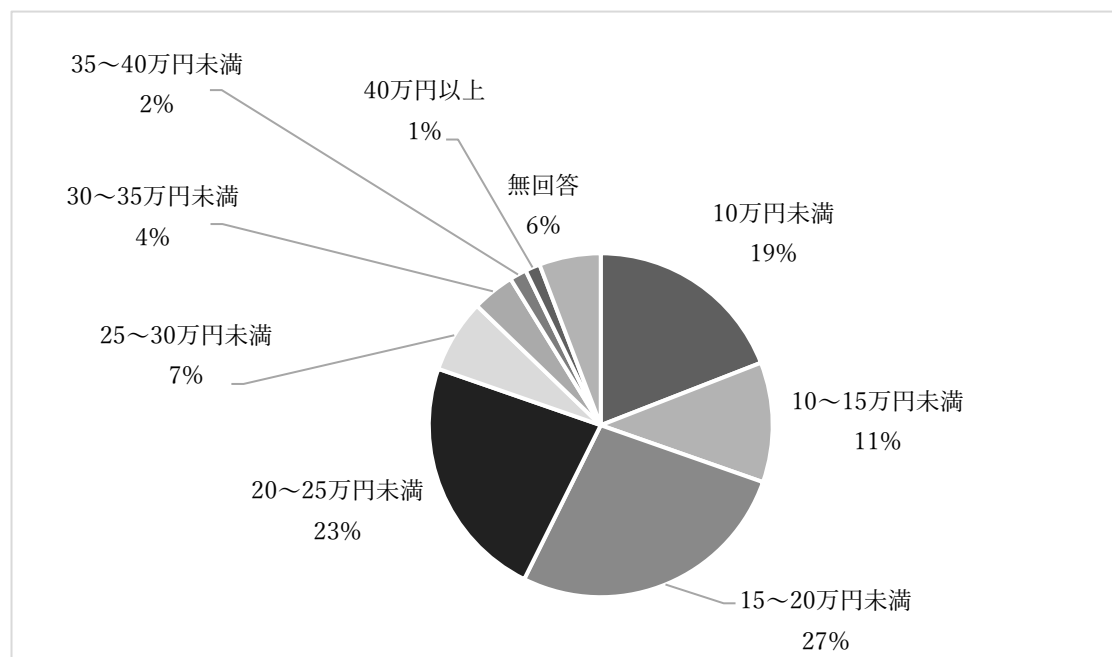


図 A-4-2 決まって支給される給与（月額）【選択】 2009 年

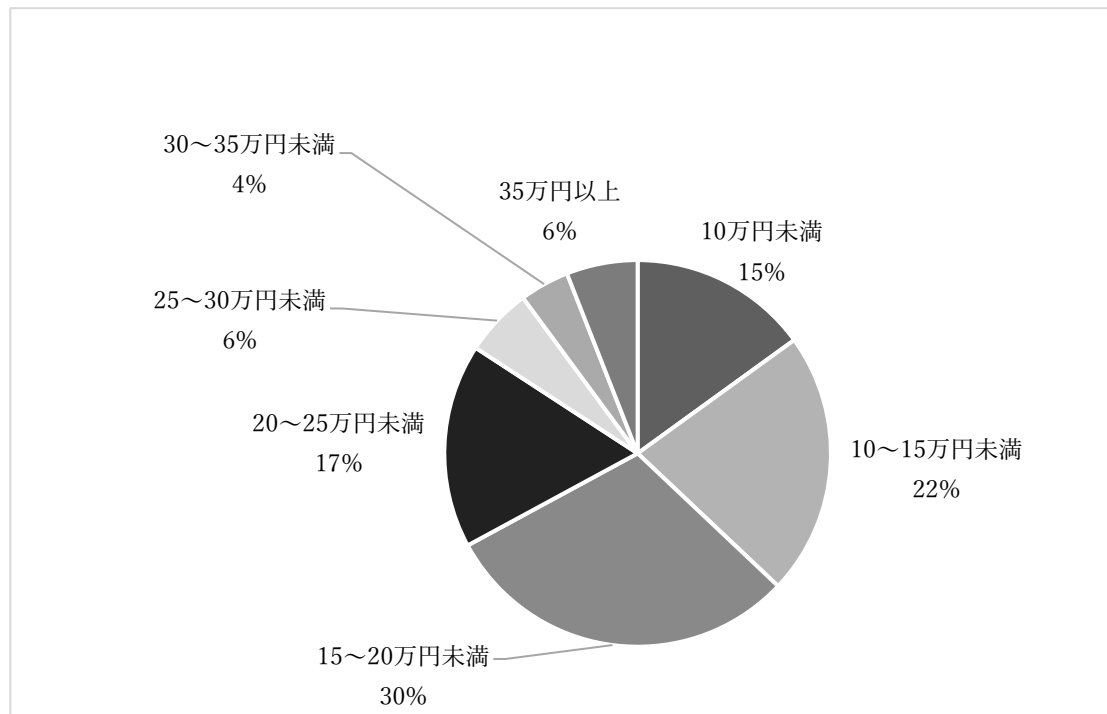


表 A-4-1 職業別にみた決まって支給される給与（月額） 2019 年

（セル内下段は％）

| | 合計 | 10万円未満 | 10～15万円 未満 | 15～20万円 未満 | 20～25万円 未満 | 25～30万円 未満 | 30～35万円 未満 | 35～40万円 未満 | 40万円以上 | 平均(円) |
|-----------|-------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------|---------|
| 全体 | 662 | 133 | 80 | 188 | 163 | 49 | 28 | 11 | 10 | 179,179 |
| | 100.0 | 20.1 | 12.1 | 28.4 | 24.6 | 7.4 | 4.2 | 1.7 | 1.5 | |
| 会社員(正社員) | 49 | - | 1 | 10 | 20 | 8 | 7 | - | 3 | 243,747 |
| | 100.0 | - | 2.0 | 20.4 | ●40.8 | ●16.3 | ●14.3 | - | 6.1 | |
| 会社員(契約社員) | 21 | 4 | 4 | 5 | 5 | 3 | - | - | - | 163,995 |
| | 100.0 | 19.0 | ●19.0 | 23.8 | 23.8 | ●14.3 | - | - | - | |
| 団体職員(正規) | 128 | 1 | 3 | 26 | 57 | 22 | 7 | 8 | 4 | 237,222 |
| | 100.0 | 0.8 | 2.3 | 20.3 | ●44.5 | ●17.2 | 5.5 | ●6.3 | 3.1 | |
| 団体職員(非正規) | 96 | 29 | 20 | 33 | 10 | 3 | 1 | - | - | 139,555 |
| | 100.0 | ●30.2 | ●20.8 | ●34.4 | 10.4 | 3.1 | 1.0 | - | - | |
| 公務員(正規) | 49 | 2 | 1 | 4 | 19 | 8 | 12 | 2 | 1 | 264,203 |
| | 100.0 | 4.1 | 2.0 | 8.2 | ●38.8 | ●16.3 | ●24.5 | 4.1 | 2.0 | |
| 公務員(非正規) | 228 | 29 | 38 | 107 | 48 | 5 | 1 | - | - | 166,804 |
| | 100.0 | 12.7 | 16.7 | ●46.9 | 21.1 | 2.2 | 0.4 | - | - | |
| 自営業・自由業 | 19 | 11 | 5 | - | 1 | - | - | 1 | 1 | 69,381 |
| | 100.0 | ●57.9 | ●26.3 | - | 5.3 | - | - | 5.3 | 5.3 | |
| 会社役員・経営者 | 1 | - | - | - | 1 | - | - | - | - | 200,000 |
| | 100.0 | - | - | - | ●100 | - | - | - | - | |
| パート・アルバイト | 68 | 51 | 10 | 4 | 2 | - | - | - | 1 | 83,625 |
| | 100.0 | ●75.0 | 14.7 | 5.9 | 2.9 | - | - | - | 1.5 | |
| 学生 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 0 |
| | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 専業主婦 | 21 | 19 | 2 | - | - | - | - | - | - | 34,356 |
| | 100.0 | ●90.5 | 9.5 | - | - | - | - | - | - | |
| 無職 | 1 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | 0 |
| | 100.0 | 100.0 | - | - | - | - | - | - | - | |

注) 全体平均よりも5ポイント以上高くなっている数値を太字にして丸印(●)を付けている。

さらに、雇用形態別にみた決まって支給される給与（月額）をみると、非正規職員では15～20万円未満が33.6%で最も多く、次いで10万円未満が27.3%、10～15万円未満が16.5%であった。正規職員では20～25万円が41.7%、次いで15～20万円未満が17.4%、25～30万円未満が16.1%であった（図2-4-3）。

図2-4-3 雇用形態別にみた決まって支給される給与（月額）【選択】 2019年



A-5 現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務

現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務【複数回答】についてみると、2019年は手話通訳業務が91.6%、手話指導業務が66.5%、事務が51.5%、相談業務が42.9%と続いた。

2009年と比べると、手話指導業務が18.6ポイント、手話通訳業務が4.7ポイント増加する一方、コーディネート業務が20.4ポイント、相談業務が13.5ポイント、事務が12.2ポイント低下した（図A-5-1）。

なお、雇用形態別にみた手話通訳等の業務では、正規・非正規職員の差はほとんどなかった（図A-5-2）。

「その他」については、「手話指導・講演・研修」、「ろう者との交流」、「電話応対」などが挙げられた。「手話を授業などで教えている」人や、「講習会運営」などが多くあった。他に、「家庭訪問」や「雑用」、「必要に応じて」などが挙げられた。

図 A-5-1 現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務【複数回答】2019年と2009年

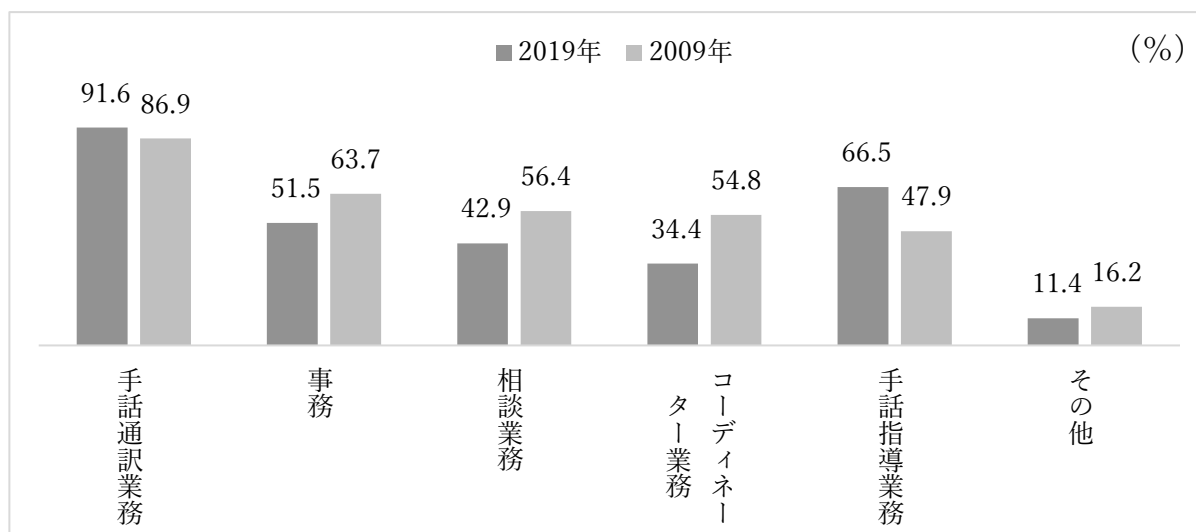
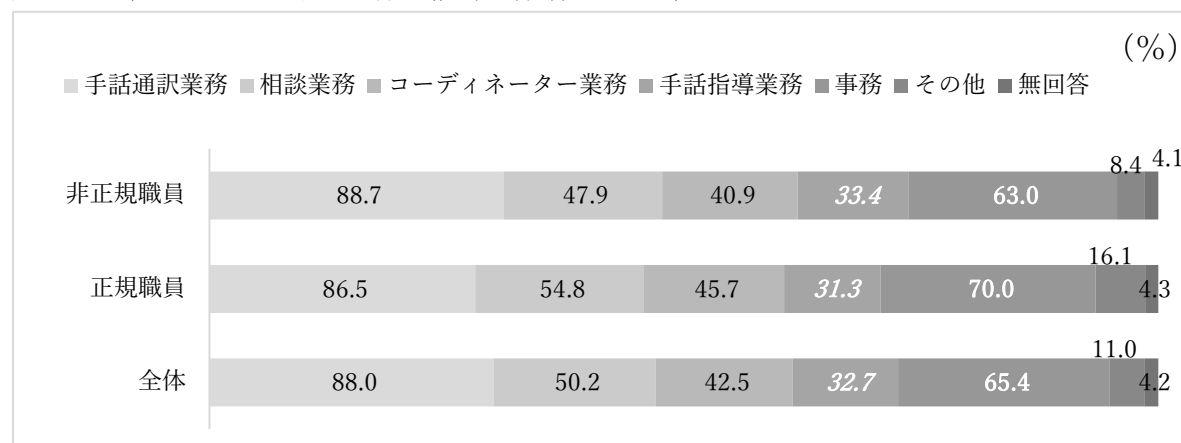


図 A-5-2 雇用形態別にみた手話通訳等の業務 2019年



A-6 各手話通訳業務の頻度

手話通訳等の業務の頻度（日数：無回答を含む）をみると、手話通訳と事務以外の業務については半数以上が無回答（業務しないを含む）となっている。特に、手話指導、コーディネートの業務は6割以上、相談は5割以上の人が担っていないことがわかる（図 A-6-1）。

手話通訳等の業務の頻度（日数：無回答を除く）をみると、特徴的なこととして、20日以上で事務が62.5%、コーディネートが45.9%と大きな割合を占めている。

一方、手話指導が10日未満までが約9割とほとんどを占めていることがわかる。

手話通訳や相談業務については、10日未満が半数程度となっており、主に手話通訳をする職員とそうでない職員とに分かれているように推察される（図 A-6-2）。

各手話通訳業務の頻度（日数）の平均値をみると、事務が17日、コーディネーター業務で14日、手話通訳業務が10日、相談業務が9日、手話指導業務が4日ほどとなっている。これらは雇用形態で大きな違いはない（表 A-6）。

図 A-6-1 各手話通訳業務の頻度【無回答含む】 2019 年

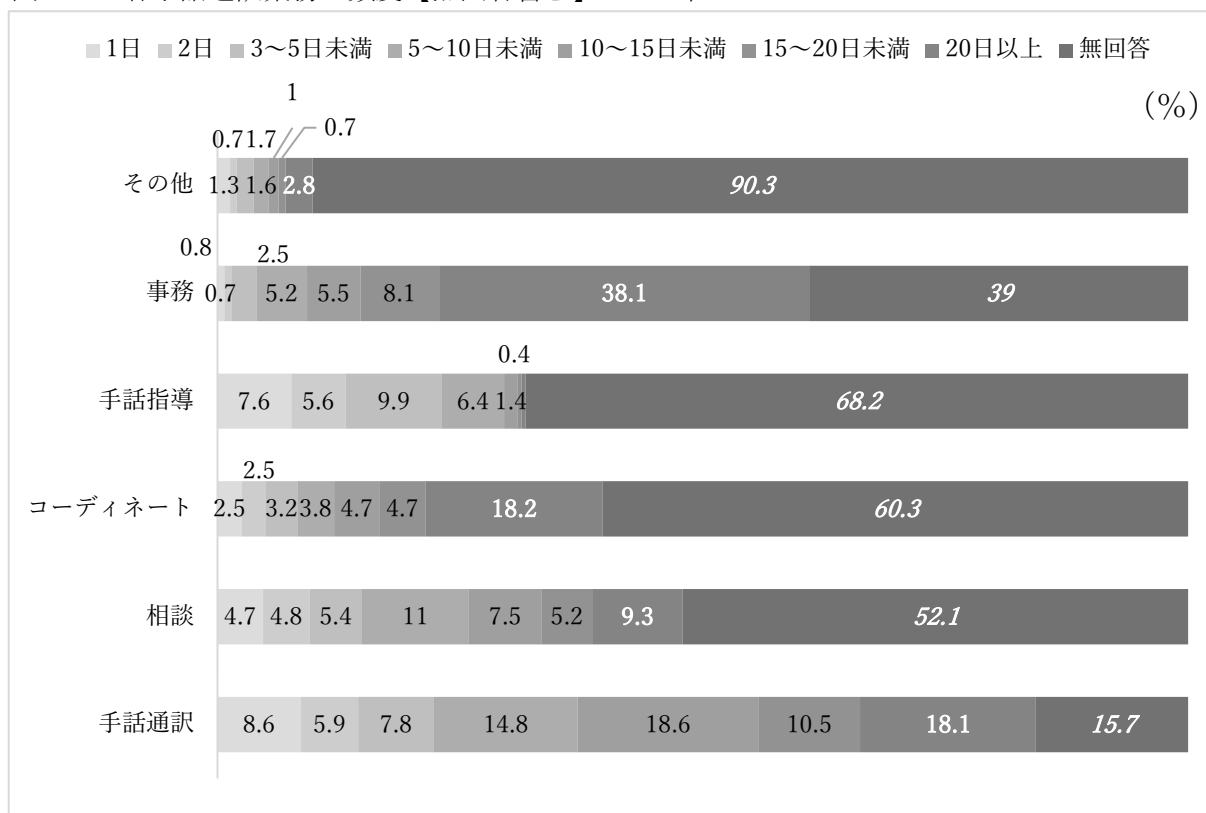
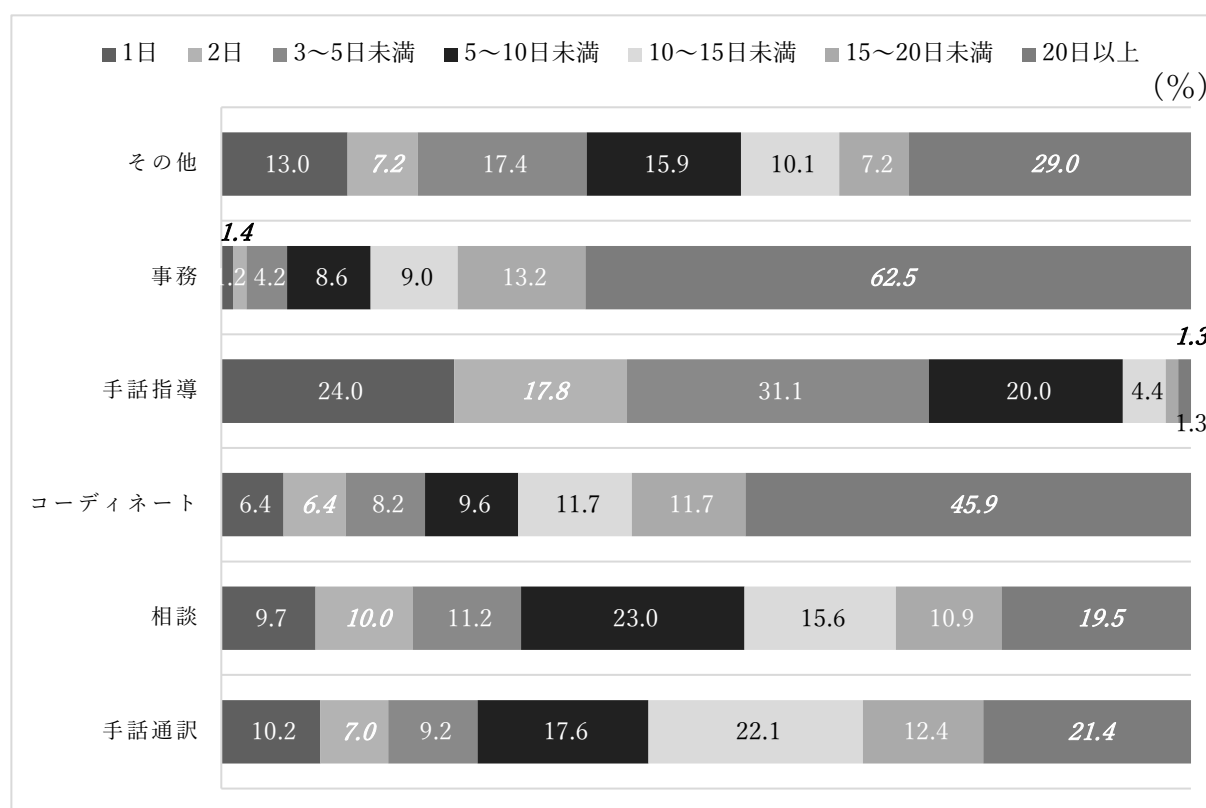


図 A-6-2 各手話通訳業務の頻度【無回答除く】 2019 年



注) 無回答を除く母数は、右の通り。手話通訳 n=597、相談 n=339、コーディネート n=281、手話指導 n=225、事務 n=432、その他 n=69。

表 A-6 各手話通訳業務の頻度（日数）（2019 年）（日）

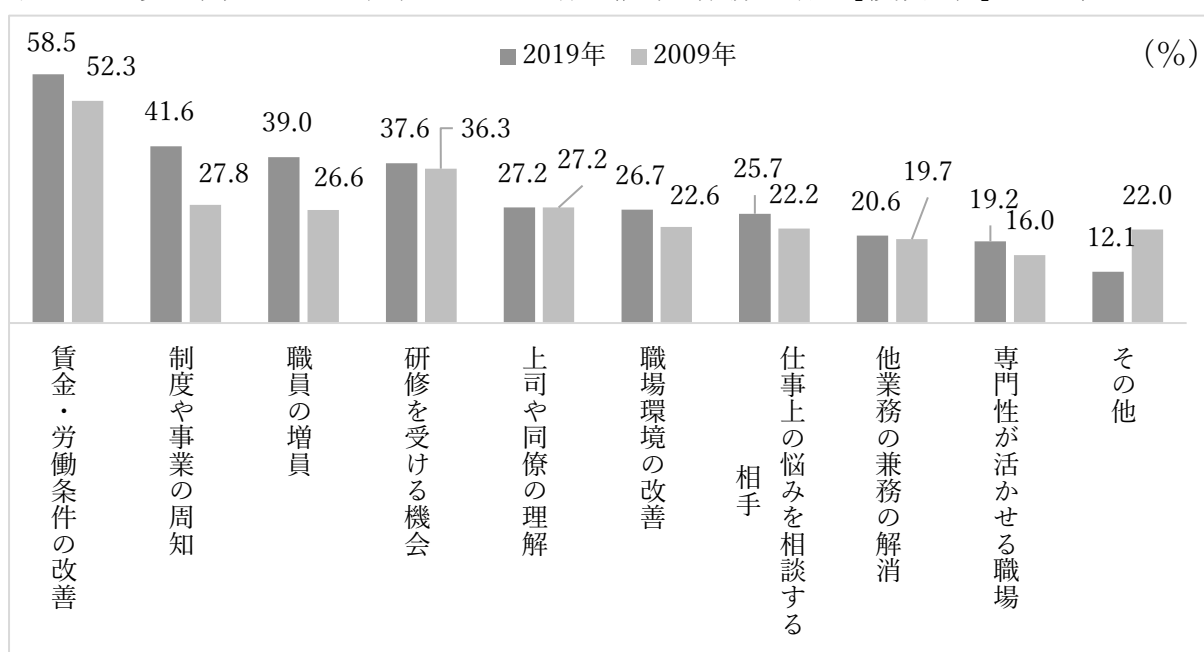
| | 件数 | 平均値 | 雇用形態 | |
|------------|-----|-------|-------|-------|
| | | | 正規職員 | 非正規職員 |
| 手話通訳業務 | 597 | 10.58 | 9.89 | 11.01 |
| 相談業務 | 339 | 9.48 | 9.25 | 9.74 |
| コーディネーター業務 | 281 | 14.24 | 15.26 | 13.64 |
| 手話指導業務 | 225 | 3.91 | 3.61 | 4.08 |
| 事務 | 432 | 17.29 | 19.71 | 15.89 |

A-7 現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務の課題

現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務の課題【複数回答】をみると、賃金・労働条件の改善が 58.5%、制度や事業の周知が 41.6%、職員の増員が 39.0%、研修を受ける機会が 37.6%と続いた。2009 年と比較すると、制度や事業の周知で 13.8 ポイント、職員の増加で 12.4 ポイント、賃金・労働条件の改善が 6.2 ポイント増加している（図 A-7-1）。

「その他」については、「業務量の多さ」、「手話通訳士の認知度の低さ」、「ろう者との関係」、「賃金が低いため後任者がいない・人手不足」、などが指摘された。また、手話通訳士でない人も同じ業務なため、資格の必要性を問うものまで実に多様な課題が挙げられた。

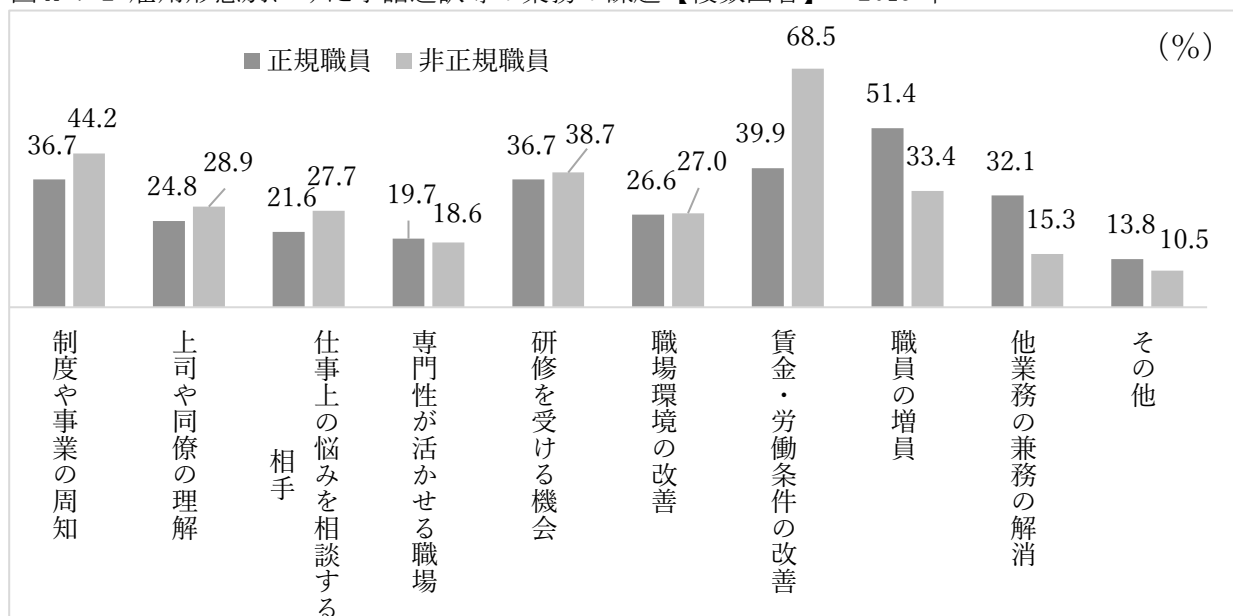
図 A-7-1 現に就労している職場における手話通訳等の業務の課題【複数回答】2019 年と 2009 年



雇用形態別にみた手話通訳等の業務の課題【複数回答】では、非正規職員は非正規職員よりも賃金・労働条件の改善が 28.6 ポイント、制度や事業の周知で 7.5 ポイント、仕事上の悩みを相談する相手で 6.1 ポイント、上司や同僚の理解で 4.1 ポイント

高くなっている一方、正規職員は非正規職員よりも職員の増員で 18 ポイント、他業務の兼務の解消で 16.8 ポイント高くなっている（図 A-7-2）。

図 A-7-2 雇用形態別にみた手話通訳等の業務の課題【複数回答】 2019 年

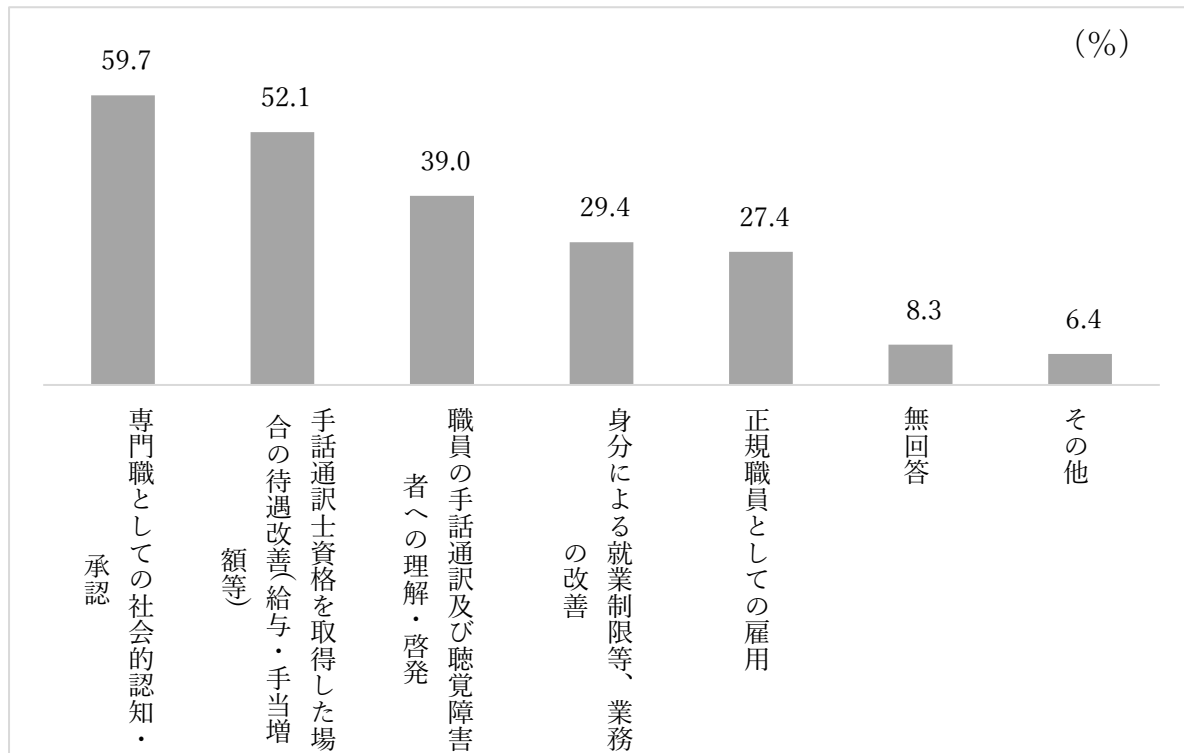


A-8 現職場において手話通訳士資格をさらに活かすために望むこと

現職場において手話通訳士資格をさらに活かすために望むこと【複数回答】をみると、専門職としての社会的認知・承認が 59.7%、手話通訳士資格を取得した場合の待遇改善(給与・手当増額等)が 52.1%、職員の手話通訳及び聴覚障害者への理解・啓発が 39.0%と続いた（図 A-8）。

「その他」については、「技術の向上」、「手話通訳士の認知度を上げる」などが指摘された。また、「今の状況に不満はない」という声もあった。

図 A-8 現職場において手話通訳士資格をさらに活かすために望むこと【複数回答】 2019年



3. B票調査結果【n=1,519人】 (手話通訳派遣事業所に登録されている方への調査)

B票は派遣事業所に登録されている方への調査票である。基礎票の調査で派遣登録をしている方（80.6%（1,519人））に回答を依頼した。以下、その詳細をみていきたい。

B-1 登録件数ごとにみた登録先機関・団体

登録先の機関・団体数をみると【複数回答】、市町村役所が813件、都道府県・政令市聴覚障害者情報提供施設が567件、都道府県聴覚障害者団体が334件と続いた。なお、登録先が2つ以上ある人が615人おり、4つ以上の人も22人いる（表B-1）。

2019年と2009年を比べると、市町村役所で約90件、都道府県等聴覚障害者情報提供施設で約250件増加している（図B-1-1、図B-1-2）。

また、その全体の構成比をみると、市町村役所が2019年で33%、2009年は37%、都道府県・政令市聴覚障害者情報提供施設で23%、2009年は16%、都道府県聴覚障害者団体が2019年は14%、2009年は16%と続いた（図B-1-3-1、図B-1-3-2）。

表B-1 手話通訳派遣の登録先機関・団体 2019年 (人)

| 登録先 | 登録先1 | 登録先2 | 登録先3 | 登録先4 | 合計 |
|---------------------------|-------|------|------|------|-------|
| 1.都道府県本庁又は支庁 | 187 | 72 | 17 | 0 | 276 |
| 2.都道府県社会福祉協議会 | 17 | 7 | 0 | 0 | 24 |
| 3.都道府県・政令市聴覚障害者 情報提供施設 | 410 | 114 | 36 | 7 | 567 |
| 4.都道府県身体障害者団体 | 45 | 20 | 5 | 3 | 73 |
| 5.都道府県聴覚障害者団体 | 227 | 94 | 10 | 3 | 334 |
| 6.市町村役所 | 642 | 138 | 24 | 9 | 813 |
| 7.市町村社会福祉協議会 | 146 | 22 | 8 | 1 | 177 |
| 8.その他 | 89 | 53 | 19 | 0 | 161 |
| 回答数 | 1,396 | 482 | 111 | 22 | 2,011 |

注1) 登録先1、2、3、4の順位は登録年数の多い順

注2) 重複回答のため、回答数は登録先の件数の合計と同数にはならない

図 B-1-1 登録ごとにみた登録先機関・団体【複数回答】 2019 年

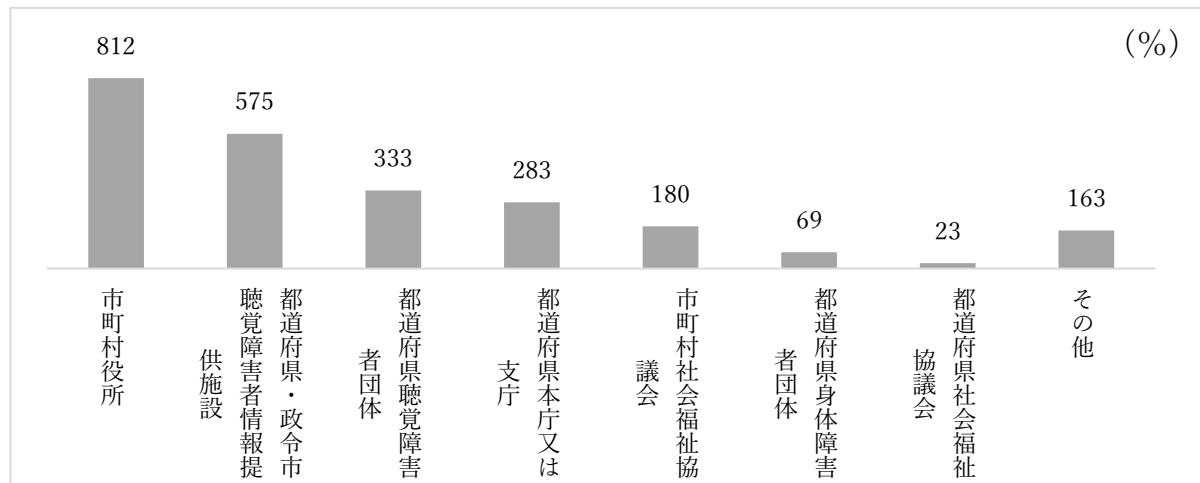


図 B-1-2 登録件数ごとにみた登録先機関・団体【複数回答】 2009 年

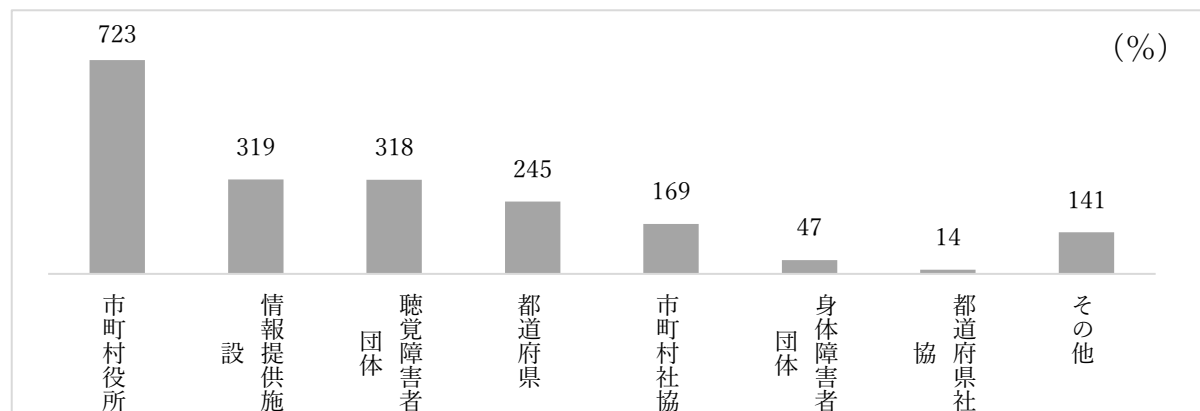


図 B-1-3-1 登録件数ごとにみた登録先機関・団体 2019 年

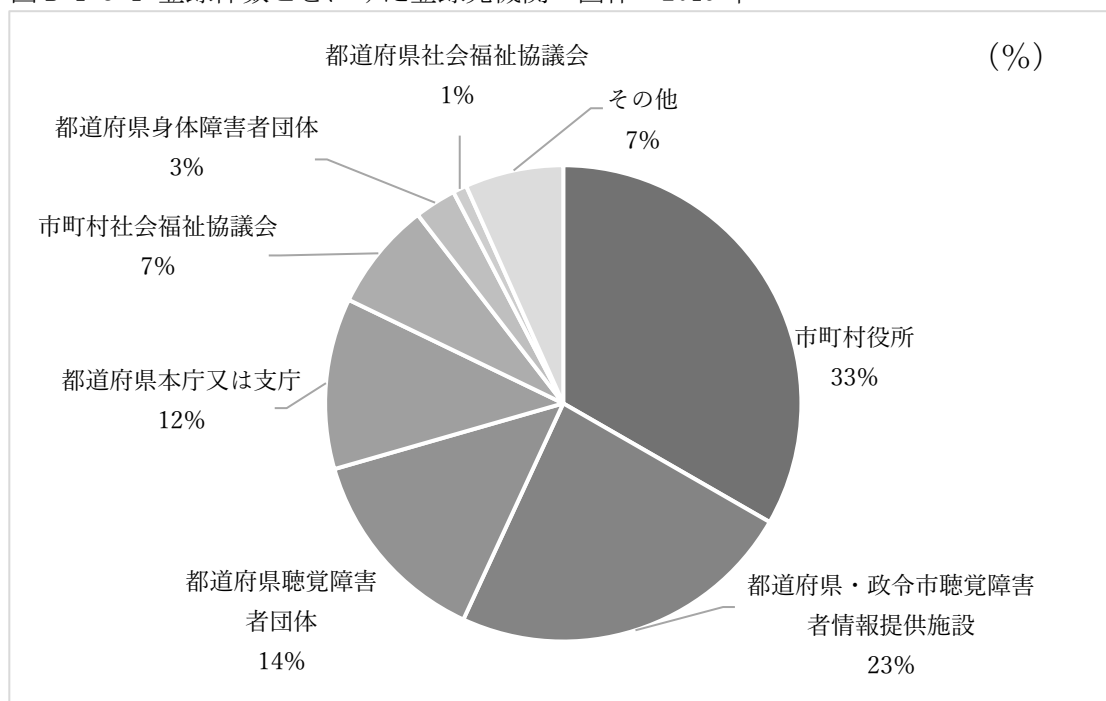
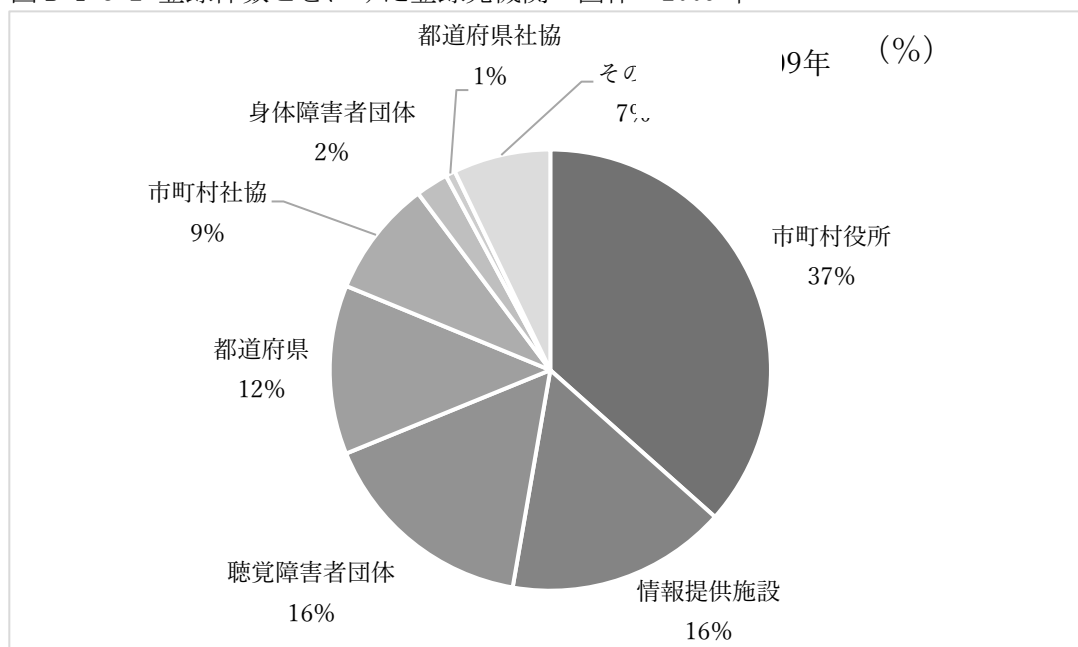


図 B-1-3-2 登録件数ごとにみた登録先機関・団体 2009 年



B-2 登録先別にみた登録年数

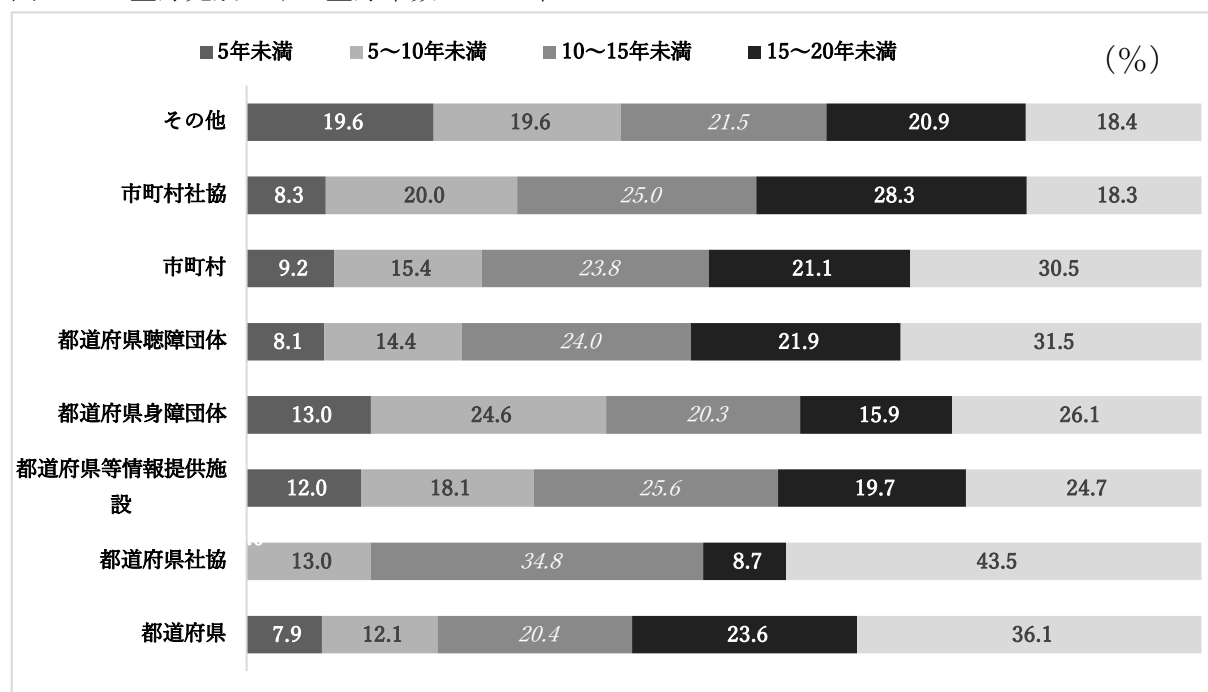
登録先別にみた登録年数をみると、平均の登録年数が長い登録先から、都道府県社会福祉協議会が 18.0 年、都道府県本庁又は支庁が 16.8 年、都道府県聴覚障害者団体が 15.9 年、市町村役所が 15.6 年、都道府県・政令市聴覚障害者情報提供施設が 14.1 年と続いた（表 B-2-1）。

具体的に、登録年数をみると、20 年以上が都道府県社会福祉協議会で 43.5%、都道府県が 36.1%と突出している。一方、15 年未満が都道府県身障団体で 57.9%、都道府県等情報提供施設で 55.7%を占めている（図 B-2-1）。

表 B-2-1 登録先別にみた登録年数 2019 年 (年)

| 項目 | n | 平均値 | 中央値 | 最大値 | 最小値 |
|-------------------------|-----|------|------|------|-----|
| 都道府県本庁又は支庁 | 283 | 16.8 | 15.0 | 58.0 | 1.0 |
| 都道府県社会福祉協議会 | 23 | 18.0 | 16.0 | 36.0 | 5.0 |
| 都道府県・政令市聴覚障害者 情報提供施設 | 575 | 14.1 | 13.0 | 48.0 | 0.5 |
| 都道府県身体障害者団体 | 69 | 13.7 | 12.0 | 40.0 | 1.0 |
| 都道府県聴覚障害者団体 | 333 | 15.9 | 15.0 | 45.0 | 1.0 |
| 市町村役所 | 812 | 15.6 | 15.0 | 42.0 | 0.1 |
| 市町村社会福祉協議会 | 180 | 13.7 | 13.5 | 36.0 | 0.6 |
| その他 | 163 | 12.6 | 11.0 | 45.0 | 1.0 |

図 B-2-1 登録先別にみた登録年数 2019 年



B-3 令和元年9月1日から9月30日までの1か月間に行った手話通訳派遣件数

令和元年9月1日から9月30日までの1か月間に行った手話通訳派遣件数は、実働があった1,320人で平均5.6回であった（中央値4回）。同期間に派遣された回数をみると、1~5件と答えた人が35%、6~10件が17%、11~15件が11%、0件が17%と続いた（図 B-3-1）。

2019年9月の派遣件数は（1,181人分）合計8,612件で、そのうち医療が3,028件（35.2%）、講演が1,202件（14.0%）、地域が1,045件（12.1%）、労働が819件（9.5%）、教育が732件（8.5%）、司法が111件（1.3%）、その他が1,675件（19.4%）であった（表 B-3-1、図 B-3-2）。

上記のなかで、派遣分野別にみた派遣件数（1人の人がそれぞれの分野で何件派遣されたか）をみると【無回答を含む】、どの分野でも半分以上、特に司法分野では9割以上が無回答（派遣なしを含む）であった（図 B-3-3）。

そこで、この無回答（派遣なしを含む）を除いた割合をみると、医療で1件のみの人が24.6%であるが、他の分野では1件のみの人が約半数となっている。つまり、医療分野では複数回派遣されることが多い傾向にあることがわかる（図 B-3-4）。

図 B-3-1 手話通訳派遣【選択】 2019年9月1日～30日

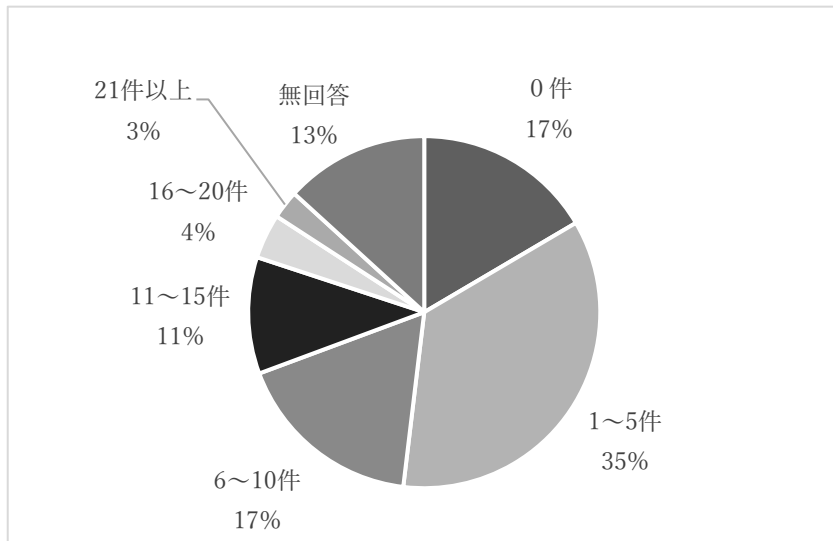


表 B-3-1 派遣分野別の件数 2019年9月1日～30日

| 医療 | 講演 | 地域 | 労働 | 教育 | 司法 | その他 | 合計 |
|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 3,028 | 1,202 | 1,045 | 819 | 732 | 111 | 1,675 | 8,612 |
| 35.2 | 14.0 | 12.1 | 9.5 | 8.5 | 1.3 | 19.4 | 100.0 |

図 B-3-2 派遣分野別件数の割合 2019年9月1日～30日

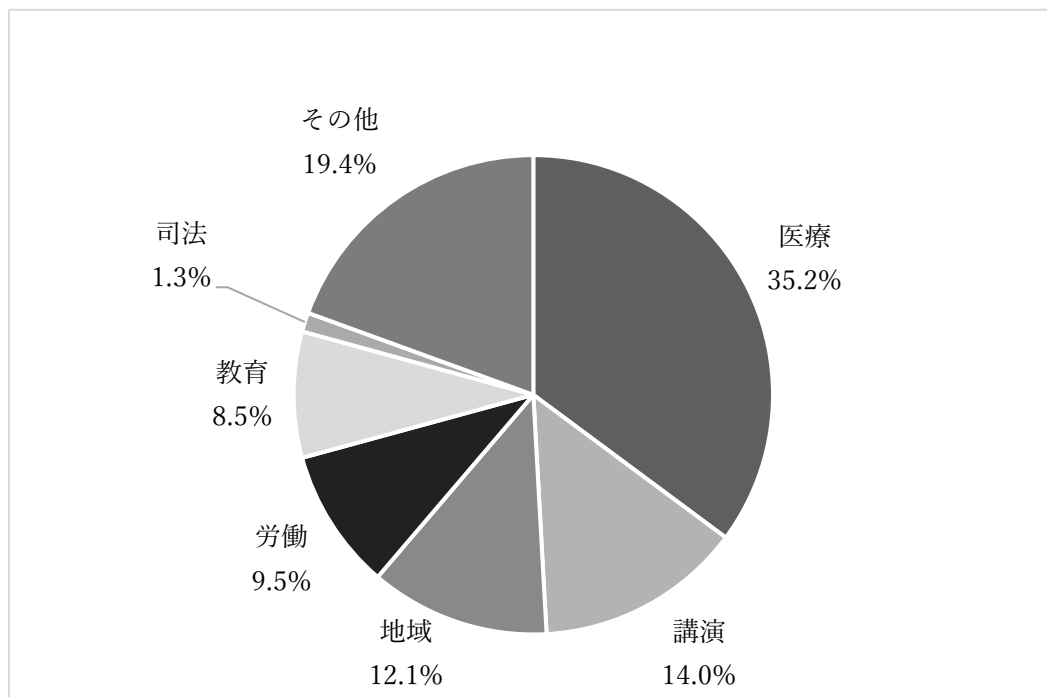


図 B-3-3 派遣分野別にみた派遣件数【無回答を含む】 2019年9月1日～30日

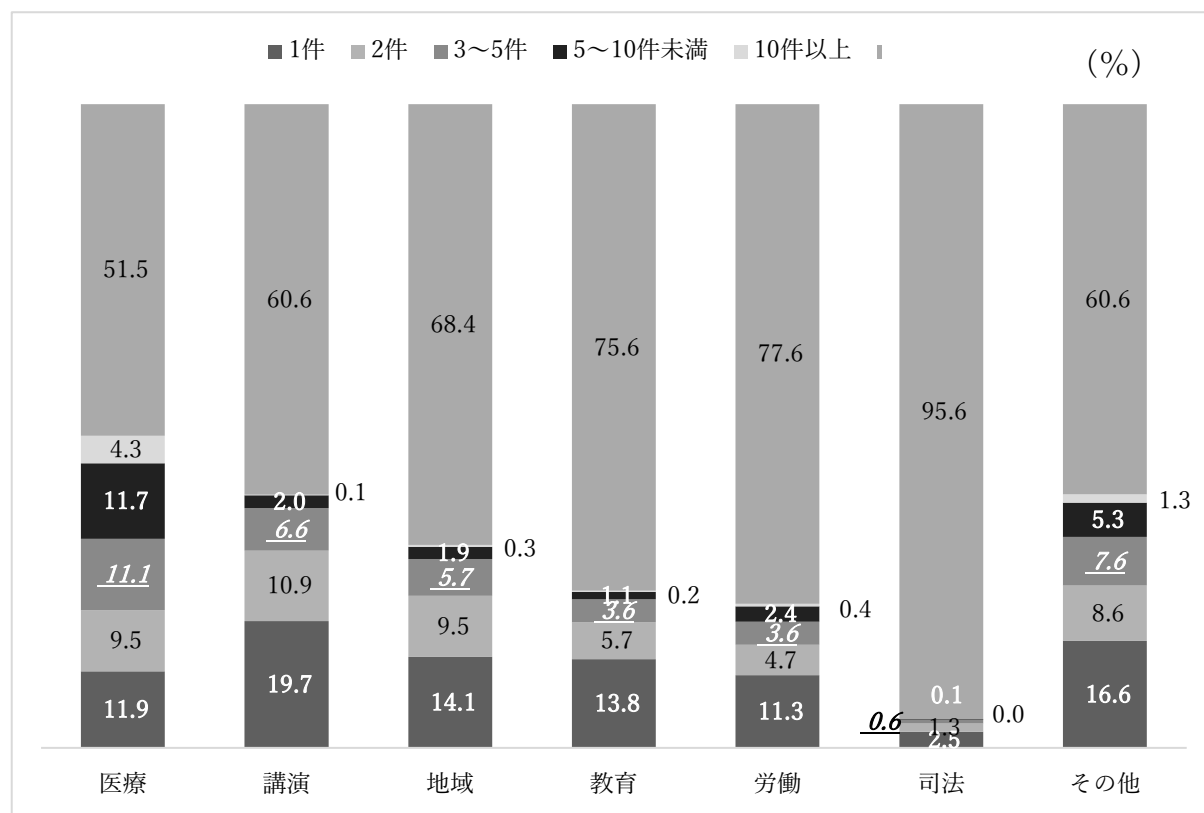
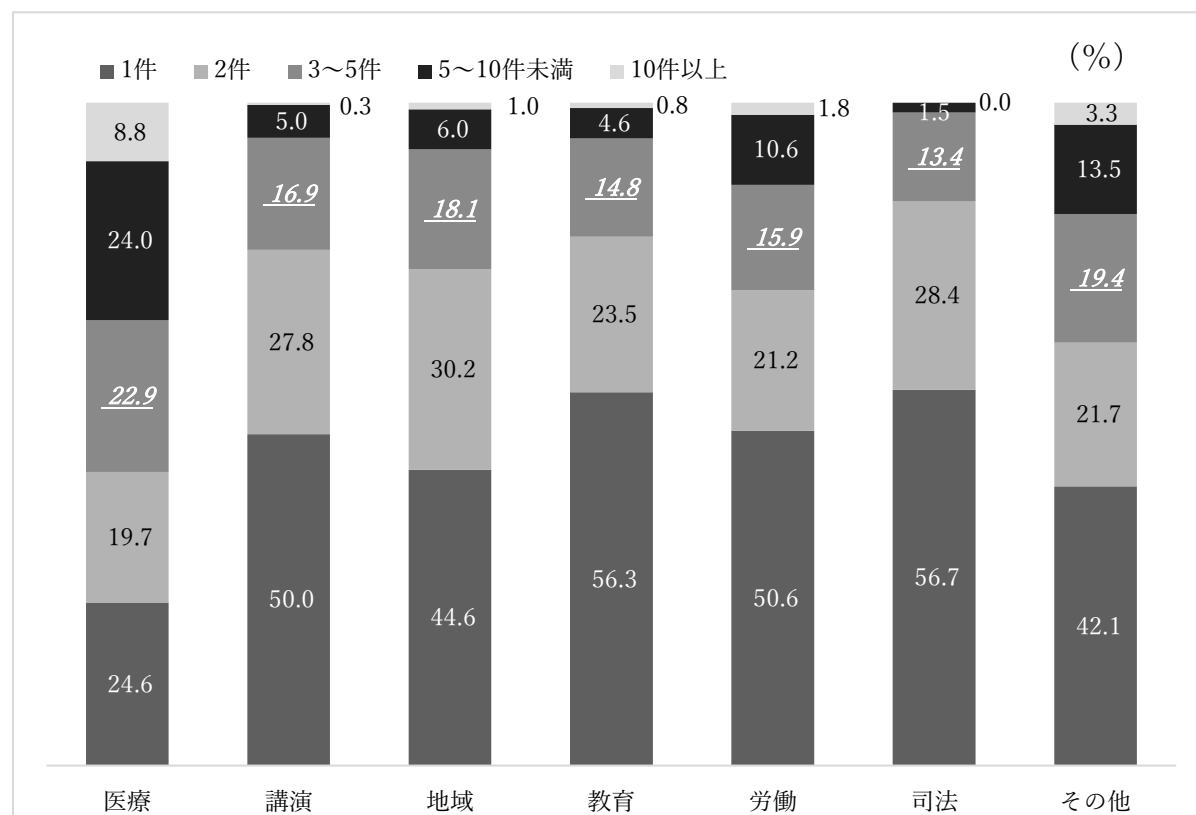


図 B-3-4 派遣分野別にみた派遣件数【無回答を除く】 2019年9月1日～30日



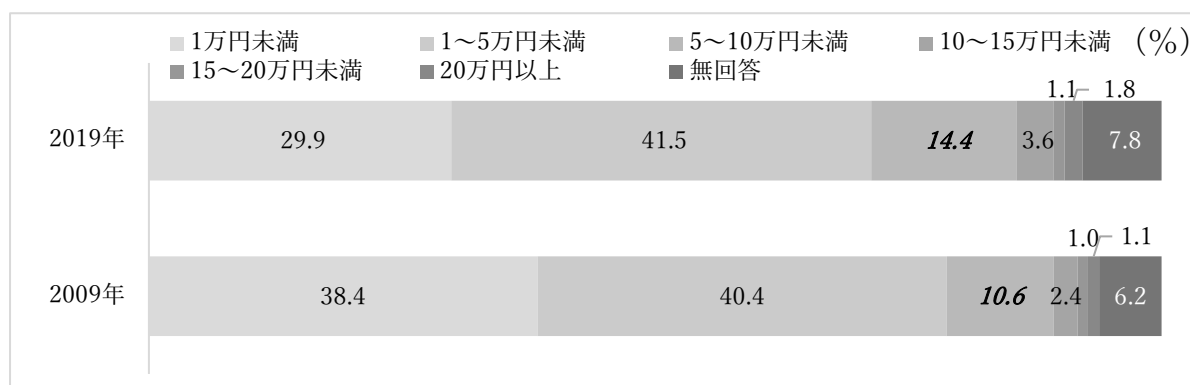
注) 無回答を除く母数は、右の通り。医療 n=737、講演 n=598、地域 n=480、教育 n=371、労働 n=340、司法 n=67、その他 n=599。

B-4 1年間を通した、派遣手当の「平均月額」

2019年の1年間を通した派遣手当の「平均月額」は3万3,112円であり、中央値は2万円であった（n=1,126）。

より具体的にみると、1万円未満が29.9%、1～5万円未満が41.5%、5～10万円未満が14.4%と続いた。2009年と比べると、1万円未満は8.5ポイント低下し、5～10万円未満が3.8ポイントほど増加している（図B-4）。

図B-4 1年間を通した派遣手当の「平均月額」【選択】2019年と2009年



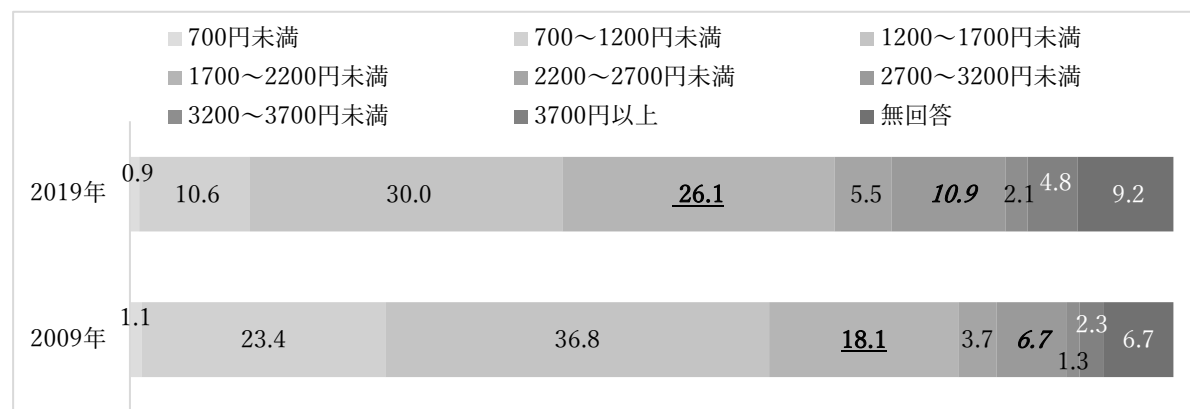
B-5 主に従事する手話通訳派遣事業所の1時間あたりの「派遣単価」

2019年の主に従事する手話通訳派遣事業所の1時間あたりの「派遣単価」は、平均で1,981円、中央値が1,800円であった（n=1,213）。より具体的にみると、1,200～1,700円未満が30.0%、1,700～2,200円未満が26.1%、2,700～3,200円が10.9%と続いた。

2009年と比べると、700～1,200円未満が12.8ポイント、1,200～1,700円未満が6.8ポイント低下し、1,700～2,200円未満で8ポイント、2,700～3,200円未満で4.2ポイント増加している（図B-5）。

図B-5 主に従事する手話通訳派遣事業所の1時間あたりの「派遣単価」【選択】

2019年と2009年



B-6 登録先の事業所等の主催による登録者研修

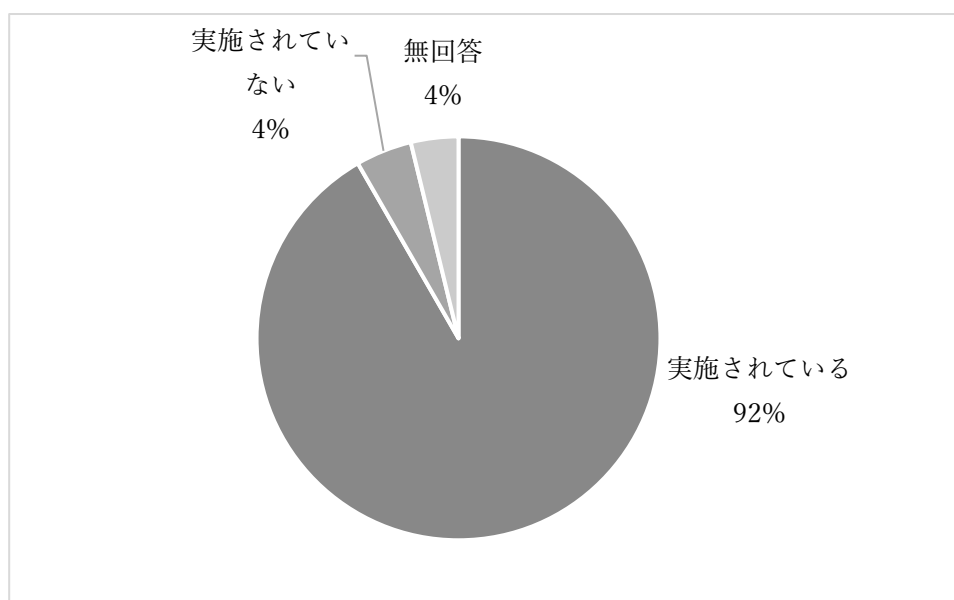
2019年の登録先の事業所等の主催による登録者研修実施の有無をみると、実施されているが92%、実施されていないが4%であった（図B-6-1）。

また、その登録者研修への参加状況についてみると、よく参加するが48.9%、時々参加するが39.6%、参加したいが困難が9.7%、参加したくないが1.7%と続いた。

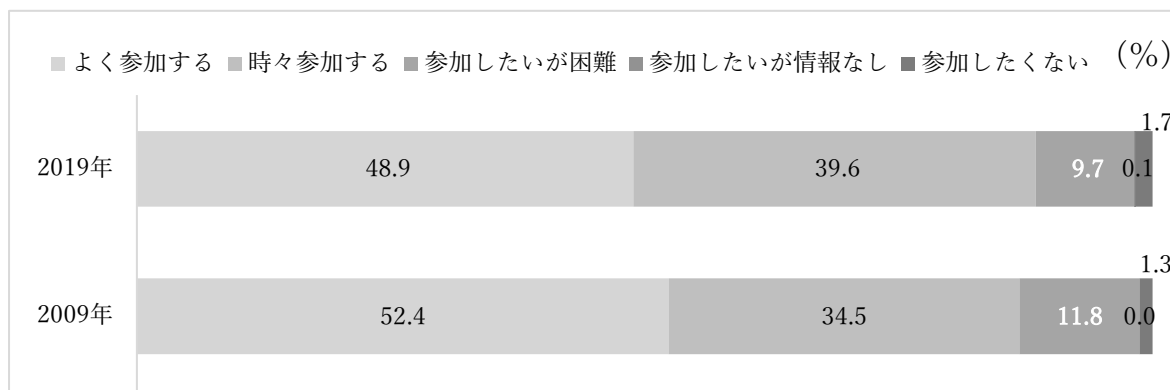
2009年と比べると、よく参加するが3.5ポイント低下し、時々参加するが5.1ポイント増加していることがわかる（図B-6-2）。

参加したいが困難についての記述をみると、育児、仕事、活動のため、遠方のためという記載が多かった。参加したくないについての記述をみると、新人向けの内容であったり、事業説明になっていたりするなど研修内容に不満があるようであった。

図B-6-1 登録先の事業所等の主催による登録者研修実施の有無 2019年



B-6-2 登録者研修への参加状況 2019年と2009年



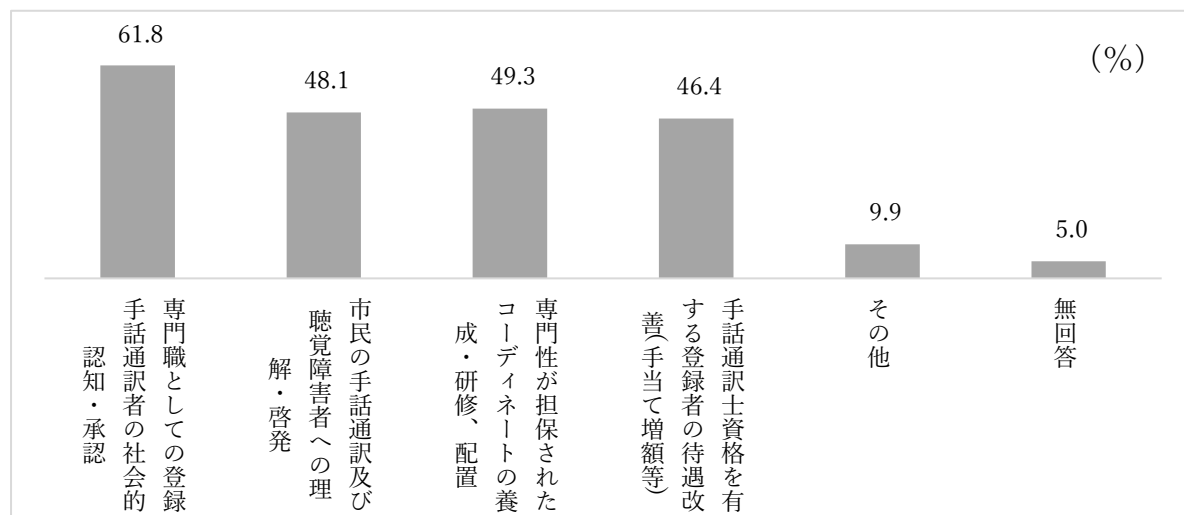
注) 無回答を除く

B-7 登録者派遣事業について望むこと

登録者派遣事業について望むこと【複数回答】についてみると、専門職としての登録手話通訳者の社会的認知・承認が61.8%、市民の手話通訳及び聴覚障害者への理解・啓発が48.1%、専門性が担保されたコーディネートの養成・研修、配置が49.3%、手話通訳士資格を有する登録者の待遇改善(手当増額等)が46.4%と続いた(図B-7)。

その他の記述内容については以下に記載している。

図B-7 登録者派遣事業について望むこと【複数回答】 2019年



【その他の記述内容】 (抜粋)

<報酬について>

- 「士」資格を持つ者と持たない者が同一の現場に派遣されている場合に、派遣手当が同じであることに少し抵抗がある。名称専有の資格とはいっても、能力に差を感じると、派遣手当が同じであることに疑問を感じるし、資格の意味がわからなくなる。「士」とそれ以外の登録通訳は区別してもらいたい。やりがいがない。
- 設問(派遣単価一引用者)の金額がおかしいという感覚がほしい。一般企業に勤務している者にとっては信じられません。これでは自立できない。若者も増えません!! このため、勉強して投資もして試験に合格しても、別の仕事を持たざるを得ない。そのため、派遣要請に(時間が合わず)こたえられず、通訳者が不足するという悪循環に陥る。そして復帰要請……。
- 資格を有する通訳者の派遣される内容によって報酬も考えてほしい。資格を有する通訳者の報酬ランクを付けてほしい。
- 派遣件数がかなり増えているにもかかわらず、通訳の登録者が増えない。業務内容に見合った賃金となっていないことも原因の一つではないかと考える。

<派遣の仕方について>

- 派遣先事業所側の都合が優先され、通訳者がないがしろにされている現実の改善。事業所側の都合で、通訳者をボランティア扱いしたり、「仕事」だと通訳者の立場をコロコロ変えたりすることをやめてほしい。通訳者の有する国家（厚生労働大臣認定一引用者）資格を、無料で提供させようとする考えを改めてほしい。税金で運営されている事業であるとの自覚が足りない。全員合格させる気持ちを出してほしい。
- 企業に対する手話通訳活動への理解、促進。兼業とみなされ、活動を制限されました。そのため派遣実績ゼロです。
- きちんとした契約をして労働者となる。※手話通訳者は労働者でなく、絶滅危惧種です。
- 資格を活かしたいが派遣件数が少なく、なかなか経験を積めない。

<コーディネーターについて>

- コーディネーターと通訳者との仲のよさが、派遣回数に影響しているため、派遣基準を明確にし、特定の人物に派遣が偏らないような改善が必要。
- コーディネーターは2名いるが、緊急の通訳派遣に出ざるを得ない。その間、事務所が他の事務員しかおらず、他の緊急及び通常相談や連絡ができない。もっと増やしてほしい。
- 各人の希望や適性に合ったコーディネーターをしてほしい。無理強いするようなことはしないでほしい。

<その他>

- 健聴者や一般団体も手話通訳者の派遣申請を無料で受けられる枠があってもよいのではと思う。主催者が謝金負担というが、聴障者の参加が突然だと予算が前もって組めないのでは。
- 手話通訳者の職種がないので、それぞれが手さぐり状態。さらに現状を支えているのは50～60歳代なので、20年後には消滅するのではないか。多重登録者に対するケイワンなどの研修も重要だが、あまりされていないのでは。
- 手話通訳に関する研修は関東・関西などの人は費用がかからないだろうが、地方からだと、交通費・宿泊費がかさむので参加しづらい。補助金なども考えてほしい。

4. C票調査結果【n=792人】 (手話講習会等で講師活動をされている方への調査)

C票は手話講習会等で講師活動をされている方への調査票である。基礎票の調査で講師活動をしている方（42%（792人））に回答を依頼した。以下、その詳細をみていきたい。

C-1 手話通訳に関する養成講座等の講師担当経験の有無

手話通訳の養成講座の講師担当経験の有無について聞いたところ、担当したことがあると答えた人は32%であった（図C-1-1）。

担当したことがある人のうち、実際に担当したのは手話通訳士養成講座では31.9%、都道府県手話通訳者養成講座で41.5%、区市町村手話通訳者養成講座で61.9%、手話通訳者登録研修で31.7%、専門学校等で31.8%であった（図C-1-2）。

そのうち、手話通訳士養成講座の主催【複数回答】は、市町村が38.3%、都道府県が24.1%、都道府県聴覚障害者協会が19.8%、政令指定都市が13.4%と続いた（図C-1-3）。

また、その手話通訳士養成講座のテキスト・教材については、①全日本ろうあ連盟発行のテキスト・教材が60.9%、②日本手話通訳士協会発行のテキスト・教材は20.6%、上記①②以外の市販されているテキスト・教材が10.7%、その他が32.4%であった（図C-1-4）。

図C-1-1 手話通訳に関する養成講座等の講師担当経験の有無 2019年

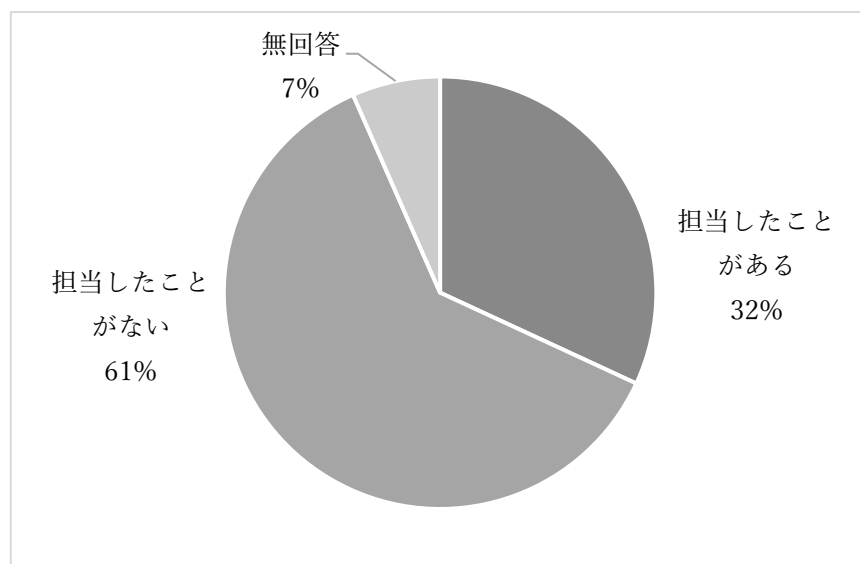


図 C-1-2 担当したことがある養成講座 2019 年

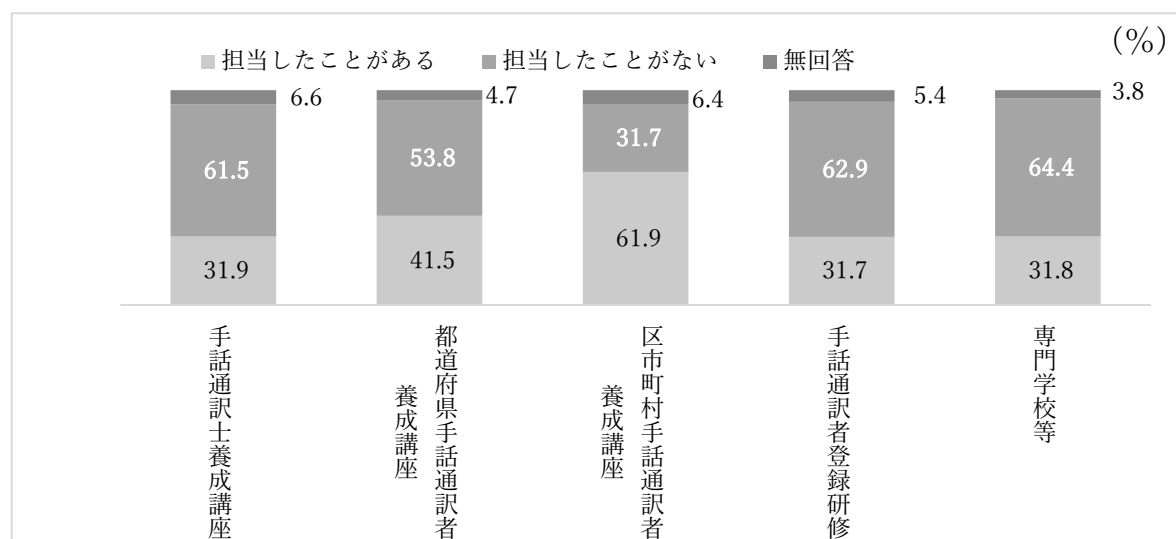


図 C-1-3 手話通訳士養成講座の主催【複数回答】 2019 年

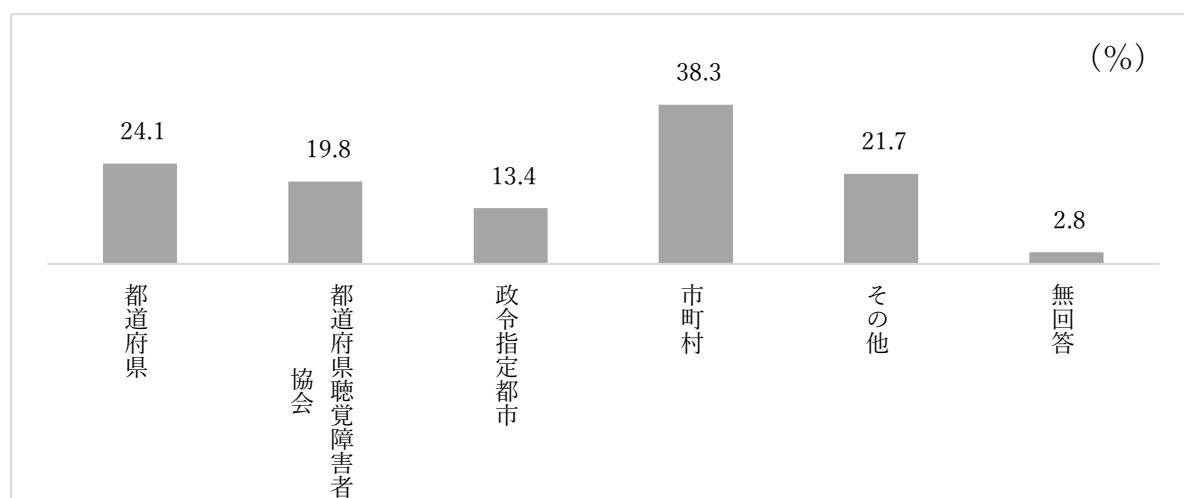
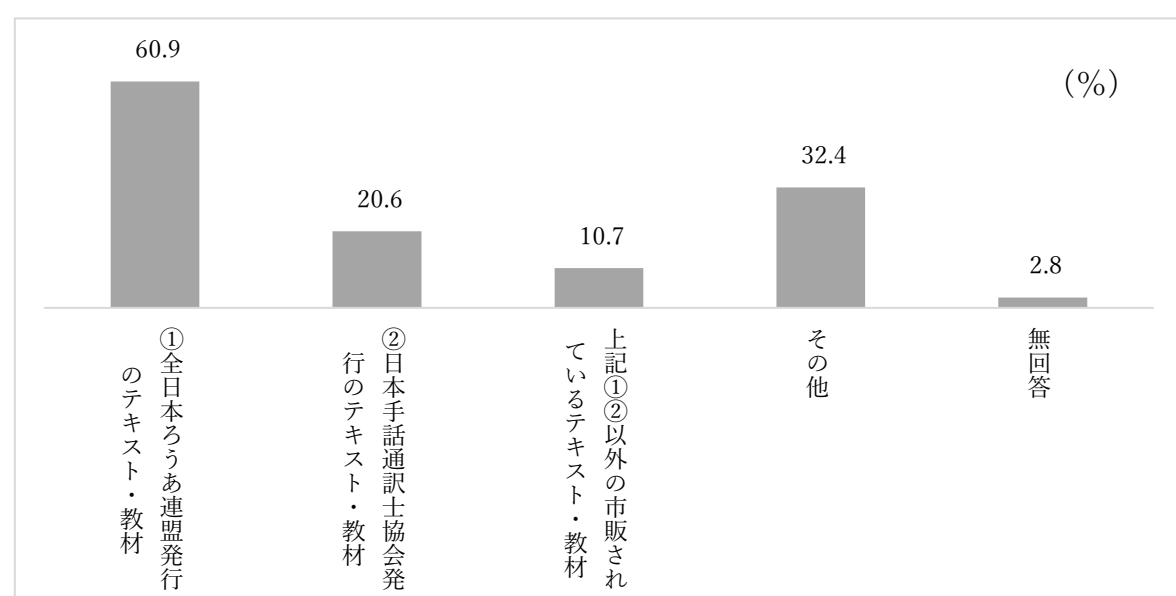


図 C-1-4 手話通訳士養成講座の教材【複数回答】 2019 年



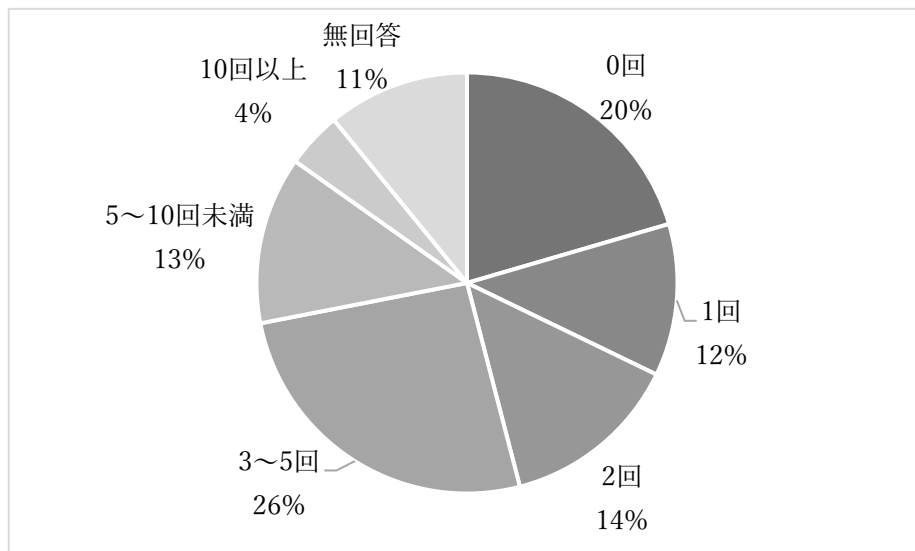
C-2 令和元年9月1日から9月30日までの1か月間に行った講師活動について

令和元(2019)年9月1日から9月30日までの1か月間に行った講師活動回数についてみると、3～5回未満が26%、2回が14%、5～10回未満が13%と続いた(図C-2-1)。

また、1年間を通した、講師手当の平均月額【選択】をみると、1万円未満が34.4%、1～3万円が32.5%、3～6万円が18.3%、6～9万円が5.3%と続いた。

2009年の調査結果とは大きな変化はなかった(図C-2-2)。

図C-2-1 令和元年9月1日から9月30日までの1か月間に行った講師活動回数【実数】 2019年



図C-2-2 1年間を通した、講師手当の平均月額【選択】 2019年と2009年

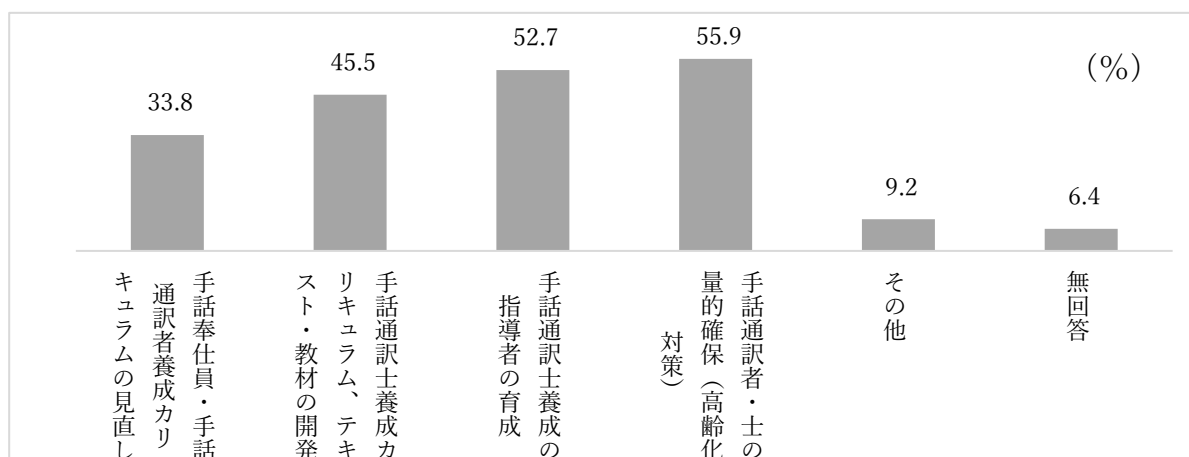


C-3 手話通訳士・者養成及び手話通訳士試験制度について望むこと【複数回答】

手話通訳士・者養成及び手話通訳士試験制度について望むこと【複数回答】について、まず、養成についてみると、手話通訳者・士の量的確保(高齢化対策)が55.9%、手話通訳士養成の指導者の育成が52.7%、手話通訳士養成カリキュラム、テキスト・教材の開発が45.5%、手話奉仕員・手話通訳者養成カリキュラムの見直しが33.8%と続いた(図C-3-1)。その他の内容については主な意見を抜粋し後述する。

次に、試験制度について望むことをみると、試験会場増設（受験に係る費用（旅費、宿泊費）負担削減のため）が48.9%、手話通訳士試験合格者が手話通訳派遣事業の登録手話通訳者として認定される仕組みが27.9%、手話通訳士資格に「更新制度」の導入が17.8%、手話通訳者「全国统一試験」合格を手話通訳士試験受験要件とする制度への変更が17.3%と続いた（図C-3-2）。その他の内容については、同様に主な意見を抜粋し後述する。

図C-3-1 養成について【複数回答】 2019年



【手話通訳士・者養成及び手話通訳士試験制度について望むこと・その他の記述内容】
（抜粋）

＜養成講師について＞

- 講師研修の充実、指導者を増やすための具体的な対策。
- 講師資格の試験化と定年制度の確立。
- ろう講師の指導者養成。
- 当事者であるろう者の指導者が個々の考えて指導することが多い。「ろう者が講師になるために」のDVDを、もっと、ろう講師に見せてください。全国的な統一性が必要と思われる。
- 裾野を広げる意味で奉仕員養成担当講師の育成を強化すべき（ろう・健聴ともに）。

＜開催地について＞

- 合格率アップに結び付く養成講座以外の補足的講座をもっと地域で開くことができたらいいかなと思います。講師数が少なく、県全体をなかなかカバーできません。
- 通訳者養成会場の増設と、昼間や土日曜日のコースの追加。※参加したいが平日の夜では仕事が終わってから1時間以上かかる会場へ向かうのでは間に合わない。また、主婦の方からは夜間や休日に出かけるのが難しいとの声がある。
- 専門分野の研修会場を増設（費用（交通費・宿泊費等）の削減）。

<養成内容について>

- 役所での設置通訳者に求められるものについての養成。 ●現場実習
- 各講座修了者へのフォローアップ・レベルアップ講座の充実。
- 座学だけではなく、講師以外のろう者から学ぶカリキュラムの導入。
- 地域のろう者との交流や行事参加もカリキュラムに入れないと、座学のみの資格者が増え、通訳に派遣されても通じない事例が起っている。
- 対人援助や、コミュニケーション力を上げるカリキュラム。ろう文化を理解する。手話のみの勉強では現場で役に立たない。
- 手話そのものの技術も大切ですが、コミュニケーション能力や対人援助技術が必要。

<養成方法について>

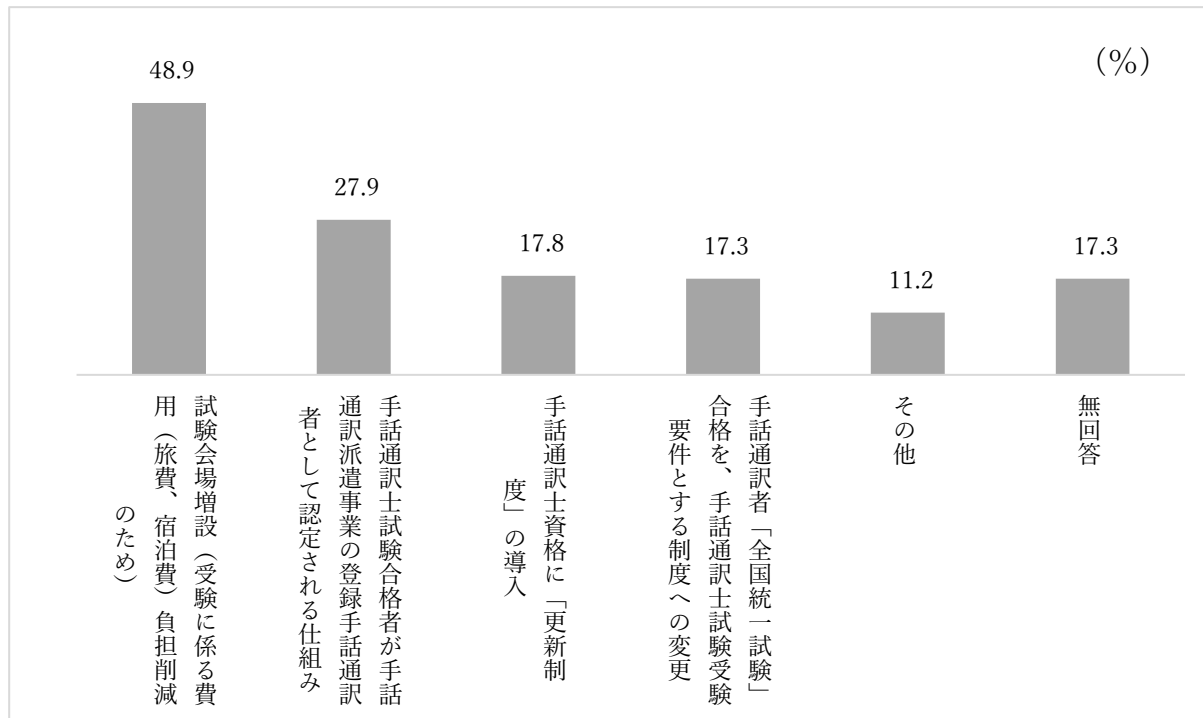
- 手話通訳者・士の質の担保、高等教育機関での養成体制の確立。
- 専門教育機関の設置、拡大。地域での養成には限界があると感じる。
- どれも必要だと思うが、都道府県の予算によって受講できる回数や期間が決まると質的な面で養成に支障が出るようになると思う。都道府県より国として方針をまとめたほうがよいと思う。
- 言語としての手話について、国の養成機関の充実が求められています。
- 手話通訳者養成を市町村で開催することを必須化してほしい。
- ボランティアという発想の転換が必要。奉仕員向講習会の目的を「通訳者養成」に特化し、地域住民の啓蒙は別枠で実施するのがよい。
- 地域生活支援事業の中に「手話通訳士の養成」と明記して欲しいです。行政に要望を出しても、「通訳者と記載されている」と回答されてしまう（逃げ道にされる）。
- 地方で暮らしていても学びやすい環境と情報保障。
- 養成講座を遠隔地でも受けれる形（ネット？）を考えてほしい
- 手話通訳士の学びの場が地元でない。 ●副教材の充実。 ●就労先の確保。

<試験について>

- 受験料が高い。 ●試験結果の開示（個人の点数）。 ●合格基準等の公表。
- 合格率をあげる。 ●士試験の過去問・合格基準の公開。 ●国家資格化。
- 統一試験と士試験を制度として関連付けてないと士試験を受験する人が増えない。士を持っていなくても通訳はできるので。

- 手話通訳士資格が就労に結び付くものになっていないと受験者が増えない。
- 統一試験（者）の技術面の合格レベルが低いと感じる。合格後、現場に出ることを考えると、通じる手話をできる人が合格ラインであってほしい。

図 C-3-2 試験制度について望むこと【複数回答】 2019年



【試験制度について望むこと・その他の記述内容】（抜粋）

<試験内容や基準について>

- 実技のチェックポイント、または解答例を公表してほしい。地域で講習を開くが常に手さぐり状態。落ちた理由もわかりにくい。
- 合否の基準の公表（受験者の）。
- 合格基準（時に実技）が不明。学科試験の「手話通訳のあり方」のレベルが低い。
- 不合格になった理由を知り、試験対策を行いたい。技術面での点数が知りたい。
- 情報の開示。合格基準がわからなければ対策もとれない。試験を実施する側の責任で実技の模範解答例を公表すべき。
- あまりにも合格率が低い。他の国家資格や公的資格で 10%前半というのは難関資格である。合格率をせめて 30%位にして 1 年間は実務研修を行い、その後、登録するなどの方法もある。
- 合格者のレベルが下がっているは事実。合格率が低くてもレベルは下げないで。
- 国家資格（厚生労働大臣認定資格—引用者）として認知度を高めたい。

- 実際の通訳の場で、内容を書き取ることにはないのに、未だに要約が科目にあり、その対策のための勉強をするのが無駄に思えます。通訳者も高齢化が進み、老眼鏡をかけたりはずしたりして記述するのは不利です。もっと実際に合った試験内容を望みます。
- 読み取り、筆記要約は日本語への翻訳能力をみるには必要と考えている。試験科目からなくなり、話全体の要旨を捉える力の低下につながるかと疑問に思っている。

<仕事について>

- 生活できるだけの収入に結びつかない。制度を先につくっても実際に雇用されるか難しいのでは？ 雇用の場をつくるのが大事と思う。資格としては大学などで学べたら良いと思う。ボランティアという考え方がまだまだ強いように思う。
- 資格が安定した職につながると、学校養成になり若い通訳士が増える。
- 試験して合格者が出ても働く場が少ない。
- 士資格が就労に結び付くような職場保障。
- 手話通訳士に認定された人のみが独占できる職域の指定（拡大）。
- 行政の設置通訳の採用にあたっては、「士」資格者また「者」資格者と法律で明記してほしい。
- 合格後に自分に専門分野がないことを後悔した（医療や司法）。合格者を対象とした専門の資格を取れるような大学はないのかといつも思う。最近医師に医療系の資格はあるかと聞かれる。
- 今まで二足のわらじでダブルワークをしていましたが、往復5時間かけ、2時間位の仕事でも数少ない通訳士として使命感を持ってやっていました。40代後半となるとそれも体力的に厳しく、今年教育採用試験を受け、そちら1本で今後やっていこうと思っています。資格をとっても給料面、環境面で、よい仕事できていません。このままでは一人ひとりが無理をし、潰されてしまいます。私が依頼を受けなければ他の人の負担が増すことは目に見えています。「手話通訳士」という資格がもっと活きるような社会を望んでいます。

<試験について>

- 合格しても誰かわからず、登録していない人がいる。県レベルでわかるようにならないか。
- 合格後の経験年数を重ねて、手話通訳士試験受講要件とする制度。机上の学習のみで、手話通訳士試験に合格している人が、現場のろう者と手話が通じていない。

- 元来、手話通訳士と手話通訳者は別との視点を望む。活動は協働作業だが、やはり資格は別がよいと思う。意気込みと力量と責務が違うと思う。
- 現行では手話通訳者養成課程（3年）を経なくても、手話通訳士試験に合格できる人もいるのでは？ 量的確保の観点から、最短で合格できる人がいるならば現制度のままでいいと思う。将来的には検討すべきと考えるが…。
- 試験で質のUPが図れるとは思わない。きちんと予算をつけることが必要。
- 試験の合否だけでなく、地域との関わりが持てる仕組みも必要（特に田舎は）。
- ペーパー資格者をなくすためにも、実働や推薦の方法でもよいので質の確保
- ろうあ協会は通訳士より統一試験合格者を上に見るむきがある。「士」をもっている、何も意味がないように思う。
- 手話奉仕員・通訳者養成事業が区市町村の必須事業であるからこそ、地域のろう協、ろう者が講師となって手話指導しているのに、いざ試験となると「全国统一試験」では理屈が通らないのではないかと。地域レベルの受講（入口）に対して出口が全国レベルでは合致しない。
- 手話通訳者合格＝手話通訳として十分だと考えられているように思う。通訳士試験は誰でも受験できるよい環境ではあると思うが、通訳者と通訳士の結びつきがないようにも思うし、反面、待遇など全く（ほぼ）同じなので、通訳士を受ける気持ち、魅力が感じられないのかもと思います。
- 本県では手話通訳士の資格がなくても活動できる（手話通訳者全国统一試験合格）ので、手話通訳士の資格を取る意味・意欲がない人が多いと感じる。
- 県ろう協の方針としては、通訳経験3年以上、支部ろう団体の推薦が必要となっているが、養成システムが整っていない（奉仕員、養成・初級のみ）。
- 当県では手話通訳養成講座へ参加する条件が厳しく、選考試験もあり、そこで不合格になる実力のある人もいる。改善を検討中ではあるが。
- 有資格者が物心両面で優遇されるなど、資格試験に向かうためのモチベーションが上がる環境づくり。

<負担について>

- 一次試験が免除になるなら、受験料を割引してほしい。
- 遠方からの受験は負担が大きい。●受験料が高すぎる。
- 住んでいる地域に近い試験会場があれば受験者数が増えると思う。
- 居住地域（県内）で試験を受けられれば負担軽減となるが、手話通訳士試験の受験にかかる費用を含めて責任の重さ、また、自分が負う責任の重さへの覚悟を持てた

と思う。他地域の方々と一同に会して、というのがとても刺激になり、がんばらなくてはと思うことができた気がする。養成カリキュラムより、通訳経験や社会生活での知識が必要だと思う。

- 試験会場の増設に加えて受験機会が増えるとよいと思う。年1回→2～3回など。
- 北海道に住んでいると「1. 試験会場増設」を強く感じる。地域で養成講座を担当していて、受験を勧めても費用の話になると「難しい」と断られることが多い。
- 手話通訳士研修に行けない人（本当は行きたいが仕事や諸事情のため）へのネットでの受験対策。

<更新について>

- どの試験でも受かったら学ばなくなる人が8割はいます。それで現場へもどんどん出て行っています。試験が終わればそれでいいのか大変疑問です。
- 手話通訳は技術が求められる。一定の技術を保つためには、更新制度が必要。
- 1年、3年、5年、10年の研修の必要性。実際に通訳活動を行っていない者へのアプローチまたは資格の停止。
- 更新制度を導入する場合、在住県での研修を行ってほしい。
- 士資格を持っていても、通訳技術・援助技術が不十分な人が目立つ。更新制度を導入する際、評価を担当する人の力量をどう判断するかという課題はあると思う。
- 自分自身のことを考えると、資格をとってから30年経過している。現任研修受講を必須とするなどして、更新制度導入が必要と思う。自動車運転免許のように。
- 全国統一試験合格者・手話通訳士試験合格者の研修の義務化（2年に1回など定期的研修に参加しない場合、資格の抹消）。
- 全国統一試験合格者に対する更新制度の導入及び研修制にする。

<その他>

- 専門コース別の資格創設。●専門手話通訳士の創設。●専門分野の資格試験（国家資格化）。
- 手話通訳者数も減少しているので、手話通訳士を目指す人も少ない。人口が多い地域は良いが、少ない地域は登録者数も減少しているので、手話人口確保が大切である。
- 地域に根付いた通訳者を養成したい。地域で養成→者→士がベストと考える。
- 旧テキストの時に講座を担当し、現在新テキストの講師養成を受講中。講師もどんどん若手に引き継ぎたいと考えている。

- 現在の仕事の都合で、なかなか手話通訳依頼に応じることができない状態です。通訳技術の低下をひしひしと感じています。と同時に「手話通訳士だからできて当たり前」とみられるプレッシャーもあり、通訳から遠ざかっている自分に嫌気がさしています。
- 中央と地方の手話の違いについては、地方の手話をもう少し大切にする方向性がほしい。
- 手話通訳業務の整理、専門職として必置の検討等課題が多く、試験制度のみの変更では難しい面があると思う。
- 受験者が自腹で孤独にがんばらないといけない状況を変えてほしい。そうでないと挑戦する人が増えない。田舎では本当に知られていないし、1人でやっている感じ。

5. D票調査結果【n=1,884人】 (政見放送および司法場面に関する調査)

D票は政見放送及び司法場面に関する調査票である。この調査票はすべての対象者に回答を依頼した。以下、政見放送、司法場面の順にその詳細をみていきたい。

I 政見放送について

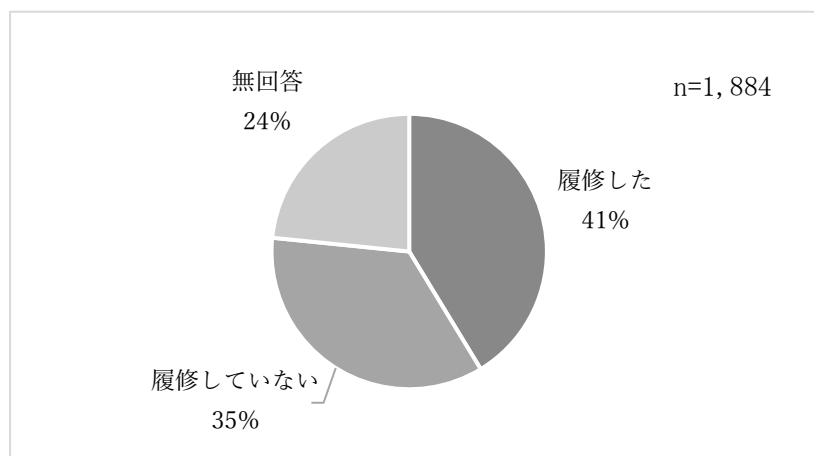
D-1 政見放送手話通訳研修会の履修

まず、政見放送についてみると、政見放送の手話通訳研修会を履修した人の割合は41%であった(図D-1-1)。

そのうち履修した41%(788人)のうち、政見放送手話通訳研修会の主催者として77%が日本手話通訳士協会、14%がその他と答えた(図D-1-2)。

研修会の開催年を問うたところ、2018年が16%、2019年が14%、2017年が8%と続いた(図D-1-3)。

図D-1-1 政見放送手話通訳研修会の履修 2019年



図D-1-2 政見放送手話通訳研修会的主催者(履修した788人中) 2019年

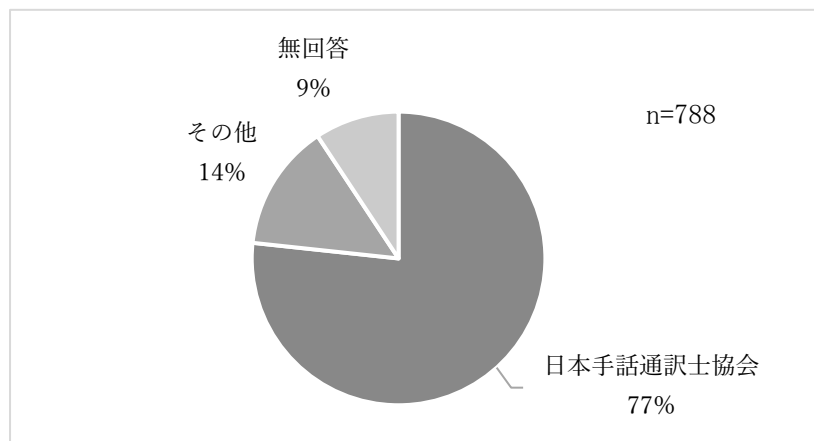
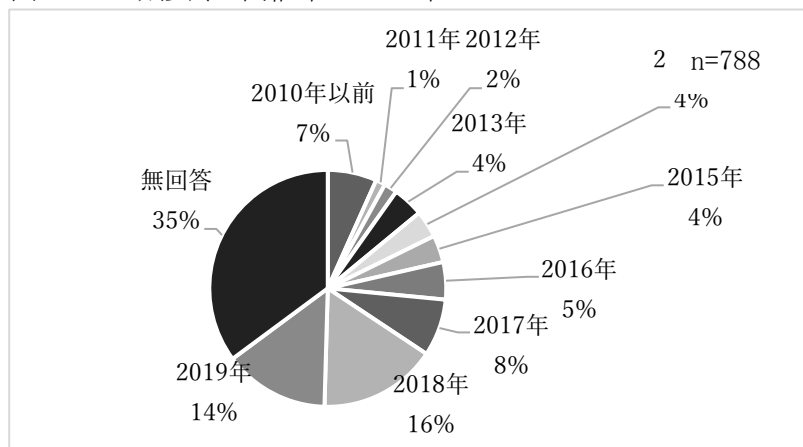


図 D-1-3 研修会の開催年 2019 年



D-2 政見放送の手話通訳

政見放送の手話通訳担当経験をみると、担当したことがあるが 21%であった（図 D-2-1）。

また、担当したことのある 21%（399 人）のうち、担当の仕方としては、主担当が 71.7%、サブ（予備）担当が 53.4%であった（図 D-2-2）【複数回答】。

図 D-2-1 政見放送の手話通訳(サブ担当含む)担当経験 2019 年

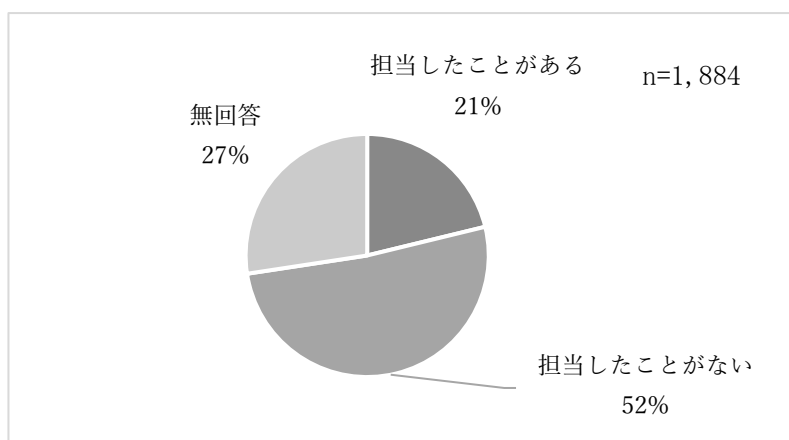
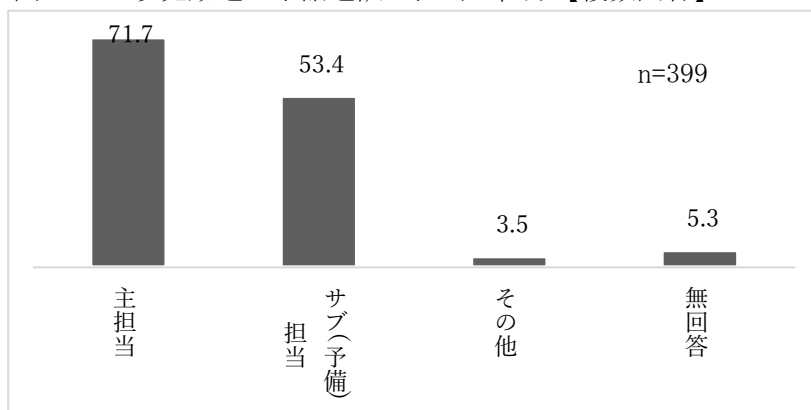
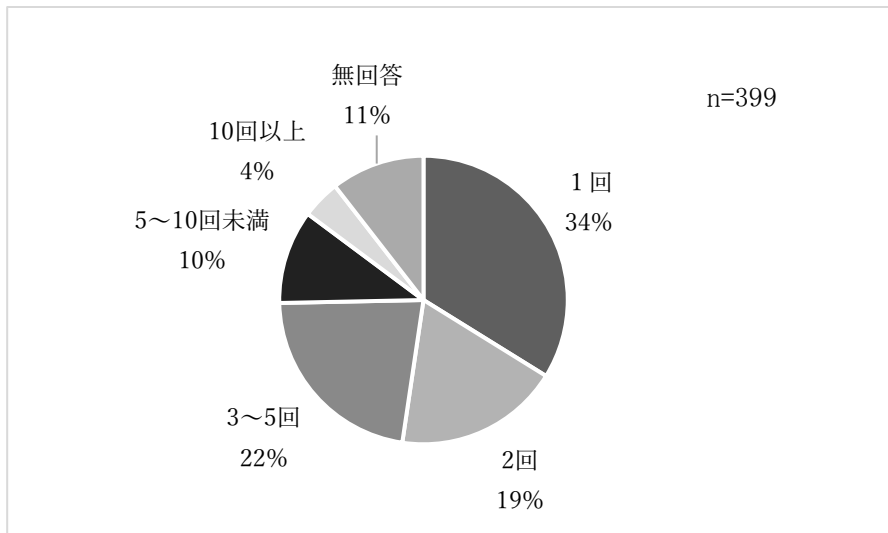


図 D-2-2 政見放送の手話通訳の担当の仕方【複数回答】 2019 年



さらに、政見放送の手話通訳を担当した回数をみると、1回が34%、3～5回が22%、2回が19%と続いた（図D-2-3）。

図D-2-3 政見放送の手話通訳を担当した回数 2019年



D-3 担当した政見放送の内容

担当した政見放送の種類【複数回答】をみると、都道府県知事選挙が65.7%、参議院・選挙区が29.8%、衆議院・小選挙区が29.1%、衆議院・比例代表が21.3%、参議院・比例代表が16.5%であった（図D-3-1）。

また、政見放送の方式【複数回答】についてみると、単独方式が74.9%、ビデオ持ち込み方式が40.4%、対談方式が9.8%と続いた（図D-3-2）。

図D-3-1 政見放送の種類【複数回答】 2019年

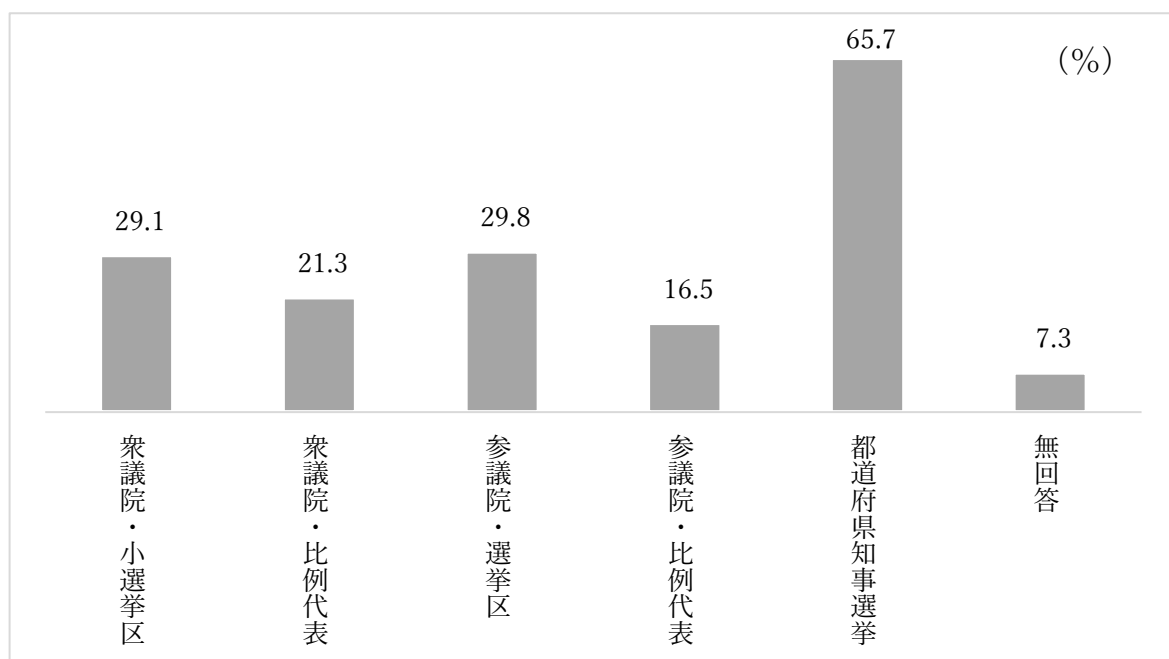
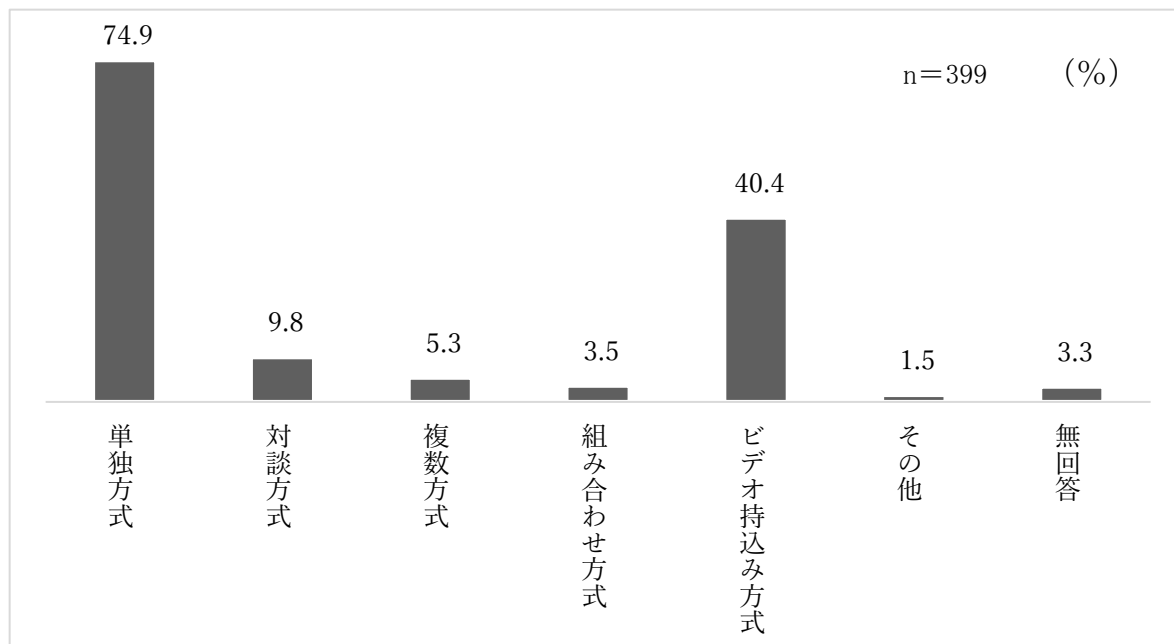


図 D-3-2 政見放送の方式【複数回答】 2019年 n=399



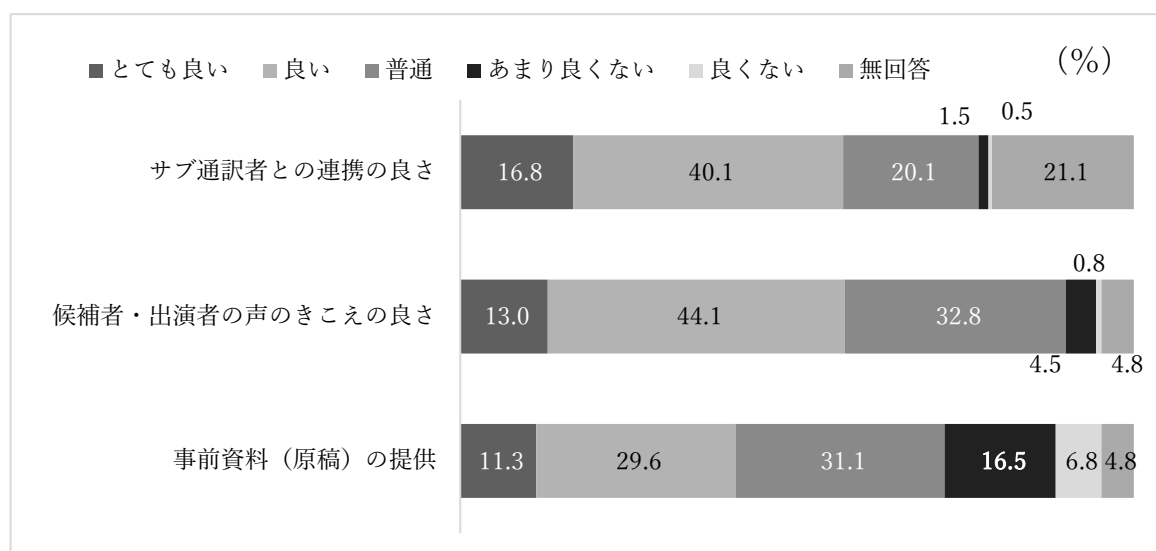
D-4 政見放送の手話通訳環境

2019年の政見放送の手話通訳環境についてみると、まず、サブ通訳者との連携の良さについては、とても良いが16.8%、良いが40.1%、普通が20.1%、あまり良くないが1.5%、良くないが0.5%であった。

次に候補者・出演者の声のきこえの良さについては、とても良いが13.0%、良いが44.1%、普通が32.8%、あまり良くないが4.5%、良くないが0.8%であった。

さらに事前資料（原稿）の提供については、とても良いが11.3%、良いが29.6%、普通が31.1%、あまり良くないが16.5%、良くないが6.8%であった。

図 D-4 政見放送の手話通訳環境 2019年



D-5 政見放送手話通訳に関する要望・提案等

政見放送手話通訳に関する要望・提案等について、自由記述で記入してもらったところ、主な記述を抜粋すると以下のような記載があった。

<養成・研修について>

- 遠方のためなかなか履修（受講）できない現状がある。
- 沖縄は、なかなか県外での研修会を履修する機会が難しい（旅費の負担など）ので、沖縄の手話通訳士を対象とした研修会を沖縄で開催してほしい。履修者を増やしたい。
- 政見放送手話通訳研修会の開催について。旅費、宿泊費等、負担軽減及び削減のため、また、仕事をしていても受講しやすい日程、会場の選定をして欲しい。
- かなり専門知識が必要な通訳であり、また、カメラに向かって通訳をする経験をしていないと難しいと思います。手話通訳士試験合格と政見放送研修会受講のみでは担えないと感じています。県ごとに研修などがあるとありがたいです。
- 研修参加への補助（交通費）。
- 研修会に参加したい気持ちはあるが、参加者の感想を読むと、自分には行ってはいけないこわい場所のように感じる。厳しい現場だからこそその研修会であり、そのための内容だとは思いますが、自分のような未熟者は絶対に行ってはいけない気がする。諸事情あると思うが、開催地が遠くて、どこも行けない。全国をブロック分けして、各ブロックで毎年開催なら、もう少し行きやすくなるのかも。
- 今年、手話通訳士協会（県支部）が事前に学習会を開いてくれて、前回の反省やお互いの気づきを話し合える場があったのはとてもよかったので今後も開いてほしい。
- 専門用語や時事用語の手話表現について、HPで発信してほしい。研修に参加できない人にも情報提供してもらえたら、通訳を担当しようとする通訳者が増えるのではと思うので。また、ろう者へ候補者演説の内容を伝えるなど、普段の活動にも活かせると思う。
- 日頃から議会通訳等を経験して、政治関係の言葉慣れが必要だと思う。カメラ慣れも必要だと思う。
- 政治に関する用語等の学習の機会が必要。決められた時間の中に多くの内容を話すときの手話通訳の技術の学習。

<担い手について>

- 研修会を1回受ければ登録されるというのが不安です。とても自分では無理だと思った。

- 通訳士カードの扱いも局によって異なっており、そういう面も含めた、ある程度のマニュアル化は必要だと思う。
- 政見放送への手話通訳付与の機会が今後も増えていくことが見込まれるなか、研修制度の充実と専門手話通訳士の設置が必要。公務員の政見放送担当の実現を早期に。
- 選挙運動員としての扱いからの脱却、一歩進めないだろうか。
- 「運動員」という位置づけは好ましくない。というか、やりたがらない人が多い理由の一つだと思う。
- 手話通訳士も大都市集中。田舎の手話通訳士には声もかからないのが現実。声がかけても手弁当でとなると無理。
- 北海道は広く、札幌近辺の通訳士しか担当できない。旅費が高額。東京などで研修を受けても活かす機会は少ない。旅費は別支給してもらえたら検討される方が増えると思う。直前だと飛行機が取れない。冬（11～3月）だと欠航の可能性が高くなる。
- 県内で履修者が4人しかいない。そのうち2人は勤務調整が厳しい。
- 現在、県聴覚障害者団体がコーディネートしているが、手話通訳士の選定は政見放送の研修履修リストから決めることになる。一人ひとりの手話の技量や経験をつかんでいないため、適切な人選ができていないか不安。登録者の技量を派遣や研修でつかんでいるところが担ってほしい。
- コーディネートがしっかりしていると安心して臨める。
- プレッシャーが強すぎて。サブの大切さがわかった。今回初めてだったのですが、「サブならやる…」なんて失礼なことを思っていた。サブの研修やミーティングも必要だと思います。

<公務員の制限について>

- 手話通訳士は、行政関係で勤務する非正規の人が多いため、政見放送は担当できない人が多い。これが改善されないと、希望することもできない。
- 現在は地方公務員法により政見放送担当ができない。もし仮に法律が変わったとしても、地方では市役所の職員としての顔が市民に認知されているため上司からは好ましくないといわれている（設置通訳者を守るという意味もあるようです）。
- 公務員（非正規）だから、政見放送の通訳をするのは、政治活動とみなされ出来ないと聞きました。自分で政党を選べるわけでもないのに…。出来ないなら履修する必要はなかったのでは？とも思います。県市町で考え方がまちまちなのでしょうか？通訳が政治活動となった時点でおかしいとならなかったのでしょうか？わからない事が多くて（情報不足で）、間違っていたらすみません。

- 公務員なので、どれだけ受講しても通訳に携われないむなしさがある。
- 公務員の手話通訳士（者）が常勤（公務）として政見放送の手話通訳を担えるような法改正が必要と思う。国政選挙の政見放送の手話通訳士（者）は国で雇用または各政党が雇用してほしい。
- 公務員は通訳できないが、手話通訳士としての専門性を広め、公務員でも通訳できる環境にしてほしい。とても人数が足りない。
- 公務員の選挙活動は禁止されていますが、手話通訳は例外であると認めていただけるよう運動としていければと思います。
- 今は非常勤でも行政に勤めているので、担当できなくなった。このところを改善してもらいたい。
- 設置手話通訳（非常勤）をしているため、政見放送の通訳は「できるだけやらない方向」と言われています。中立性や必要性について、文書等で周知があると後押しになるかも思っています。

<報酬について>

- サブの謝金を上げて欲しい。メイン同様の原稿読み込みとサブとしての環境整備を考えると、もう少し上げてほしいと思う。またメインも交通費は別途支給してほしい。
- サブも同額保障にすべき。
- 参議院選挙区 ビデオ持込み方式の通訳料が担当者とサブと同額なので改正してほしい。
- 収録後の立候補取り止めの際の通訳料を保障する規定をつくること。
- ビデオ持ち込み方式（参議院選挙にて）のメイン担当者の報酬を、スタジオ収録の場合と同額にしてほしい。

<撮影場所・方法について>

- 候補者によっていろいろのようですので、すべての方に協力いただきたいです。話す早さも早口で時間内にたくさん話そうとされるのはやめていただきたいです。
- 候補者の意識や認知があまりにも低いと感じる。手話通訳について理解を深めることをしていただけるように要請したい。
- 放送局ごとに言う内容が変わる候補者への対応は困難。収録直前の変更では、候補者の意図を伝えられる通訳は難しくなるし、通訳者の負担が大きくなる。原稿内容の規定は設けられないものか。
- 画面への挿入の際の大きさ。ワイプではなく上半身を撮るようにしてほしい。

- 手話言語条例後、持込み方式ビデオ候補者3名中2名にワイプ式通訳が導入されましたが、ろう者から「見えない」、「わからない(小さい)」との声。「すべての候補者の内容を上映会同時通訳してほしい」等の発言あり。候補者の脇で同じ画面で行えたらよいのでは。また画面はスクリーンに大きく(会場に合わせ)が良いのか。ろう者の声を反映させていければ良いと思う。
- 「手話通訳別撮り」の方法。いずれも公職選挙法改正が必要ではあるが、スタジオ収録のNHKの理解も必要である。
- 候補者、出演者と同時に手話通訳も撮影する方法は手話通訳者の負担が大きい。先に候補者の撮影を終え、後に手話通訳者を撮るという手法に変更してほしい。(別撮り、取り直しが可能という状況が望ましい。)
- 練習もなく、本番で失敗が許されない緊張感と負担が大きい。候補者の確認作業はあるが、通訳者も確認させてほしいし、1回くらいは撮り直しができないか?
- 公約や政策は専門用語も多く、手話通訳だけで100%伝えるのは難しいと感じる。できれば字幕付きが望ましいが、難しいなら話の要点だけでも字幕にして出してもらえれば、聞こえない人達が見てもさらにわかりやすくなると思います。
- 全国の情報提供施設で撮るようにすれば、より良い映像となり見やすくなると思うし、施設の充実にもつながる。
- 放送局向けの研修もあると良いと思う。地元の局は、収録中にスタッフが会場(スタジオ)内をうろついたりして、通訳者だけでなく候補者も落ち着かないと話していたので。

<事前準備について>

- 事前資料をできるだけ早くほしい(当日変更になってもよいので)。
- 資料入手がもっと早いと良いと思う。候補者との打合せの時間をもっと長く取りたい。
- 2回しか経験がないのですが、資料がなかったり、ぎりぎりだったり、とても不安で現場に臨みました。資料の提供は必須です。
- とても無理とは思いますが、事前に原稿をもらって、候補者の意図をしっかりと把握しておく必要があると思う。日本語は主語の後にすぐ述語(動詞)がこない、そのまま手話にかえていくと、スピーチの仕方にもよるが、かなり意図と違ったり、意味不明な文章になったりすると思う。(通訳者の力量にもよるが)原稿なしで政見放送に臨む候補者はいないと思うので、しっかり情報保障をするのなら前もって原稿をもらい、意味を理解し、手話のデザインをしてもらいたい。

<手話通訳の義務化について>

- 今は「手話通訳をつけることができる」だが、「つけなければならない」になってほしい。
- 政見放送に手話か、字幕ではなく、手話と字幕を付与することを、各政党、総務省に訴えてもらいたい。聴覚障害者（ろう者、不就学者もいる、難聴者、盲ろう者）への障害者差別解消法における合理的配慮を具体的に省庁、都道府県選管に提案してほしい。
- 2019年参議院選に手話通訳も字幕もない政見放送があった。理解が広まってほしい。
- 最近の政見放送を見ていると、特にビデオ持込み方法で字幕や字幕まがいで終わり、手話通訳をつけないものが増えている。求めているのは「手話」という、聴覚障害者のことを理解してもらい、文字か手話のどちらかでよいということではないことを政党の担当者（候補者）に理解してほしい
- 参院選での手話通訳はなかった。なぜだろう。資金面で都合がつかなかったのか。政見放送では党により多額の資金をつぎ込んで映像をつくっているところと、とても質素なところがあった。資金は潤沢でも、手話通訳をつけるという意識はないのかと疑ったり、革新を謳っている党もつけていないのがっくりきたり……。したりしなかったりで良いはずがない。政見放送には必ず手話通訳を。それだけでなくテレビのニュースにも必ず手話通訳を。しかし、なぜ私の県の参院選で通訳がつかなかったのか。それを知らないままという自身の勉強不足も否認ないだろう。
- 参議院、選挙区選挙では、候補者により対応がばらばらであったため、地域での政見放送学習会をやることになった。

<その他>

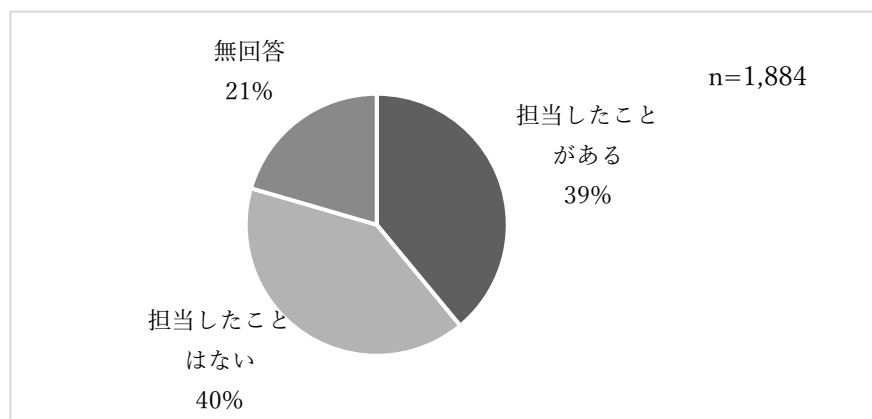
- 政見放送ではないが、各地で県議会のインターネット配信が始まっているが、通訳者を多数使用するが、効果としてはあまりないのではないか。早口、口ごもりなど、同時通訳には合っていない、概要をまとめて収録するなどにして効率化して、通訳者の負担を減らしてほしい。
- 今まで何度か担当したことはあるが、60歳過ぎてからは、おことわりするようになった。年齢的に聞き取りもしにくくなり、手の運びもよくなってしまっているため。若い通訳者の育成を望んでいます。

Ⅱ 司法場面について

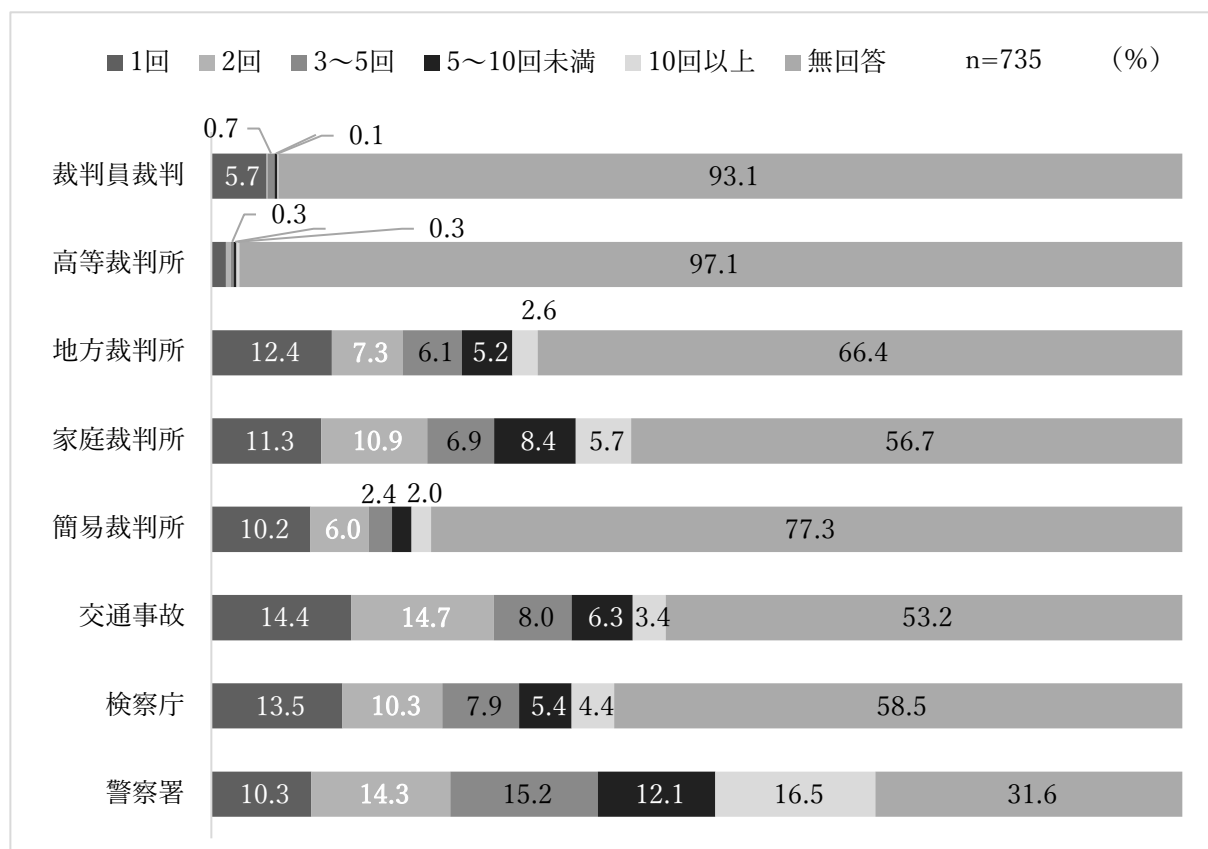
D-6 司法場面における手話通訳担当の有無

2019年の司法場面について手話通訳担当の有無をみると、担当したことがある人が39%（735人）であった（図D-6-1）。担当したことがある人のうち、各司法場面における手話通訳の担当回数をみると、担当したことがある司法場面は、無回答を除いた割合から試算すると、警察署が68.4%、交通事故が33.6%、家庭裁判所が43.3%、検察庁が41.5%、地方裁判所が33.6%、簡易裁判所が22.7%、裁判員裁判が6.9%、高等裁判所が2.9%であった。特に警察の回数が多く、10回以上も16.5%を占めている（図D-6-2）。

図D-6-1 司法場面の手話通訳担当の有無 2019年

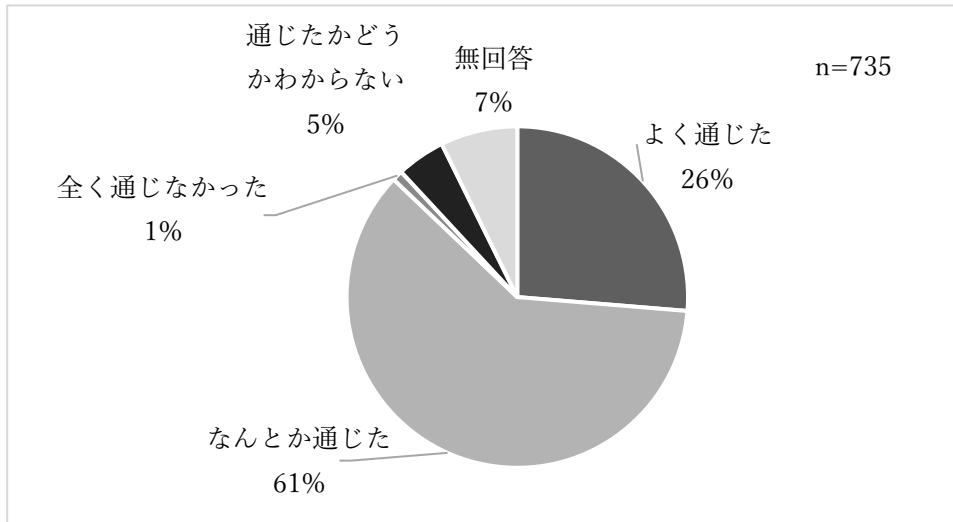


図D-6-2 各司法場面における手話通訳の担当回数 2019年



さらに、依頼者、被疑者・被告人等との手話の評価についてみると、よく通じたが26%、なんとか通じたが61%、全く通じなかったが1%、通じたかどうか分からないが5%だった（図D-6-3）。

図D-6-3 依頼者、被疑者・被告人等との手話の評価 2019年



D-7 「裁判員裁判」を担当したことがあると回答した場合（n=51）

「裁判員裁判」を担当したことがある（51人）のうち、裁判員裁判で手話通訳を担当した公判の回数をみると、1回が29%、3～5回が18%、2回が8%と続いた（図D-7-1）。

また、裁判員裁判で担当したときの手話通訳の人数は、3人が37%、2人が20%、4人が14%、5人以上が6%と続いた（図D-7-2）。

さらに、聴覚障害をもつ裁判員との事前打合せがあった人は37%であった（図D-7-3）。

そして、事前資料の提供をみると、あったが49%、あったが不十分が16%、なかったが8%となっていた（図D-7-4）。

図D-7-1 裁判員裁判の公判の回数 2019年

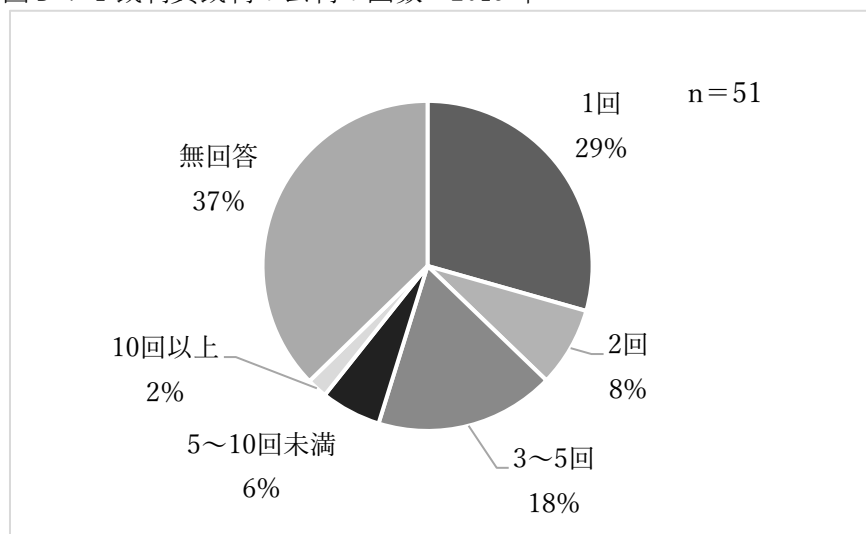


図 D-7-2 裁判員裁判の手話通訳の人数 2019 年

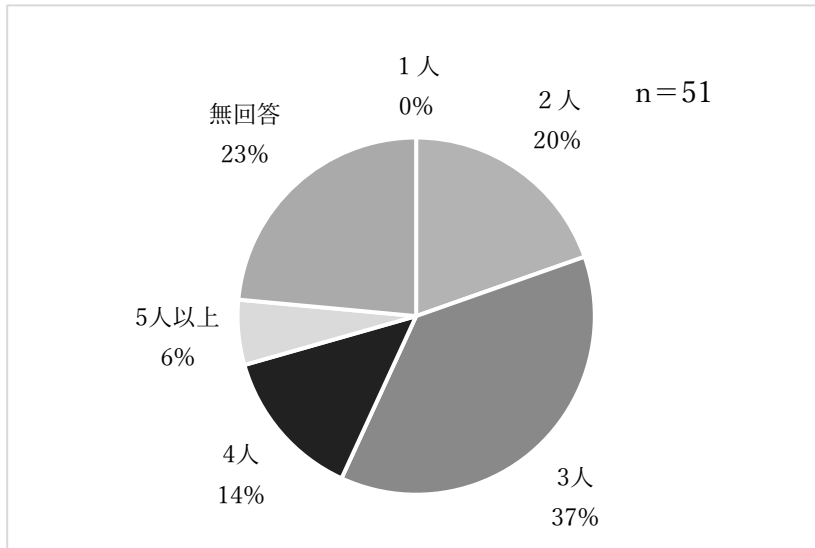


図 D-7-3 聴覚障害をもつ裁判員との事前打合せの有無 2019 年

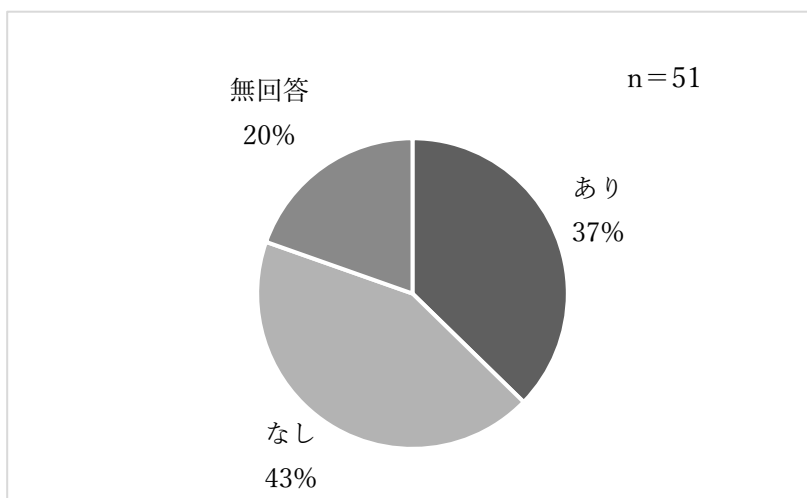
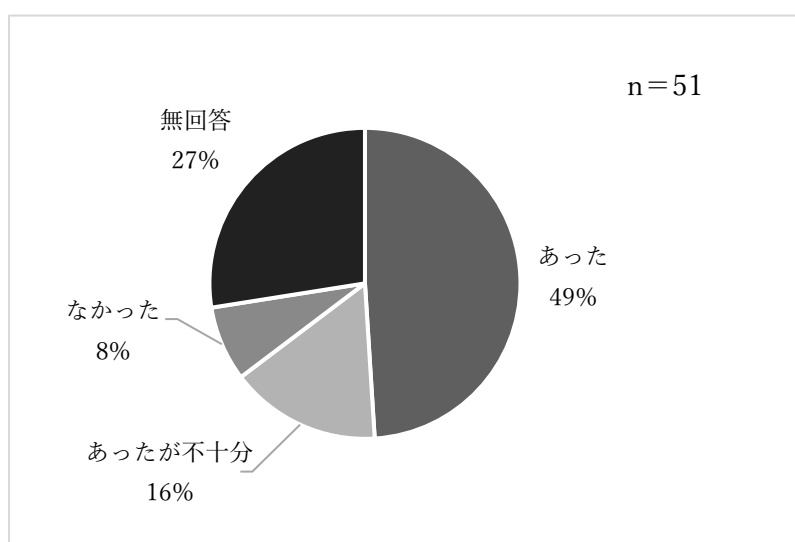


図 D-7-4 事前資料の提供 2019 年 n=51

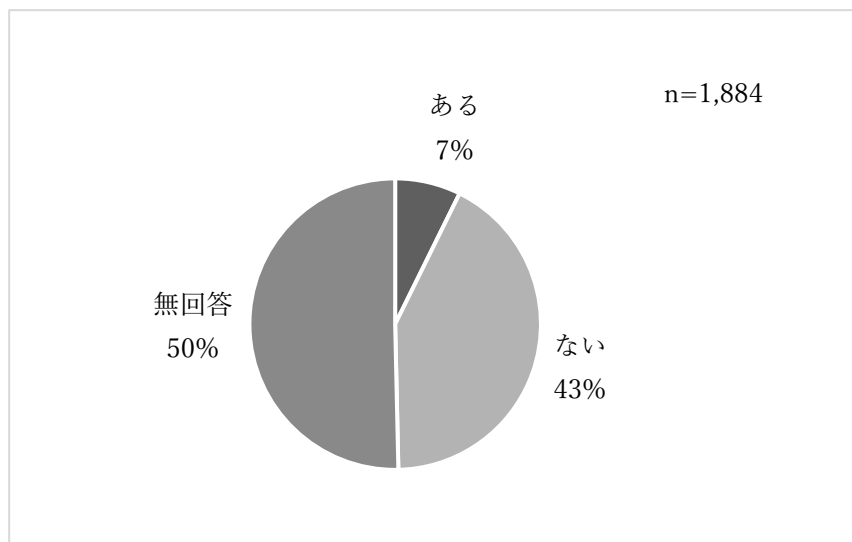


D-8 地元の弁護士会との連携

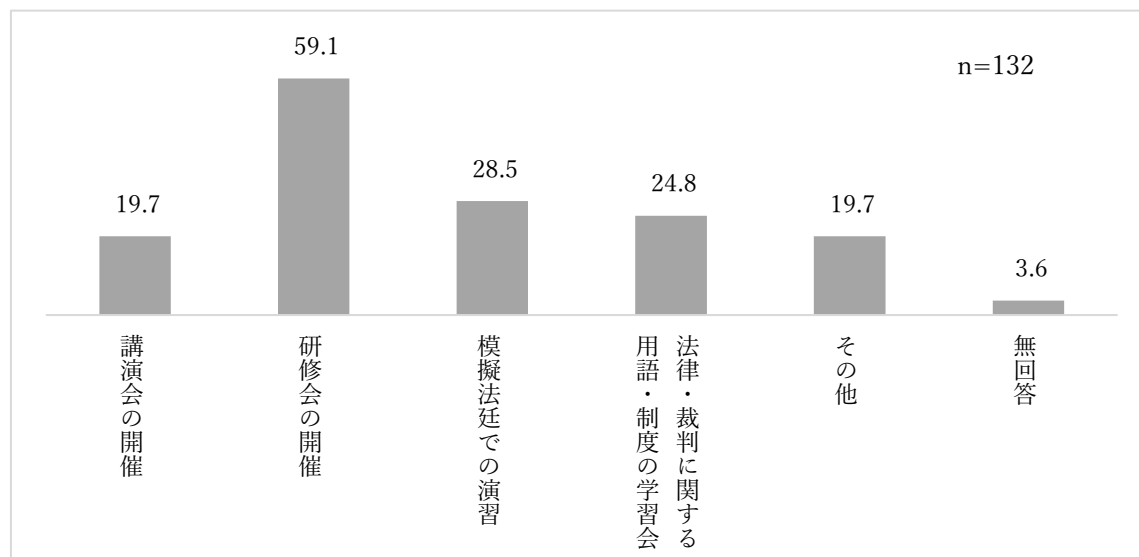
地元弁護士会との連携があると答えた人は7%であった（図D-8-1）。

また、弁護士会との連携内容【複数回答】をみると、研修会の開催が59.1%、模擬法定での演習が28.5%、法律・裁判に関する用語・制度の学習会が24.8%、講演会の開催が19.7%と続いた（図D-8-2）。

図D-8-1 地元の弁護士会との連携の有無 2019年



図D-8-2 弁護士会との連携内容【複数回答】 2019年



D-9 地元の通訳センター

地元の通訳センターへの登録の有無をみると、登録がある人は22%であった（図D-9-1）。

また、登録している人（414人）のうち、通訳センターとの登録内容【複数回答】をみると、登録手話通訳者としてが70.4%、手話通訳士としてが52.7%と続いた（図D-9-2）。

図 D-9-1 地元の通訳センターへの登録の有無 2019 年

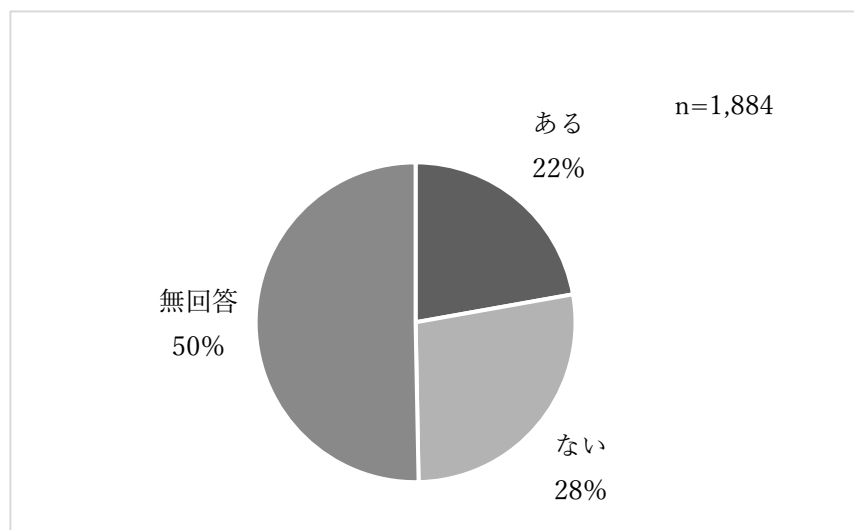
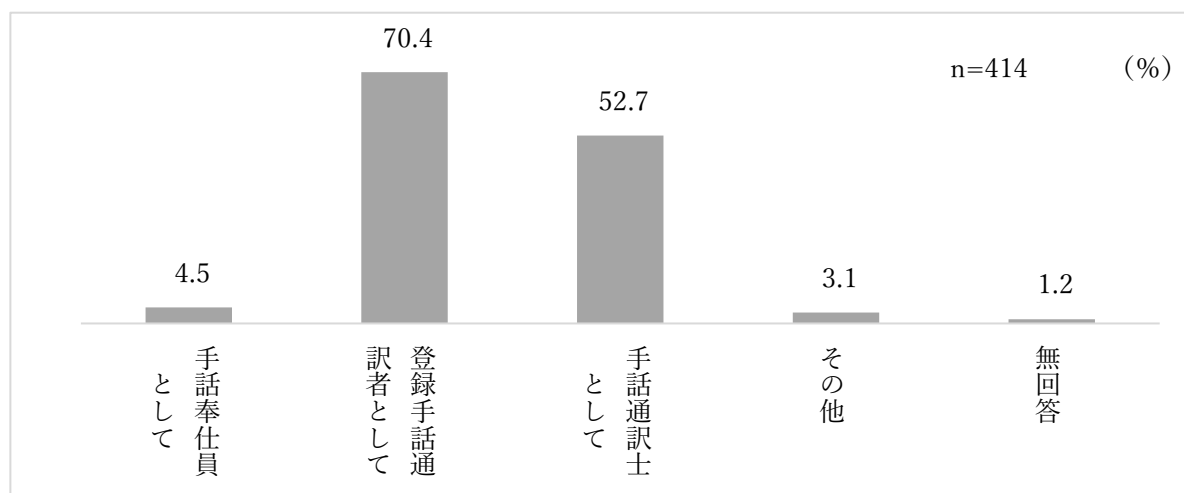


図 D-9-2 通訳センターとの登録内容【複数回答】 2019 年



D-10 裁判員裁判の手話通訳に関する要望・提案等

裁判員裁判の手話通訳に関する要望・提案等について、自由記述で記入してもらったところ、主な記述を抜粋すると以下のような記載があった。

<研修について>

- 裁判特有の言葉、文言の使い方、意味などを知らないときちんとした通訳ができな
いと思います。
- 裁判員裁判に関する研修会を複数回開いてほしい。
- 裁判員に関する勉強会をしたい。
- 裁判員裁判の経験された当事者（裁判員になったことがある）通訳をした人の話を
聞いたりする機会がほしい。
- 各県での学習会を開催してもらえるとありがたい。

- 手話通訳士協会主催での研修会（地方含む）の開催。
- 事例検討など研修の場が地域でほしい。
- 研修が少なく感じます。地元だけでは解決できない。
- 経験された方の話を聞く機会がほしい。他の都道府県はどんな体制でやっているか知りたい。
- 刑法／刑訴法の勉強会+手話表現の勉強会の実施。最低都道府県単位で2日／年の研修の実施。
- 司法に関する「通訳」のあり方、技術を学べる研修を定期的開催してほしい。地域の手話通訳士に依頼をかけても、「研修を受けていない」ことを理由に受け手がいない。
- 通訳経験者の経験談を発表する場（情報共有）がもっとあれば、新たに担当しようと思ってくれる通訳者が出やすくなるのではと思う。
- できれば手話通訳士資格保有者でチームを作り、弁護士会や関係機関と連携し、裁判員裁判の研修や模擬裁判などができる環境が作られたらよいと思う。
- 判事、検察官、警察官、それぞれとの研修の場を多く設けることが大切と感じていた。
- もし依頼がきてもきっと躊躇してしまうと思う。普段から研修を受ける場所がなく、北海道から本州まで行って受ける費用も時間もない。専通（専従手話通訳者一引用者）ならできると思うが、専任の仕事はない状況。
- 以前、模擬裁判研修を経験したが、通訳側のリーダーが「裁判官、弁護士、検察官に絶対失礼になるな。迷惑かけるな」との圧がかなり強く、初めてだからこその疑問・質問をかなり制限されて、聞きたいことが全く聞けずに終わった。その後の研修に参加できる機会がないままに。相手に失礼があってはいけないとは思いますが、そこまで下に出なくてはいけないものなのか？裁判所には二度と行きたくないと思う。わからない者同士（司法・通訳ともに）の研修があってもよいと思う。

<担当者について>

- 専門資格の設立を希望する。「士・者」ならだれでもできるというわけではない。専門資格については、専門学校等で教育すべき。講座はボランティア頼みのようなもの。力不足。政見放送のように、例えば有資格者のみ担当するとしたらよい。
- 裁判員裁判に限らず、全ての裁判について、専門の講習を履修し、試験に合格した手話通訳士のみが手話通訳をすることができるという制度の創設。
- 専門性は問われると思うが、対象の障害者の背景など理解できないと通訳できないと思うので、技術のみが必要ということはない。生活を理解できる通訳者が必要。

- 手話通訳者を面談（面接）で選考しているため、決まった人の中で担当している。
- コーディネーターの力量が事前準備に大きく左右するので、コーディネーターは制度や、権利について深く学ぶべき。
- 日程に余裕を持たせて欲しい。コーディネーター側が苦勞している様子がみられるため。

<報酬について>

- 精神的負担が大きい通訳となるので、通常とは異なる手当が必要だと思う。
- 謝礼が全国バラバラだと思うので、統一してほしい（選挙のように）。
- 全国一律の通訳料の規定を設け、通訳士に限り派遣すること。
- 通訳代金+仕事休んだ分の手当て。
- 通訳料について、実働ではなく、拘束時間にしてほしい。

<事前準備について>

- 裁判員になった聴覚障害者と事前に手話表現等のすり合せができるとありがたい。
- まだ経験はないが、初見の方と通じ合えるのか不安がある。打ち合わせ等、一般の方とはまた違った対応が必要かと思う。

<実施場面について>

- 関係ろう者と専門用語の確認を十分にさせてもらいたい（時には裁判官も入っていただき、説明していただくのが理想）。
- 司法通訳と裁判員として参加することとの違い。聞こえない人が裁判員として参加すること（被告、被害者）の意義と、その上での配慮、共に責任を果たすための役割をその裁判所全体で共有しないと、通訳者1人が、その差・ギャップを埋めるために奮闘するのには限界がある。
- 裁判員からの聴覚障害者に対する認識が低い。話せないことで識字能力までないと思う人が多数いたことがショックでした。
- 全て録画し、複数の目でチェックできるようになってほしい。

<その他について>

- 裁判員同様、労基法上の休暇を取れる制度。
- 専門用語の乱用を控えてほしい。聴障者に配慮した進行方法やスピード等、裁判所サイドにも研修していただきたい。

- 専門用語の通訳方法に次いで、ろう文化に生きている当事者にいかに素早く情報提供し、主体的に考えるように通訳ができるか、またそのことを弁護士などにどう理解してもらうか。
- もともと裁判員制度は「一般の人にもわかりやすい裁判」のために設けられたものだと思う。わかりやすくするための努力は裁判所が（司法関係者）するもの。通訳者に裁判（法律）の専門性を要求するのは少々疑問があります。
- 裁判等の手話通訳は専門知識が必要。法律知識と手話技術両方の向上が必要で、頭も体もついていけない年齢になりつつある。
- 昨年、全国手話研修センターの現任研修を受講しました（テーマ司法）。手話通訳士という理由だけで、裁判の手話通訳は担うことができない。自分には力量不足で無理だと思いました。過去には担当したことがありますが、現在では、体力的、知識面で無理と思う。

6. 調査結果を受けて ～手話通訳士制度の発展のために～

最後に、本調査結果を受けて、手話通訳士のおかれた実態から手話通訳士制度の課題をまとめておきたい。

1. 手話通訳士の実像

(1) 手話通訳士と高年齢化

本調査で明らかになった最も大きな課題は手話通訳士の高年齢化である。手話通訳士で60歳代以上の割合は2009年の約1割(11.4%)から2019年の約4割(39.7%)になっており、この10年で4倍近くになっている。

手話通訳士の全数がわかる聴力障害者情報文化センターの「手話通訳士名簿」(3,707人、2019年度)をみると、20歳代は0.8%(28人)、30歳代は6.1%(225人)、40歳代は19.0%(706人)50歳代は35.3%(1,311人)、60歳代は30.5%(1,129人)、70歳以上は8.3%(308人)であった。ここでも60歳以上は38.8%とになっており、かなり正確な動向を示している。

もちろん、手話通訳士試験も31回目が実施されるなど30年の歴史があり、30年前に合格時30歳代だった人も60歳になるわけで、高年齢化はある意味では手話通訳士の定着を表わすものでもある。実際、年齢層が高いほど手話通訳経験も長い傾向が示されている。つまり、手話通訳経験が10年以上で82.5%を占め、20年以上に限っても44.8%、30年以上でも17.5%もおり、半数近くが20年以上の手話通訳経験を持っており、経験年数的にはほとんどの手話通訳士はベテランの領域である。また、現在、日本の人口の高齢化が進むなかで、高年齢層の社会参加が一般社会のみならず、手話通訳事業の維持・向上のためにも非常に重要になってくることは間違いない。

一方、手話通訳士として若年層の合格者が減少することの課題も考えておかなければならない。表1は、聴力障害者情報文化センター「申込者・受験者・合格者等の推移」から、第12～21回の10年分の合格者と22回から31回の10年分の合格者の合計を年齢別にみたものである¹。これによれば、手話通訳士の合格者においても若年層が減少し、高年齢層が増加していることがわかる。つまり、20代は10.3%から8.8%、30代は22.7%から17.9%、40代は40.7%から36.5%、50代は23.6%から31.0%、60歳以上は2.8%から5.8%となった。また、この10年間ごと比較において合格者数が400人程減少していることもあり、割合のみならず、実数としても20代で60人程、30代で150人程、40代で220人程、10年間合計の合格者数が減少している。

手話通訳士の年齢が高いことは手話通訳士の手話通訳の経験年数も長くなる傾向にあり、それだけ熟練した手話通訳ができるようになってきている可能性も高い。ただし、本調査の自由記述でも多く指摘されているように、年齢が高い手話通訳士からは、手話通訳、特に政見放送等の高度な手話通訳や講師活動、研修会への参加等が難しくなってきたという声もある。また、若年層の参加が続かないと、手話通訳士の

¹ 【資料4参照】、聴力障害者情報文化センター「申込者・受験者・合格者等の推移」
http://www.jyoubun-center.or.jp/wp-content/themes/joubun/pdf/slit/31_teisei_gaikyo.pdf

資格制度自体はもちろん、関連する手話通訳事業、特に手話通訳士であることを求められる高度な手話通訳（政見放送や司法場面における手話通訳等）が今後困難になってくる可能性も高い。したがって、若年層の手話通訳士の取得が非常に重要な課題になってきていると言える。

この問題への対応は、若年層に手話通訳士の試験を受けるように働きかけることが重要であるが、それだけでは十分ではない。手話通訳士の受験にいたるまでの①手話への関心の広まり（手話サークル等での手話の普及）、②手話通訳者になりたいと思ったときに身近に受講できる手話通訳者の養成講座、③手話通訳士試験を受験したいと思ったときに受講できる手話通訳士試験受験対策講座、④手話通訳士試験に関するテキストや参考書、⑤手話通訳士試験の受験のしやすさ（設置会場等）のみならず、⑥手話通訳士を活かすことのできる雇用や報酬額なども大きく関わってくる課題である。つまり、手話通訳者の養成や手話通訳制度の全体的な向上と大きく関わっていると見えよう。こうした若年層を意識した手話通訳者・士の養成や手話通訳制度の改革が必要になっているといえる。

表1 12～21回と22～31回の手話通訳士合格者の年齢別の合計とその割合

| | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60歳～ | 合計 |
|-------------|------|------|------|------|------|-------|
| 12～21回合格者合計 | 167 | 369 | 663 | 385 | 45 | 1,629 |
| % | 10.3 | 22.7 | 40.7 | 23.6 | 2.8 | 100.0 |
| 22～31回合格者合計 | 108 | 219 | 446 | 379 | 71 | 1,223 |
| % | 8.8 | 17.9 | 36.5 | 31.0 | 5.8 | 100.0 |

出典) 聴力障害者情報文化センター「申込者・受験者・合格者等の推移」より作成

(2) 手話通訳士とジェンダー

手話通訳士の年齢以外にもいくつか手話通訳士の課題がみえてくる。第一に、手話通訳士の性別をみると89.5%が女性である。手話通訳士の職業をみると、最も多いものから専業主婦22%、公務員（非正規）が15%、パート・アルバイトが13%と続いた。手話通訳士を活かした職業に就労している手話通訳士は37.6%であり、そうしていない手話通訳士は57.5%であった。その理由も、そもそも手話通訳を職業とすることは考えていないが29.6%と最も多く、次いで、給与が安く、それでは生活できない14.6%が続いた。つまり、手話通訳士の資格を持っているとはいえ、手話通訳に関連して十分な収入が得られる雇用を得ることが困難であり、どうしても家計補助的な女性の仕事になりがちになっているのではないかと考えられる。つまり、社会的な性役割や性差別を固定化するジェンダーの問題が、手話通訳士においても顕著に現れているといえる。手話通訳士の性別をみても、その雇用など社会のあり方に大きく規定されていることがわかる。手話通訳士の第1回の合格者をみると、男性が57人、女性が140人であった(聴力障害者情報文化センター「申込者・受験者・合格者等の推移」)。

2. 手話通訳の学習、養成、講師活動

次に、手話通訳の学習や養成、講師活動等について考察してみよう。

(1) 手話通訳・手話通訳士試験のための学習

基礎票から、手話通訳士の受験回数が平均で2.7回と、試験を受けて2、3回目で合格する人が多く、5回以上受験をして合格になった人も14.8%と1割以上いることがわかった。実際、手話通訳士試験の合格率はこの5年間をみても10%程であり、合格するのは10人に1人の割合でしかない(合格率:27回2.1%、28回11.2%、29回8.2%、30回9.8%、31回11.0%)。また、合格までの手話・手話通訳の学習年数をみると、平均10.4年であり、15年以上も22.6%もいる。さらに直近10年の合格者の年齢をみると40歳以上が7割を超えている。

女性が多いことを考えると、もちろん試験問題の難易度にもよるところがあると思われるが、受験者側の合格が困難な理由としては、①家事・育児・介護、仕事に追われた生活でなかなかまとまって学習する時間が持てないのではないかと、②資格試験が仕事に直結していないことが多いので、仕事を得るためという受験に対する意気込みや切迫感が少ないのではないかと、③年齢的に暗記や技術修得が若いときよりも難しくなっているのではないかと考えられる。

合格率が低いからと、問題のレベルを下げることも考えられるかもしれないが、それでは手話通訳士資格の信頼性を損なうことにもなる。合格者数を増やしていくためには、①学習する時間を確保するための社会的な資源・サポート(例えば、講習会などでの保育)、②手話通訳士資格の取得がより良い仕事につながることで、③手話や手話通訳のための充実した講習会や学習の機会の提供が重要である。特に、手話・手話通訳学習方法を聞いたところ、手話サークルが83.8%、手話通訳者養成講座が59.8%、手話奉仕員養成講座が51.0%、手話通訳専門養成校が7.0%などとなっていたが、これらの学習の場によりいっそう参加しやすくしていくことが重要である。とりわけ、国立障害者リハビリテーションセンターや専門学校、大学の手話通訳学科のような手話通訳専門養成校での学習の機会を増やすことが若年層の手話通訳士取得、および合格率の上昇につながると考えられる。若い人々の手話通訳を学びたい、手話通訳士になりたいという気持ちを活かせるよう、手話通訳者・士の養成やその後の雇用につながる道筋を考えていく必要があるだろう。

(2) 自由記述から ～受験の促進、統一試験との整合、国家資格化

また、C票の自由記述をみると、手話通訳士試験を受験しやすくするために、いくつか課題が示されている。

第一に、手話通訳士試験の受験をしやすくするために、直接的に改善ができそうな試験会場の増設、負担しやすい受験料設定などが指摘されている。これらの実現は実務的には容易ではないが、受験経験者側の要望として念頭においておかなければならないだろう。

第二に、手話通訳士試験と、登録手話通訳者のための全国統一試験との関わりをどう取るかを整理することである。実際の現場では、統一試験に合格すれば手話通訳ができるために、手話通訳士の資格取得の意義が薄れているという指摘もあった。そのため、①手話通訳士の合格者は全国的に登録手話通訳者として登録できるようにする、②手話通訳士試験受験の前提として統一試験の合格の要件とすることなども提案さ

れていた。手話通訳士試験の受験のしやすくするためには、①については導入が検討されても良いのではないかと考えられるが、②については2つの試験の合格が求められるようになるため、手話通訳士資格の取得がよりいっそう困難になり、手話通訳専門養成校も衰退する恐れが出てくるだろう。手話通訳士試験と統一試験の整合の仕方についても今後より検討が求められる。

第三に、手話通訳士資格の国家資格化を希望する声もあった。現在、手話通訳士資格は、厚生労働大臣認定の資格であり、公共的な資格ともいえるが、国家資格ではない。国家資格になっていないために、国民一般の手話通訳士に対する専門性の見方が弱く、手話通訳士が広まらない要因の1つとも考えられている。ただし、資格ができたとしても、資格取得者に限定された仕事の確保、つまり業務独占につながるような雇用と結びつかなければ、国家資格化しても現状とあまり変わらないと考えられる。手話通訳士資格取得者がどのような仕事ができるのか、その仕事の開拓と業務独占化を検討していくことも合わせて必要である。

(3) 手話通訳士の講師活動

以上は、手話通訳者・士になるための学習や養成についてみてきたが、手話通訳士になった人の手話・手話通訳の講習会や養成における講師活動を確認しておきたい。というのも、かなり難易度の高い手話通訳士試験に合格した資格取得者は、高度な手話通訳の知識や技術を持っているといえるので、手話通訳士が手話・手話通訳の講習会や養成で活躍することが、手話通訳の講習会や養成を充実するために必要だと考えられるからである。

しかしながら、基礎票から実際に講師活動をしている手話通訳士は42.0%と半分にも満たない状況であった。C票でも、手話通訳に関する養成講座等の講師の担当したことがある人が32%で、担当したことがない人が61%であった。令和元(2019)年9月の講師活動の実態をみると、講師活動1回が12%、2回が14%、3～5回未満が26%、5～10回未満が13%と続いた。また、講師活動の手当(平均月額)をみると、1万円未満が34.4%、1～3万円未満が32.5%であった。手話通訳士それぞれのおかれた状況が異なるので、一概には言えないが、講師回数や手当をみても、それで十分な生活をするための仕事にしていくことは困難であろう。

基礎票から講師をしていない理由をみると、以前は講師をしていたが、今はやめている人が36.0%、指導法訓練を受けていないので講師活動はできないという人が24.1%、講師活動をしたくないという人が26.2%であった。とりわけ、講師活動をしたくないという人は2009年では9.2%であったので、約3倍も増加している。その背景として、手話通訳士の高年齢化や育児・介護などの負担などが自由記述から示されており、ここからも若年層の増加や家庭へのサポートの充実等が求められていることがわかる。

その他、自由記述では、①手話通訳のみならず、コミュニケーション能力、対人援助技術の必要性、②ろう者との交流やろう文化の理解、③手話通訳者養成の市町村開催の必須化、地域生活支援事業のなかでの手話通訳士の養成、④遠隔地での受講機会の確保などが課題として指摘されていたが、傾聴に値しよう。

3. 手話通訳士の雇用

おそらく、手話通訳者・士のあり方を決める決定的な要因は雇用や報酬であろう。手話通訳者・士の雇用や報酬が魅力的なものであれば、その養成を受ける人や受験をする人は自然と増えるはずである。しかしながら、すでにみたように、その雇用や報酬に課題がある。

手話通訳資格を活かした職業に就いている手話通訳士を対象にしたA票をみると、勤務先は行政機関が46.0%、情報提供施設が14.4%、聴覚障害者団体が10.0%と続いたが、その雇用形態の過半数63%が非正規雇用であり、正規雇用が32%であった。特に、安定した雇用と言われる行政機関での雇用の85.8%が非正規雇用となっており、手話通訳資格を活かした雇用といってもその待遇は安定的なものになっていない人が多いようである。

決まって支給される給与（月額）をみると、10万円未満が19%、10～15万円未満が11%、15～20万円未満が27%、20～25万円未満が23%となっている。ただし、正規職員で、20～25万円未満が最も多く41.7%、25万円以上35.2%となっている一方、非正規職員では20万円未満の給与が77.4%（15万円未満でも43.8%）であった。実際に担っている業務内容は大きな差がないようであるが、その給与等の待遇で大きな差が生じていると言える。

手話通訳業務の課題を聞いたところ、賃金・労働条件の改善が58.5%（非正規で68.5%、正規で39.9%）、制度や事業の周知が41.6%、職員の増員が39.0%（非正規で33.4%、正規で51.4%）となっており、賃金・労働条件の改善が全体的な課題として急務であるが、特に非正規雇用にある手話通訳士にはより大きな課題となっている。一方、職員の増員が正規雇用の手話通訳士はより大きな課題として考えているようである。これらの点で、正規と非正規で課題意識のギャップが生じているように思われる。また、自由記述では、①手話通訳士の独占業務の指定、②設置手話通訳者の要件として手話通訳士を位置づけること、③分野別の上乗せ専門資格の創設（例えば、医療分野では、医療手話通訳士の認定資格等）などが提案されていたが、手話通訳士の雇用のあり方を巡って、今後さらに検討すべき重要な課題だと考えられる。

4. 手話通訳の派遣事業と政見放送・司法場面の手話通訳

(1) 手話通訳の派遣事業

手話通訳の派遣事業所に登録している手話通訳士を対象にしたB票をみると、その登録先は市町村が33%と最も多く、都道府県・政令市聴覚障害者情報提供施設が23%、都道府県聴覚障害者団体が14%と続いており、登録年数は平均して15年程であった。この平均登録年数をみると、先に見た手話通訳士の年齢や手話通訳経験年数と整合がとれていると言えよう。

次に、実際の派遣については、令和元(2019)年9月の1か月で派遣された1,181人の回答で合計8,612件の派遣があり、1人あたり派遣回数平均5.6回（中央値4回）であった。8,612件のうち医療が35.2%、講演が14.0%、地域が12.1%、労働が9.5%、教育が8.5%、司法が1.3%、その他が19.4%であった。

1時間あたりの派遣単価は、700円未満が0.9%、700～1,200円未満が10.6%、

1,200～1,700円未満が30.0%、1,700～2,200円未満が26.1%、2,200～2,700円未満が5.5%、2,700～3,200円未満が10.9%、3,200～3,700円未満が2.1%、3,700円以上が4.8%となっていた。これだけを見ると、多くの人が十分な派遣単価となっていてと思われるかもしれないが、多くの場合、手話通訳に関わる事前打ち合わせ、移動時間、待機時間、報告書作成時間等が含まれていない自治体も多く、実質単価はより少なくなる可能性が高いことを踏まえておく必要がある。また、実際の派遣手当の平均月額をみると、1万円未満が29.9%、1～5万円未満が41.5%と5万円未満で合計71.4%であり、手話通訳派遣事業を中心に仕事にしていくことは困難であろう。

(2) 政見放送・司法場面の手話通訳

高度な手話通訳知識や技術を求められると考えられる領域での手話通訳の経験を問うたところ、基礎票から大学等の高等教育で50.6%、テレビ44.7%、D票から政見放送が21.1%、司法場面で39.0%であった。司法場面以外は2009年度の割合とほぼ同じであった。司法場面については、2009年では50.4%であったので、約10ポイントも低下していた。その理由については詳らかではないが、司法場面は直接に通訳対象者の権利に影響を与えることになる（通訳間違いがその人の一生を左右する可能性がある）ので、経験のある手話通訳者に限定されがちなのではないかと考えられる。これらの高度な手話通訳が必要とされる場面において、どのように派遣される手話通訳者が決められているのかさらに明らかにする必要があるだろう。

さらにD票から司法場面の実態をみると、司法場面を担当したことがある人のなかで、警察署について7割程が担当経験あり突出している。交通事故、家庭裁判所、検察庁で約5割の人が担当した経験があり、高等裁判所や裁判員裁判の担当経験は1桁の割合であった。おそらく手話通訳の実際の場面の割合に準じていると考えられる。しかしながら、その手話通訳についての評価をみると、なんとか通じたが61%、全く通じなかったが1%、通じたかどうか分からないが5%とその難しさが明らかになっている。おそらく、手話をどれほど利用するか分からない初対面の聴覚障害者に対して、非常に厳密でややこしい法律や制度の説明をすることに困難を感じているものと思われる。

次に政見放送についてみると、その通訳をする前提条件とされる政見放送手話通訳研修会を履修した人は41%であった。また、77%の人が参加した研修会は日本手話通訳士協会が主催した研修会だと答えていた。先述したとおり、政見放送の手話通訳（サブ担当含む）を21%が担当したことがあると答えたが、担当した人のうち71.7%が主担当をしたことがあった。これまでの政見放送の経験は1回が34%、2回が19%、3～5回が22%、5～10回が10%、10回以上が4%であった。担当した政見放送については、都道府県知事選挙が65.7%、衆議院小選挙区と参議院選挙区でそれぞれ3割程、衆議院比例代表と参議院比例代表でそれぞれ2割程であった。さらに、手話通訳をした政見放送の方式をみると、単独方式が74.9%、ビデオ持ち込み方式が40.4%、その他は1桁の%であった。そして、政見放送の手話通訳環境では、事前資料（原稿）の提供について16.5%があまり良くない、6.8%が良くないと答えていた。手話通訳

に間違いが許されない政見放送で、事前資料がないと不安になるのは当然であろう。

政見放送に関する自由記述からは、政見放送の研修会になかなか参加できないことや、その参加に旅費がかかること、政見放送の手話通訳が義務化されていないこと、手話通訳士の資格を持つ公務員も多いが、政見放送の手話通訳は政治活動とみなされ、公務員は政見放送を担当できないことなどの問題が指摘された。聴覚障害者の情報保障、権利保障の観点からすると、政見放送の手話通訳の義務化は当然と思われるが、それを担う手話通訳者の研修参加、人員の確保、その他適切に通訳が担うことができる環境作りが求められよう。

5. 障害者差別解消法と手話通訳者の雇用

これまで本調査で明らかになったことを中心にしながら、今後の手話通訳士の課題を整理して提起してきた。手話通訳士に関わる課題は多いが、しかし、そのなかでも今後しっかり検討していくべき最大の課題は、雇用問題であろう。先述のとおり、雇用や報酬に結びつけば、必然と養成や研修の充実、若年層の増加、手話通訳の派遣先の拡充などに結びつくだろう。

2009年の実態調査と今回の実態調査では、大きく異なることがある。それは2013年に成立した差別解消法である。差別解消法は、2006年に国連で採択された障害者権利条約における障害者差別禁止を日本で実質化させる重要な法律である。障害者の差別解消のために、手話通訳者の雇用が進むはずであった。とりわけ、実際の日々の情報保障の必要性から考えると、手話通訳の利用が低迷していると考えられる教育や労働の分野で雇用が進むものと思われた。

しかし、実際にはその影響は限定的であったようである。本報告書の「はじめに」にも書かれているとおり、諸外国で手話通訳の雇用先としても最も多いものが教育機関であるが、日本では差別解消法をもってしても、その教育機関等での雇用が進んでいないようである。労働場面の情報保障も単発ではなく、聴覚障害者が雇用されている時間、常に情報保障・コミュニケーション支援の必要性が継続するものと考えられる。説明会や講義等では筆記通訳は有効である面もあるが、会議やゼミナール方式の相互の意見のやりとりが求められる場合は、手話通訳の方が有効である場合もある。本来は利用する人や利用する場面などで最善の方法が選択できることが望ましい。その方法には手話通訳も含まれるはずである。

もし継続的に手話通訳が必要になった場合は、外部の手話通訳派遣を利用するよりも、雇用された手話通訳者のほうが融通が利き、しかも費用も遜減できる可能性もある。そのように考えると、やはり聴覚障害者と聴覚障害者と会話する健聴者にとって、情報保障・コミュニケーション保障の必要性が認識されなければならない。差別解消法が有効に機能するには、手話通訳が必要であり、そのことをしっかりと周知していく必要があるだろう。そのなかで手話通訳者の雇用が広まり、手話通訳士も大いに活躍できるはずである。

手話通訳士実態調査票

令和元(2019)年9月実施

ご回答いただくにあたって

1. 本調査票は、手話通訳士の皆さん全員(3,714名/令和元(2019)年9月1日現在)に郵送しております。
2. 本調査票は、5部構成になっており、それぞれの区分は下表の通りです。

| No. | 名称 | 備考 |
|-----|--------|---------------------------|
| 1 | 基礎調査票 | 全員が対象の調査 |
| 2 | 調査票【A】 | 手話通訳士資格を活かした職業に就いている方への調査 |
| 3 | 調査票【B】 | 手話通訳派遣事業に登録されている方への調査 |
| 4 | 調査票【C】 | 手話講習会等で講師活動をされている方への調査 |
| 5 | 調査票【D】 | 政見放送及び司法場面の調査〔全員が対象〕 |

3. 回答は、該当する「丸付き番号」(①、②、③等)を、丸で囲ってください。
4. 設問の枝にある()には、回答内容・数字を具体的にお書きください。
5. 自由記述覧には、回答を自由にお書きください。

お願い

令和元(2019)年10月10日までに、同封の返信用封筒で、ご返信くださいますようお願いいたします。

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

基礎調査票

1. 性別・・・①男性 ②女性
 2. 年齢・・・①20歳代 ②30歳代 ③40歳代 ④50歳代 ⑤60歳代 ⑥70歳以上
 3. 手話通訳経験年数・・・()年
 4. 手話通訳士資格を取得して・・・()年
 5. 手話通訳技能認定試験(以下、手話通訳士試験)の受験回数・・・()回
 6. 手話通訳士試験に合格するまでの手話・手話通訳学習年数・・・()年
 7. 手話・手話通訳学習は?(複数回答可)・・・
 - ①手話サークル ②手話奉仕員養成講座 ③手話通訳者養成講座 ④家族から
 - ⑤手話通訳専門養成校 ⑥その他(.....)
 8. 職業・・・
 - ①会社員(正社員) ②会社員(契約社員) ③団体職員(正規) ④団体職員(非正規)
 - ⑤公務員(正規) ⑥公務員(非正規) ⑦自営業・自由業(業種:)
 - ⑧会社役員・経営者 ⑨パート・アルバイト ⑩学生 ⑪専業主婦 ⑫無職
 9. 職種・・・[①～⑭の内、最もあてはまるものを1つ選んで下さい]
 - ①手話通訳 ②管理職 ③事務員 ④技術職 ⑤相談員 ⑥指導員 ⑦教員 ⑧保育職
 - ⑨介護職 ⑩看護職(看護師・保健師・助産師) ⑪農林漁業職 ⑫営業・販売 ⑬製造工
 - ⑭その他(.....)
 10. 日々の業務に手話通訳業務が・・・
 - ①含まれている
→ 令和元(2019)年9月1日～30日に行なった手話通訳業務は、()回[約()時間]。
 - ②含まれていない
 11. 手話通訳士以外に取得している「資格」(医療・福祉分野の資格)・・・[複数回答可]
 - ①社会福祉士 ②介護福祉士 ③精神保健福祉士 ④社会福祉主事 ⑤介護支援専門員
 - ⑥ホームヘルパー(1・2級) ⑦保育士 ⑧医師 ⑨看護師 ⑩臨床検査技師 ⑪言語聴覚士
 - ⑫その他(.....)
 12. 手話通訳士資格を活かした職業に・・・
 - ①就労している → 12へ。調査票【A】のご回答もお願いいたします
 - ②就労していない ↓
13. 12で②に回答された方へ、就労していない理由についてお尋ねいたします。

 - ①就労したいが、居住地の近隣で募集がない。
 - ②就労したいが、給与が安く、それでは生活できない。
 - ③手話通訳を職業とすることは考えていない。
 - ④その他(.....)

14. 手話通訳派遣事業への登録・・・

- ①登録している → 調査票【B】のご回答もお願いいたします。
 ②登録していない ↓

15. 14で②に回答された方へ、登録していない理由についてお尋ねいたします。

①登録したが、今はやめている。(理由:)

②登録したいが、手話通訳士のみでは登録できない。

③登録したくない。

④その他 (.....)

15. 手話講習会における活動・・・

- ①講師をしている → 調査票【C】のご回答もお願いいたします。
 ②講師をしていない ↓

16. 15で②に回答された方へ、講師をしていない理由についてお尋ねいたします。

①講師をしていたが、今はやめている。

②講師をしたいが、手話通訳士のみではできない。

③指導法の訓練を受けていないので、講師活動はできない。

④講師活動をしたくない。

④その他 (.....)

17. 高等教育場面の手話通訳は・・・①経験したことがある ②経験したことがない

18. テレビ放送の手話通訳は・・・①経験したことがある ②経験したことがない

19. 手話通訳士資格を取得した現在、あなたはどのように感じていますか〔複数回答可〕

19-01・・・①とても良かった ②良かった ③どちらでもない ④良くなかった

19-02「具体的には」・・・

- ①地域活動や業務上、プラスになった
- ②聴覚障害者に関わる情報・コミュニケーション保障に対する社会的責任
- ③社会的認知を広げる必要性
- ④手話通訳士資格を基本に手話通訳制度を構築していくことの必要性
- ⑤手話通訳士資格保有者の職の保障が必要
- ⑥手話通訳士を公的責任において養成するための養成カリキュラムの整備の必要性
- ⑦聴覚障害者の社会参加を保障するため、専門分野別の手話通訳士養成の必要性
- ⑧手話通訳士の手話通訳事業所への「手話通訳者」登録について、試験免除等配慮の必要性
- ⑨技術向上のための研修システムの必要性
- ⑩手話通訳士資格を取得しても何も変わらない
- ⑪その他 (.....)

20. 国立障害者リハビリテーションセンターの「専門研修」への参加

- ①参加したことがある
- ②参加したことがない(理由:)

21. 社会福祉法人全国手話研修センターの「現任研修」への参加

- ①参加したことがある
- ②参加したことがない(理由:)

22. 一般社団法人日本手話通訳士協会の「研修会」への参加

- ①参加したことがある
- ②参加したことがない(理由:)

23. 社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターの「合格者フォローアップ講座」への参加

- ①参加したことがある
- ②参加したことがない(理由:)

調査票【A】（士資格を活かした職業に就いている方への調査票）

（「基礎調査票」問12で、「就労している」と回答した方にお尋ねします。）

1. 就労先・・・

- ①情報提供施設
- ②社会福祉協議会
- ③行政機関（具体的に：.....）
- ④聴覚障害者団体
- ⑤聴覚障害者団体以外の障害者団体
- ⑥一般企業
- ⑦福祉公社・事業団等
- ⑧その他（.....）

2. 身分・・・①正規職員 ②非正規職員

3. 職名・・・（.....）

4. 現に就労している職場における従事年数・・・（.....）年

5. 決まって支給される給与（月額）・・・（.....）円

※具体的金額を記入し、下の番号も選んでください。

- ①10万円未満 ②10～15万円未満 ③15～20万円未満 ④20～25万円未満 ⑤25～30万円未満
- ⑥30～35万円未満 ⑦35～40万円未満 ⑧40万円以上

6. 現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務及び頻度〔複数回数可〕

※1か月間の頻度をお尋ねします。

- ①手話通訳業務：（.....）日/月
- ②相談業務：（.....）日/月
- ③コーディネーター業務：（.....）日/月
- ④手話指導業務：（.....）日/月
- ⑤事務：（.....）日/月 ⑥その他：〔.....〕（.....）日/月

7. 現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務の課題〔複数回数可〕

- ①制度や事業の周知
- ②上司や同僚の理解
- ③仕事上の悩みを相談する相手
- ④専門性が活かせる職場
- ⑤研修を受ける機会
- ⑥職場環境の改善
- ⑦賃金・労働条件の改善
- ⑧職員の増員
- ⑨他業務の兼務の解消
- ⑩その他（.....）

8. 現に就労している職場において、手話通訳士資格をさらに活かすためには、どのようなことを望みますか？

〔複数回数可〕

- ①専門職としての社会的認知・承認
- ②職員の手話通訳及び聴覚障害者への理解・啓発
- ③身分による就業制限等、業務の改善
- ④手話通訳士資格を取得した場合の待遇改善（給与・手当増額等）
- ⑤正規職員としての雇用
- ⑥その他（.....）

調査票【B】（派遣事業所に登録されている方への調査票）

（「基礎調査票」問14で「登録している」と回答した方にお尋ねします。）

1. 登録先の事業所及び登録年数は・・・

※「事業所種別」は、下の「事業所類別」一覧表から該当する番号を選び記入してください。

| | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 登録先No. | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 1-1 事業所種別 | | | | | | | | | | |
| 1-2 登録年数 | | | | | | | | | | |

◆事業所類別（一覧表）◆

- 1＝都道府県本庁又は支庁、2＝都道府県社会福祉協議会、3＝都道府県・政令市聴覚障害者情報提供施設、
4＝都道府県身体障害者団体、5＝都道府県聴覚障害者団体、6＝市町村役所、7＝市町村社会福祉協議会、
8＝その他

2. 本年(2019年)9月1日から本年9月30日までの1か月間に行った手話通訳派遣について

2-1 件数・・・()件 ※具体的件数を記入し、下の番号も選んでください。

- ①0件 ②1～5件 ③6～10件 ④11～15件 ⑤16～20件 ⑥21件以上

2-2 内訳・・・

| | 医療 | 司法 | 労働 | 教育 | 地域 | 講演 | その他 |
|-------------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 派遣された 件数 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |

3. 1年間を通した、派遣手当の「平均月額」について・・・()円位

※具体的金額を記入し、下の番号も選んでください。

- ①1万円未満 ②1～5万円未満 ③5～10万円未満 ④10～15万円未満
⑤15～20万円未満 ⑥20万円以上

4. 主に従事する手話通訳派遣事業所の報酬・手当等について

1時間あたりの「派遣単価」について・・・()円

※具体的金額を記入し、下の番号も選んでください。

- ①700円未満 ②700～1,200円未満 ③1,200～1,700円未満 ④1,700～2,200円未満
⑤2,200～2,700円未満 ⑥2,700～3,200円未満 ⑦3,200～3,700円未満 ⑧3,700円以上

5. 登録先の事業所等の主催による登録者研修・・・①実施されている ②実施されていない

◆「実施されている」と回答した場合

- ①よく参加する ②ときどき参加する ③参加したいが困難だ(理由:.....)
④参加したいが情報が無い ⑤参加したいと思わない(理由:.....)

6. 登録者派遣事業についてどのようなことを望みますか？〔複数回数可〕

- ①専門職としての登録手話通訳者の社会的認知・承認
②市民の手話通訳及び聴覚障害者への理解・啓発
③専門性が担保されたコーディネートの養成・研修・配置
④手話通訳士資格を有する登録者の待遇改善(手当増額等)
⑤その他(.....)

調査票【C】（手話講習会等で講師活動をされている方への調査票）

（「基礎調査票」問15で、「講師活動をしている」と回答した方にお尋ねします。）

1. 手話通訳士養成講座での講師・・・①担当したことがある ②担当したことがない

◆「担当したことがある」と回答した場合

1-1 主催は：①都道府県

②都道府県聴覚障害者協会

③政令指定都市

④市町村

⑤その他（.....）

1-2 教材は：①一般財団法人全日本ろうあ連盟発行のテキスト・教材

②一般社団法人日本手話通訳士協会発行のテキスト・教材

③上記①②以外の市販されているテキスト・教材

④その他（.....）

2. 都道府県手話通訳者養成講座での講師・・・①担当したことがある ②担当したことはない

3. 区市町村手話通訳者養成講座での講師・・・①担当したことがある ②担当したことはない

4. 手話通訳者登録研修での講師・・・①担当したことがある ②担当したことはない

5. 専門学校等での講師・・・①担当したことがある ②担当したことはない

6. 本年（2019年）9月1日から同年9月30日の1か月間に行った講師活動について

回数・・・（ ）回

※具体的回数を記入し、下の番号も選んでください。

①0回 ②1～5回 ③6～10回 ④11～15回 ⑤16～20回 ⑥21回以上

7. 1年間を通した、講師手当の平均月額について・・・（ ）円位

※具体的金額を記入し、下の番号も選んでください。

①1万円未満 ②1～3万円未満 ③3～6万円未満 ④6～9万円未満 ⑤9～12万円未満

⑥12～15万円未満 ⑦15～18万円未満 ⑧18～21万円未満 ⑨21万円以上

8. 手話通訳士・者養成及び手話通訳士試験制度についてどのようなことを望みますか？

8-1 養成について〔複数回数可〕

①手話奉仕員・手話通訳者養成カリキュラムの見直し

②手話通訳士養成カリキュラム、テキスト・教材の開発

③手話通訳士養成の指導者の育成

④手話通訳者・士の量的確保（高齢化対策）

⑤その他（.....）

8-2 試験制度について〔複数回数可〕

①試験会場増設（受験に係る費用（旅費、宿泊費）負担削減のため）

②手話通訳士試験合格者が手話通訳派遣事業の登録手話通訳者として認定される仕組み

③手話通訳士資格に「更新制度」の導入

④手話通訳者「全国統一試験」合格を、手話通訳士試験受験要件とする制度への変更

⑤その他

（自由記述）

調査票【D】(政見放送及び司法場面に関する調査票)

調査票【D】
(1/2)

I 政見放送の手話通訳について

1. 政見放送手話通訳研修会・・・①履修した ②履修していない

◆「履修した」と回答した場合

1-1 主催：①日本手話通訳士協会 ②その他()

1-2 研修会の開催年月：()年()月 ※西暦表記

1-3 開催場所：()

2. 政見放送の手話通訳(サブ担当含む)・・・①担当したことがある ②担当したことがない

◆「担当したことがある」と回答した場合〔複数回数可〕

2-1 担当した回数：()回

2-2 政見放送の種類：〔複数回数可〕

①衆議院・小選挙区 ②衆議院・比例代表 ③参議院・選挙区 ④参議院・比例代表

⑤都道府県知事選挙

2-3 政見放送の方式：

①単独方式 ②対談方式 ③複数方式 ④組み合わせ方式 ⑤ビデオ持込み方式

⑥その他()

2-4 担当：①主担当 ②サブ(予備)担当 ③その他()

2-5 手話通訳環境について・・・

(1) 事前資料(原稿)の提供について・・・

①とても良い ②良い ③普通 ④あまり良くない ⑤良くない

(理由)

(2) 候補者・出演者の声のきこえは・・・

①とても良い ②良い ③普通 ④あまり良くない ⑤良くない

(理由)

(3) サブ通訳者との連携は・・・

①とても良い ②良い ③普通 ④あまり良くない ⑤良くない

(理由)

4. 政見放送手話通訳に関する要望・提案等

(自由記述)

Ⅱ 司法場面の手話通訳について

1. 司法場面の手話通訳・・・①担当したことがある ②担当したことはない

◆「①担当したことがある」と回答した場合

1-1 場面は：

- ①警察署（ 回） ②検察庁（ 回） ③交通事故（ 回） ④簡易裁判所（ 回）
 ⑤家庭裁判所（ 回） ⑥地方裁判所（ 回） ⑦高等裁判所（ 回）
 ⑧裁判員裁判（ 回）

1-2 依頼者、被疑者・被告人等との手話は・・・

- ①良く通じた ②なんとか通じた ③全く通じなかった ④通じたかどうか分からない

(上記評価の理由等)

◆「⑧裁判員裁判」を担当したことがあると回答した場合

1-3 担当された時期：（ 年 月～ 年 月）※西暦表記

1-4 公判の回数：（ 回）

1-5 手話通訳者の人数：①1人 ②2人 ③その他（ 人）

1-6 聴覚障害をもつ裁判員との事前打合せ：①あり ②なし

1-7 事前資料の提供：①あった

②あったが不十分（理由：.....）

③なかった（理由：.....）

2. 地元の弁護士会との連携・・・①ある ②ない

◆「①ある」と回答した場合

2-1 弁護士会との連携は〔複数回数可〕

- ①講演会の開催 ②研修会の開催 ③模擬法廷での演習 ④法律・裁判のに関する用語・制度の学習会
 ⑤その他（.....）

3. 地元の通訳センターへの登録・・・①ある ②ない

◆「①ある」と回答した場合

3-1 通訳センターとの登録は〔複数回数可〕

- ①手話奉仕員として ②登録手話通訳者として ③手話通訳士として

④その他（.....）

4. 裁判員裁判の手話通訳に関する要望・提案等

(自由記述)

資料 2) 第31回手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)案内 (一部)
〔令和元(2019)年10月実施〕



2019年3月現在
社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

- ①「実技試験解説DVD(第30回試験「模範解答例」付き)」を、受験申込者全員に無償で配付いたします。(8月に、「受験票」と一緒にお送りいたします。)
- ②「受験申込書」をホームページからダウンロードできます。(詳しくは裏面をご覧ください。)

第31回 手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)案内

厚生労働大臣公認『手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)』を次のとおり実施します。

1. 試験日時 (学科試験と実技試験を連続した2日間で実施します)

| | 試験日 | 時間 | 試験科目 | 備考 |
|------|-------------------|------------------|--|---|
| 学科試験 | 2019年 10月5日(土) | 13時00分～14時30分 | 障害者福祉の基礎知識 聴覚障害者に関する基礎知識 | 12時30分から オリエンテーション を行います。 |
| | | 15時00分～16時30分 | 手話通訳のあり方 国語 | |
| 実技試験 | 10月6日(日) | 受験者に別途 通知します。 | 聞取り通訳 (音声による出題を手話で解答) 読取り通訳 (手話による出題を音声で解答) | 学科試験受験者 及び学科試験を 免除される者が 実技試験を受験 できます。 |

※ 合格発表は、2020年1月31日(金)を予定しています。

2. 試験地

東京、大阪、熊本で実施します。(試験会場については受験の手引(5月8日配布開始予定)参照)

3. 受験資格

20歳(受験日の属する年度末(2020年3月31日)までに20歳に達する者を含む)以上の者。

4. 学科試験の免除

第30回手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の結果通知に「学科試験については合格基準を満たしておりました」と記載されている者については、申請により学科試験が免除されます。

5. 受験申込受付期間

2019年5月10日(金)～2019年6月15日(土)

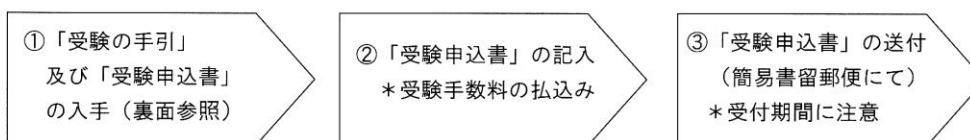
〔当日消印有効、簡易書留郵便のみ受付〕

・学科試験免除対象者も、上記期間内に学科試験免除申請手続き及び受験申込手続きを行ってください。

6. 受験手数料

21,600円(税込み)

7. 受験申込までの流れ



「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」

79 平成21年3月31日 火曜日 官 報 (号外第67号)

第 二 条

○厚生労働省令第九十六号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四十五条の規定に基づき、手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令を次のように定める。
平成二十一年三月三十一日
厚生労働大臣 舛添 要一

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令

(目的)

第一条 この省令は、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者(以下「聴覚障害者等」という。)とその他の者との間の意思疎通の確立に必要なとされる手話通訳(手話により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。以下同じ。)を行う者の手話通訳に関する知識及び技能(以下「手話通訳技能」という。)についての審査・証明(以下「審査等」という。)を行う事業(以下「審査・証明事業」という。)の認定に関し必要な事項を定めることにより、手話通訳技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高め、聴覚障害者等の社会参加を促進し、併せて手話の発展を図るとともに、身体障害者福祉法第四条の二に規定する手話通訳事業の適切な実施を確保し、もって国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(認定)

第二条 厚生労働大臣は、審査・証明事業であつて、手話通訳技能の向上を図り、手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高める上で奨励すべきものを、次条に規定する基準により認定する。
(認定の基準)

第三条 審査・証明事業の認定の基準は、次のとおりとする。

一 審査・証明事業を実施する者が、一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人(以下「一般社団法人等」という。)であつて、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 聴覚障害者等の福祉の増進に積極的に寄与し、かつ、審査・証明事業を実施する者としてふさわしいものであること。

ロ その役員構成が審査・証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

ハ 審査・証明事業以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて審査・証明事業が不公正に実施されるおそれがないものであること。

ニ 審査・証明事業を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有するものであること。

三 審査・証明事業が十分な社会的信用を得られる見込みを有するものであること。

四 審査等が試験及び登録により行われるものであること。

五 審査等の対象となる手話通訳技能の水準についての審査の基準(以下「審査基準」という。)、試験の実施の回数、時期及び場所並びに試験問題の水準及び合格者の判定方法その他の試験の実施方法が適切なものであること。

六 審査・証明事業を実施する者が、試験科目及びその範囲の設定、試験問題及び試験実施要領の作成並びに手話通訳技能の程度の評価に係る事項その他技術的事項に関する業務を行う場合は、試験委員に行わせるものであること。

七 試験委員は、認定試験に関し高い見識を有する者であつて、当該技能について専門的な技術又は学識経験を有する者のうちから選任するものであること。
(認定の申請)

第四条

第二条に規定する認定を受けようとする一般社団法人等は、名称、代表者の氏名、住所及び認定を受けようとする審査・証明事業の名称を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 定款

二 役員の名簿及び履歴書

三 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の末日における財産目録、貸借対照表及び財産の権利関係を証する書類

四 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

五 申請の日の属する事業年度の翌事業年度から申請の日から起算して三年を経過した日の属する事業年度までの各事業年度の審査・証明事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

六 審査・証明事業に関する事務組織を記載した書類

七 審査・証明事業の実施要領

八 審査基準を記載した書類

九 前項第四号に掲げる書類は、審査・証明事業に係る事項と他の業務に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。

十 第一項第七号に掲げる実施要領は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 審査等を受けようとする者の資格に関する事項

二 試験委員の選任に関する事項

三 試験の実施の回数、時期及び場所に関する事項

四 試験問題及び合格者の判定に関する事項
五 合格者の登録の有効期限その他の合格者の証明に関する事項

六 登録者に称号を付与する場合にあっては、その名称その他の称号の付与に関する事項
七 審査等の手数料に関する事項

八 審査等の業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

九 審査等の業務に関する帳簿及びその保存に関する事項
十 前各号に掲げるもののほか、審査等の業務に関し必要な事項

（厚生労働大臣の認定を受けた旨の表示）
第五条 第二条に規定する認定を受けた審査・証明事業を実施する一般社団法人等（以下「認定法人」という。）は、審査・証明事業を実施するときは、厚生労働大臣の認定を受けたものであることを明示していなければならない。

（変更の承認等）
第六条 認定法人は、審査・証明事業の名称、審査・証明事業の実施要領又は審査基準を変更しようとするときは、その変更の内容、理由及び時期を記載した変更申請書を厚生労働大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

第七条 認定法人は、定款、役員又は審査・証明事業に関する事務組織を変更したときは、遅滞なくその変更の内容及び時期を記載した変更届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（事業計画書の提出）
第七条 認定法人は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第八条 認定法人は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 当該事業年度の事業概要報告書
二 当該事業年度の収支決算書
三 当該事業年度末の財産目録及び貸借対照表
四 前項第一号及び第二号に掲げる書類について準用する。

第九条 認定法人は、第三条第六号に規定する試験委員を選任したときは、遅滞なく、試験委員の氏名、略歴、担当する試験業務及び選任の理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十条 認定法人は、試験を実施したときは、遅滞なく、試験内容及びその結果を記載した帳簿を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十一条 厚生労働大臣は、審査・証明事業の実施に関し必要があると認めるときは、認定法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第十二条 厚生労働大臣は、認定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の認定を取り消すことができる。

（事業概要報告書の提出）
第八条 認定法人は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 当該事業年度の事業概要報告書
二 当該事業年度の収支決算書
三 当該事業年度末の財産目録及び貸借対照表
四 前項第一号及び第二号に掲げる書類について準用する。

第九条 認定法人は、第三条第六号に規定する試験委員を選任したときは、遅滞なく、試験委員の氏名、略歴、担当する試験業務及び選任の理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十条 認定法人は、試験を実施したときは、遅滞なく、試験内容及びその結果を記載した帳簿を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十一条 厚生労働大臣は、審査・証明事業の実施に関し必要があると認めるときは、認定法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第十二条 厚生労働大臣は、認定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の認定を取り消すことができる。

一 第三条に規定する認定の基準に適合しなくなつたとき。
二 第六条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。
三 第六条第二項、第七條第一項、第八條第一項、第三項若しくは第四項又は第九條の規定により書類の提出又は報告をしなければならない場合において、その書類の提出若しくは報告をせず、又は虚偽の書類の提出若しくは報告をしたとき。

（認定等の告示）
第十三条 厚生労働大臣は、第二条の規定により認定をしたときは、認定法人の名称及び住所並びに当該認定法人が実施する審査・証明事業の名称その他必要な事項を官報で告示する。これ
○厚生労働省令第九十七号

第十四条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第五十二条の規定に基づき、及び同法第四十六条の規定を実施するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条・第三十一条の二」に改める。
第二条第二項第二号中「刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四十二号）第三十三条第一項又は」を削り、「犯罪者予防更生法第四十八条の二各号」を「更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条各号又は第八十五条第一項各号」に改める。

第六條の二第三項中「第二十八條第一項」を「第二十七條第一項」に改める。
第二十一條を第三十一條の二とし、第五章第三節中同條の前に次の一條を加える。
（指定の基準等）
第三十一條 法第四十六條の規定による指定の基準は、次のとおりとする。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。

一 第三条に規定する認定の基準に適合しなくなつたとき。
二 第六条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。
三 第六条第二項、第七條第一項、第八條第一項、第三項若しくは第四項又は第九條の規定により書類の提出又は報告をしなければならない場合において、その書類の提出若しくは報告をせず、又は虚偽の書類の提出若しくは報告をしたとき。

（認定等の告示）
第十三条 厚生労働大臣は、第二条の規定により認定をしたときは、認定法人の名称及び住所並びに当該認定法人が実施する審査・証明事業の名称その他必要な事項を官報で告示する。これ
○厚生労働省令第九十七号

第十四条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第五十二条の規定に基づき、及び同法第四十六条の規定を実施するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条・第三十一条の二」に改める。
第二条第二項第二号中「刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四十二号）第三十三条第一項又は」を削り、「犯罪者予防更生法第四十八条の二各号」を「更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条各号又は第八十五条第一項各号」に改める。

第六條の二第三項中「第二十八條第一項」を「第二十七條第一項」に改める。
第二十一條を第三十一條の二とし、第五章第三節中同條の前に次の一條を加える。
（指定の基準等）
第三十一條 法第四十六條の規定による指定の基準は、次のとおりとする。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前に手続通知を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第三条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

資料-4 申込者・受験者・合格者等の推移

申込者・受験者・合格者等の推移

| 回 | 申込者数 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率 | 性別 | | 年齢区分 | | | | | 平均年齢 |
|-----|--------|--------|-------|-------|-----|-------|------|-----|-----|-----|------|------|
| | | | | | 男性 | 女性 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60歳～ | |
| 1 | 1,155 | 1,082 | 197 | 18.2% | 57 | 140 | 38 | 108 | 42 | 9 | 0 | 35.6 |
| 2 | 693 | 640 | 124 | 19.4% | 26 | 98 | 27 | 50 | 41 | 6 | 0 | 38.4 |
| 3 | 574 | 541 | 111 | 20.5% | 27 | 84 | 17 | 61 | 27 | 6 | 0 | 36.3 |
| 4 | 445 | 411 | 81 | 19.7% | 21 | 60 | 20 | 35 | 22 | 4 | 0 | 35.9 |
| 5 | 409 | 378 | 93 | 24.6% | 14 | 79 | 16 | 33 | 40 | 4 | 0 | 37.0 |
| 6 | 461 | 430 | 70 | 16.3% | 15 | 55 | 19 | 22 | 27 | 2 | 0 | 36.3 |
| 7 | 554 | 510 | 74 | 14.5% | 6 | 68 | 16 | 30 | 24 | 4 | 0 | 36.7 |
| 8 | 647 | 606 | 57 | 9.4% | 6 | 51 | 11 | 28 | 13 | 5 | 0 | 36.5 |
| 9 | 668 | 619 | 86 | 13.9% | 13 | 73 | 21 | 35 | 24 | 6 | 0 | 36.4 |
| 10 | 765 | 726 | 71 | 9.8% | 11 | 60 | 12 | 23 | 25 | 11 | 0 | 39.7 |
| 11 | 962 | 893 | 50 | 5.6% | 4 | 46 | 6 | 11 | 21 | 10 | 0 | 42.3 |
| 12 | 1,076 | 1,018 | 63 | 6.2% | 5 | 58 | 5 | 22 | 30 | 6 | 0 | 40.0 |
| 13 | 988 | 910 | 40 | 4.4% | 3 | 37 | 9 | 16 | 10 | 5 | 0 | 38.0 |
| 14 | 1,086 | 1,008 | 98 | 9.7% | 8 | 90 | 9 | 28 | 52 | 9 | 0 | 41.0 |
| 15 | 1,194 | 1,124 | 117 | 10.4% | 13 | 104 | 17 | 35 | 50 | 14 | 1 | 39.9 |
| 16 | 1,188 | 1,109 | 113 | 10.2% | 4 | 109 | 15 | 25 | 54 | 19 | 0 | 41.4 |
| 17 | 1,072 | 1,011 | 116 | 11.5% | 8 | 108 | 14 | 33 | 44 | 24 | 1 | 41.3 |
| 18 | 1,093 | 1,034 | 228 | 22.1% | 29 | 199 | 26 | 42 | 104 | 53 | 3 | 43.2 |
| 19 | 1,041 | 961 | 246 | 25.6% | 31 | 215 | 26 | 53 | 101 | 62 | 4 | 43.3 |
| 20 | 955 | 897 | 297 | 33.1% | 21 | 276 | 24 | 64 | 96 | 94 | 19 | 45.2 |
| 21 | 1,004 | 932 | 311 | 33.4% | 25 | 286 | 22 | 51 | 122 | 99 | 17 | 52.3 |
| 22 | 929 | 863 | 184 | 21.3% | 8 | 176 | 9 | 39 | 52 | 68 | 16 | 46.4 |
| 23 | 982 | 920 | 182 | 19.8% | 18 | 164 | 14 | 39 | 58 | 62 | 9 | 45.5 |
| 24 | 1,014 | 948 | 105 | 11.1% | 13 | 92 | 17 | 21 | 42 | 19 | 6 | 42.5 |
| 25 | 997 | 929 | 190 | 20.5% | 24 | 166 | 16 | 33 | 83 | 51 | 7 | 44.2 |
| 26 | 1,034 | 956 | 106 | 11.1% | 6 | 100 | 10 | 23 | 42 | 26 | 5 | 44.3 |
| 27 | 1,142 | 1,076 | 23 | 2.1% | 1 | 22 | 2 | 3 | 14 | 4 | 0 | 43.3 |
| 28 | 1,133 | 1,058 | 119 | 11.2% | 14 | 105 | 14 | 18 | 46 | 36 | 5 | 44.7 |
| 29 | 1,110 | 1,037 | 85 | 8.2% | 7 | 78 | 4 | 14 | 29 | 30 | 8 | 47.4 |
| 30 | 1,200 | 1,105 | 108 | 9.8% | 6 | 102 | 13 | 13 | 38 | 36 | 8 | 48.0 |
| 31 | 1,185 | 1,100 | 121 | 11.0% | 11 | 110 | 9 | 16 | 42 | 47 | 7 | 47.4 |
| 累計等 | 28,756 | 26,832 | 3,866 | 15.0% | 455 | 3,411 | — | — | — | — | — | — |

この調査事業は、大阪府民共済生活協同組合、全国労働者共済生活協同組合連合会から助成を受けて、実施したものです。

「手話通訳士実態調査報告書」

発行日：令和元(2019)年12月

発行：社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
〒153-0053

東京都目黒区五本木一丁目8番3号

電話 03-6833-5003

FAX 03-6833-5000

E-mail slit@jyoubun-center.or.jp

ウェブサイト <http://www.jyoubun-center.or.jp>